

75.5
105

関口泰著

公民教育の話

文壽堂出版部



0052704000

0052704-000

275.5-105

公民教育の話

関口泰・著

文壽堂出版部

昭和21

AHP

內務省
21.5.7.
(出版雜誌)

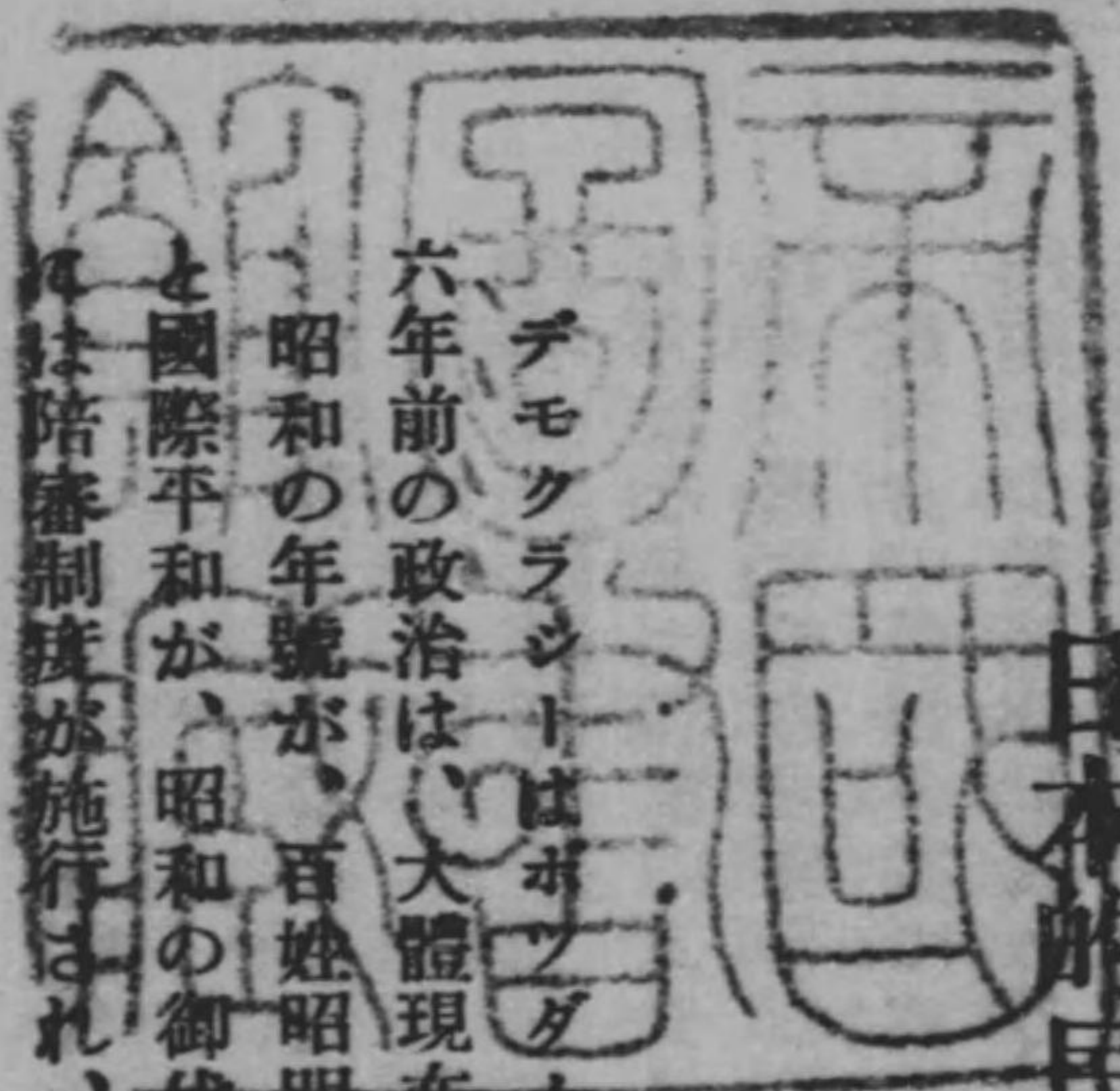
5



關口泰著

國民教育の話





日本的民主々義と公民教育(改版序)

デモクラシーはポツダム宣言の受諾によつて始めて我が國に行はるゝのではなくて、今から十五
六年前の政治は、大體現在と同じ方向にあつたといつてよろしい。

昭和の年號が、百姓昭明協和萬邦といふ書經の文句からとられたことが示す如く、デモクラシー
と國際平和が、昭和の御代の旗印であり、昭和二年には普選による第一回の總選挙が行はれ、三年
には陪審制度が施行され、四年には不戰條約が締結され、我が國は世界の強國として國際聯盟の立
役者であつた。

然るに普通選挙運動は、既成政黨打破を意味する憲法擁護運動から發達したものであるが、既成
政黨側が巧に身をかはして、その中にはいり込み、護憲三派内閣を作り、普選法の中に既成政治勢
力保持の爲めの毒藥を盛り込んでおいたので、普選により選挙權が擴大するの比例して、選挙腐



敗も擴大し、政界に毒素が深刻廣汎に擴大したので、政治疑獄は頻々として、國民の前に摘發され、政黨内閣制への不信、惹いては議會制度そのものへの疑惑を買ふに至つたのである。

一方國際的軍備制限による軍部の不平不満は、この國際平和主義と國內民主主義とに對する反動的動きを見せてゐたが、これが農村の經濟的不安と結びついてゆく傾向をもつた。それは、普通選舉により擡頭すべき新興政治勢力が個人の尊重と政治的自由が行はれ養はれる時間を持つ暇のなかつた我が國に於ては、十分に發達する餘地がなくて、却つて急激なる左傾、赤化の社會的脅威が、國家的彈壓を正當化したこと、伴つてもゐたのである。

そこで昭和四年には、濱口首相の暗殺が行はれ、六年の滿洲事變となり、七年の五・一五事件、八年の國際聯盟脱退、十一年の二・二六事件とつゞいて、十二年には支那事變の勃發に至り、不擴大方針などは事實によつて着々否定され、十六年の大太平洋戦争となり、敗戦による終結にまで導かれて、國を千古未曾有の慘苦に陥れたのである。

政友會の絶對多數に支持されてゐた犬養内閣が五・一五の嵐に無慚に散つて以來、政黨出身者が内閣の少數部分を占めるだけで、議會は國政の上に殆ど發言權をもたず、選舉も碌に行はず、衆議院議員の四年の任期を五年に延ばしたことさへあり、國民の選舉權などは尊重されずに、選舉肅正運動の名の下に、官權の選舉干渉、政府の選舉支配すら行はれるに至つたのである。

この間に國體明徴運動の嵐が吹き捲いて、天皇機關説の名の下に、憲法學者が學界官界から追は

れ、神憑りの日本國家觀が教育界を支配し、日本精神なるものが、窮屈に國民の言動を縛りつけていつたのである。そして凡ては國際平和とデモクラシーへの反撃としての進行に外ならない。

戦争を考へると、公開的な、民意と共にある議會政治が不適當であり、非能率であるに違ひない。それは反面に議會政治の平和的性格を語るものである。官僚政治は豫め或る一定の方向、方針が定つてをり、それに従つて行けばよいのであるから、一々相談し、納得させてゆかなければならぬ。議會の存在は邪魔になる。そこに軍閥と官僚が結び付いて、議會政治を排撃する根據がある。

藩閥官僚と戦つてやつと勝つたと思つた政黨による議會政治は、軍閥官僚に倒され、引ずられて無謀なる戦争を戦つたのである。東條内閣の一閣僚が云つた如く、戦争は國內問題に過ぎなかつたので、滿洲事變もいはゞ國內戦争を滿洲に於て戦つたのである。

政黨が藩閥的官僚政治と戦ふ場合に、國民と共にせず、官僚勢力の一部と結びつき、國民の力によらず政府的力を以てせんとしたことが、政黨政治を本當に發達させず、議會の絶對多數を無力なものとして、少壯軍人の一撃の下に粉碎された原因となつた。

その事は選舉の腐敗にも關係があるのであつて、選舉が民意によらずして、買収と干渉によつて支配されたことを、最もよく知つてゐる政黨の代議士たちは、國民の代表たる自信がなくて、官權や財力に依頼する心が強く、そのために政權に近付くことを第一の目的にし、利權を漁ることをこれ事としたので、政治疑獄の頻發、賣動事件まで起して、國民の侮蔑を買ひ、政黨政治が確立する

前に、政黨政治の不信用が壓倒的になつてしまつた。それが一方、軍が國民皆兵の徴兵制度によつて、國民の痛苦は軍が最もよく知り、軍の力によつてこれを救へるといふ考へをもつものを生じた所以でもある。

それ故に選舉を正しく行ふことが第一であつて、これによつて日本的民主政治の基礎が据ゑられるといふことは、單に理論的の説明をする意味ではなくて、實際に痛烈に體驗させられた事實なのである。選舉腐敗と政黨不信が、議會政治に對する疑惑を生じた所へ、憲法政治を否認する結果になる國體明徴運動が起り、それにいろ／＼の不純物が結びついていつたのである。

國體擁護といひ、國體明徴といひ、それ自身が悪い筈はないのであるが、國體を何から擁護するかといへば、その時代に外敵があつたわけではなく、國內に國體を棄す者があるから、それから擁護しなければならぬ。國體が不明徴になつてゐるから、その曇りを拂つてこれを明徴にしなければならぬといふのであつて、敵を國內に求め、或は國內に敵を作つてゆく結果になつたのである。

彼等のいふ國體の敵とは何か。神憑りの國體觀を否定する者であり、特殊な國體論に反對する者に過ぎない。そしてその敵は思想であるから、國體明徴運動の犠牲となる被害者は、學者であり思想家であり、學問であり言論である。その結果は寛容を本質とする我が國體の凡そ反對であるところの法律によらざる苛烈な思想取締りとなつて、國體は却つて不明徴となつたのである。

國體といふ文字は、帝國憲法の内には勿論憲法關係の告文、勅語、上諭の何れにも見出されず、

的運動の力が、再び革新の勢となることを恐れた藩閥官僚の政府が、治め易からんことを願つて民を愚にせんとしたものであることを否定出来ない。明治の時代が急速度に西洋文明に追付き、西洋の制度を採らなければならなかつた爲に、内容よりも先づ形式を必要とし、官が先に立つて引ずつてゆくには民を愚としておく方が便利だつたのである。その爲には民衆に制度の精神を納得させることを努めないで、たゞ制度の外形だけを強ひたのである。その爲に自治制度を布いても、これに伴ふ自治精神の涵養を怠り、立憲政治になつても憲法教育を國民に與へない。却つて極端なのはその政策を行ふためには、議會を操縦すると稱して議員を買収し、選舉に當つては干渉と投票買収によつて、選舉の腐敗、政黨の腐敗、政治の腐敗の種を蒔いたのである。政黨政治の腐敗を聲高に叫ぶ官僚の殘黨こそは、その昔藩閥政治家の手先となつて、政治腐敗の種を蒔いたのである。官僚政府はかくの如くして選舉干渉と投票買収によつて、政治を汚毒したと同時に、他方に於ては政治を教育から遠ざけることに努めたのである。政治を汚れたるものとして、教育は斯の如き汚れたる政治に近づくべからずとなしたのである。そしてその企圖が必要以上に成功し、こゝに教育が政治と遠ざかり、學校教育に政治教育ひいては公民教育の缺陷が著しくなつていつたのである。

教科書の公民教育的教材

この政治を恐れて遠ざけた明治政府の態度は、小學校の教育においても現はれてゐる。明治五年

の學制は、小學校の高學年に於て政體大意を教へることを定めてゐたのに、自治制が布かれ、憲法が發布されるのをすぐ眼の前に見た明治十九年になつて改正された小學校令には、その姿を消してゐる。

小學校の國語讀本や修身教科書に於ても、公民教育的教材は決して少ないわけではないのであるが、光輝ある國體の尊嚴は説いて倦まないにかゝはらず、明治維新五ヶ條の御誓文以來發揚されて、憲法發布によつてその實を結んだ立憲政體の精神は、十分に明かにされてゐない。形式的には、選舉の事も、帝國議會のことも、市町村自治も、帝國憲法それ自身も説明されてはゐるのであるが、それは驚くべく法制の形骸に止つて、兒童に會得せしむるには遠く、その精神を傳へるに至らぬのみか、却つてその他の公民教育的徳目を教へる箇所に於て、國定教科書の編纂者が、立憲自治の精神を全然理解してゐないことを示してゐるのである。

例へば、地方自治的教材を捉へんとして、徳川封建政治の農村に例をとり、經濟的教材を教へるのに、自足經濟時代の例をとるから、今日の兒童には、實踐的價値がないばかりか、その理解さへも到底十分なるを得ないのである。徳川幕府の代官が、公益のために殖産興業に力を盡し、或は傑い村役人が愚民を指導して地方産業を興した、孝行で感心な男が村のために働いて立身出世したといふやうな話のみあつて、明治以後の地方自治における例話は少しもないのである。その最も甚しきは、徳川光圀が奥女中を連れ棧敷をこさへさせて紙すき場を見學させ、それで紙を粗末にしない

爲めの儉約を教へたなどといふ例話を、麗々しく掲げるが如きは、全然編纂者が紙魚と共に古本の間にあつて明治以前の世界に住んでゐるとしか思へないのである。

しかしながら、教育が立憲政治を眞に理解してをり、普通選舉と陪審制度が布かれてゐる時代に適應するためには、どうして公民教育の教材を、徳川幕府專制政治の下に於ける例をとつて教へて濟まされようか。又不戰條約によつて、戰爭は罪惡なりと認めんとする時代、國際聯盟によつて平和なる國際關係を樹立せんと努力しつゝある國家に於ては、どうして軍國主義的武斷國家的國家觀念の下にある忠君愛國に終始して安んじてゐられようか。

普選と陪審によつて、國民の國家に對する關係は全然異つたのである。不戰條約と國際聯盟によつて、國家觀念は革命的變化を受けてゐるのである。普通選舉によつて國家の參政權を有する國民は、專制治下にたゞ國權の目的物として服従することのみをもつて能としてゐた臣民とは、その教育は自ら異らざるを得ない。陪審制度によつて國家の司法權に參與し得る國民の教育は、稀に出て來る大岡越前守の人情味ある裁判を謳歌する封建治下の町人百姓のそれとは相違なきを得ないのである。戰爭が國家の一大事であり、治に居ても亂を忘れず、いはゞ一旦緩急ある時に義勇公に奉ずるの精神を重んじ、命を鴻毛の輕きに比して死を見ること歸するが如きことを、教育の中心とした時代の國民教育は、もはや今日の時代の公民教育の中心思想ではあり得ないのである。今日においては、強權と服従のみを強調した上下の關係の縦の道德から、社會生活に於る共存共榮相互依存の

横の道徳に、中心が移つてゆき、自由競争と帝國主義の經濟時代から、社會政策を高唱しなければならなくなつた現代の公民教育は、前代のそれとはその内容と精神とを異にしなければならぬことは寧ろ當然といはなければならぬ。

公民教育と實業補習學校

以上の如く文部當局は、極力、政治を教育から遠ざけて、立憲思想、自治精神をさへ、正しく十分に國民教育に取り入れることをしなかつたのである。しかして中央集權は文部行政に於て徹底的に行はれ、教育は教師に信頼せずして法規によつて細かく縛り上げられてゐたからして、この弊害は劃一的に全國に普遍したのである。そこに公民教育が實業補習學校から起つた理由があるのである。

我が國の公民教育が、小學校教育以來最大の重要さを置かれてゐる「修身科」から發展せず、又法科萬能主義を謳はれて、ゐる文政下に於ける「法制經濟」によつて充實されもしないで、文部省から一番無視され繼子扱ひされてゐた實業補習學校の、しかも文部省から一番手の届きさうもない鳥取縣から産れたことは、單なる皮肉ではなくて、非常に意味深いことと思はれる。それは形式的修身教育の敬遠や、形骸的な法制經濟の不信任を意味するばかりではなく、文部省從來の、明治初年以來そのまゝに繼續されて來てゐる教育方針に對しての不信任とも警告とも取られ得るのである。

軍國主義的國家の進行と共に、公民教育運動が影を潜めたことは、軍國主義的教育の否定に出發する教育の再建に當つて、公民教育の必要を叫ぶ所以でもある。縦の道徳をのみ強調して、横の道徳を無視した所に大きな社會的缺陷が生じてゐる。國家觀念を否定するのではないが、社會的國家觀念ともいふべきものが必要であり、市民的教養と市民的訓練とに重點を置く公民教育が要求されるのである。

國民は治められる者であり、治める者である。絶対服従を人民の性格とする考へ方を捨て、治める者としての責任の自覺の上に、民主政治も立憲國家も建つてゐる。自分が自分で規律し服従するのである。治め易いやうに民を愚にする代りに、國民の明智良能を必要とし、國民全體を引上げるための教育、個人の立身出世の爲ではない、相互扶助共存共榮のための教育を必要とする。

選挙は國家建設のための國民總動員である。「急がば廻れ」議會政治が能率的でないにしても、國民の納得する國民による政治を打建てるためには、國民の立憲的教養、民主的訓練からはじめなければならぬ。選挙の基礎としての公民教育、公民啓發運動の必要もこの邊にあるのである。

公民啓發運動は來るべき總選挙に對して行はれるのであるが、改正選挙法規を知らしめ、選挙の心得を説く、いはゆる選挙教育ではなく、寧ろもつと廣い意味で、選挙教育の基礎であり、選挙教育以前の公民教育である。而してこの公民啓發運動は社會教育であるから、社會教育に従ふ者によつて行はるべきは勿論であるが、青壯年團や婦人團體は解體されて、未だ再起の勢は微弱であり、

圖書館、博物館等の社會教育施設が、十分發達してゐない現状に於ては、この運動を企圖的に展開せむがためには、どうしても學校教育者の手に待たざるを得ないのである。

ところが教員はいろ／＼の事に働かされて忙しいのであるから、今のまゝで學校教育内に閉ぢ籠らないで、學校外の社會教育的場面に於ても活動して貰ふといふことは、頗る困難なのである。しかしながら見渡した處他に人が無いのであるから、これまた教員のかよわい肩の上にかゝつて來なければならぬのである。それ故に菲薄なる待遇も引上げなければいけないし、教育外の雜務、教育内でも兒童生徒に對するよりも視學や市町村當局の方へ向いてする仕事からは解放して、學校教育と共に社會教育の事にも従つて貰ひ、出来るだけの待遇を與へて勞に報いることをしなければならぬのである。

問題はもう一つ、公民教育が政治的であることを要求するのに對して、學校教育者が著しく政治的教養に於て缺けてゐる恨みがあるのである。それは明治以來の政治と教育との隔離政策の結果であるが、これは一方に政治を道義からも隔離して、教育者は政治に近づくべからざらしめ、政治界を不潔にし墮落させると共に、教育界の方から活氣を奪ひ、天下國家への關心を失はしめたのである。このことは師範教育に於ける公民教育的要素を著しく稀薄ならしめて、公民科を作つても、その良教師を得られずに、公民教育の効果を擧げられずに、遂に今日に至つてゐるのである。

今回の選舉權大擴張によつて、有權者數は一躍して四千萬人を超えたが、その内二千百萬人の婦

人は勿論、二十五歳以下の男子が三百萬人あるばかりでなく、最近數年間一度も各種選舉が行はれなかつたから、現在三十歳以下の男子も、選舉に對しては未経験者である。さうすると、これらの選舉未経験者の數は合して、三千萬人に近いのであるから、この未教育選舉權者に對しては、何とかして選舉權を有効に行使し得るやうな手段を講じなければならぬ。殊に三十歳以下の男女が選舉未教育者であるといふことは、國民學校教員の大多數がこの中に含まれてゐるのであつて、これと二十歳以上の學生生徒が新に選舉權を有するに至つたことと考へ合せると、何としても學校教育者に對する選舉教育は等閑に付しておくわけにはゆかないのである。教員は公民啓發運動に於て、教育者である前に、教育される者でなければならぬのである。

國民が政治に無關心であり、冷淡であつたことの結果が何であつたかは、深刻に痛烈に體驗させられたのである。國の政治を不眞面目な政治屋にまかせて顧みず、軍閥官僚に自由にされて、單なる被治者たることに満足し、明治天皇が負擔を分つに足ると宣ひし御信頼を裏切つて、選舉權を賣り、參政權も政治的自由も抛擲して、皇運を扶翼し奉ることを忘れた譯は、今こゝに肝に銘じて思ひ知つた筈である。

今こそ國の建替がされなければならない。滿洲國を外に建てたやうな建國ではない。國民が心の内に、軍國主義國家から脱却して、平和國家を確立しなければならないのである。それは教育者の任務である。教育者は國士でなければならぬ。國家再建の任は重くして、道は遠しである。これは

剛毅なる大丈夫でなければ負擔するに足らぬ重大任務である。群生する政黨に政治を任せておいてよいものではない。政黨屋の鼻息を伺つて教育者が小さくなつてゐた卑屈な態度をかなぐり捨てなければならぬ。我々の政治を他人がよくしてくれのを待つべきではなくて、我々自身が起つて努力してよくしてゆかなければならぬ。

若し教育者が自らの大任を自覺し、自分の足で立ち上つて、自分の政治を自分がして、國を再建する大業に奮起するならば、事態は自ら變つて來るのである。今まで自らの位置を惨めにして、地方政客や官廳役場の下に踏みにぢられてゐたのが、今度は主人となつて國の政治を根本から清めてゆく聖業に乗り出すことが出来るのである。さうすれば教權も確立するし、待遇も改善されるし、地位も向上するであらう。教育者が結束して正義の爲に起つならば、政黨者流は逆に教育界の顔色を伺はなければならぬのである。かくて久しく手を分つてゐた政治と教育とが手をつなぎ、こゝに道義國家が産れ、政界の淨化も、教育界の活潑化も併せ得らるゝのである。

修身齋家治國平天下といふ儒教に云ふところが、教育と政治との一如を示す東洋の修身の目標であり、政治學の基礎理論である。公民教育も政治教育も、その目標はこゝにある。本書は十數年前朝日常識講座として出版にかゝるものではあるが、今日の時勢に再び取り出して見て、決して時勢遅れの感じを與へないことが、我國の最近十年間の後退を示してゐるに過ぎないのである。青年訓練所が實業補習學校と併さつて青年學校となり、小學校が國民學校となつてはゐるが、教育界の間

題は依然として同じ邊をうろついてゐる。既に無くなつた公民科教授要綱や在郷軍人會のことは削除したが、大體その時のまゝで再び版におこしたのである。書き直せばよいのであるが、總選舉を前にして身邊の多事と時勢の急迫はその餘裕を與へなかつたから、朝日新聞記者彦坂春吉君の協力を得て、加除訂正し、註を加へて、其儘印刷に付する事にした。彦坂君と出版元の中井良太郎君の好意を謝すると共に、讀者の諒恕を乞ふ次第である。

昭和二十年十二月十四日

於北鎌倉淨智寺谷

關 口 泰

初 版 序

常識講座に於ける「公民教育の話」としては、高等小學校卒業程度の人の公民教育資料として、平易な公民讀本風にすべきであつたかも知れぬが、公民教育がまだしつかり樹立されてゐない現在に於ては、公民教育が何であるかについて論じ、公民科の問題としては、文部當局と教授要綱の編纂者を批判し、公民教育の教師の問題としては、従來の教育制度、殊に師範教育の改善を主張しなければならぬので、勢ひ意見と論議の部分が多くなつてしまつた。

又「公民教育の話」をするには、どうしても、教育、社會、政治、經濟、法律の諸學に亘らなければならぬので、學識研究の不足を感じる上に、それらを纏めて書いてゆくのは、中々に思ふやうにはゆかない。殊に論議がマルキシズムに關する部分になると「賣り言葉に買ひ言葉」で、あの難解な表現につりこまれて、いつのまにかギョチない文句を並べてしまふので、この部分は何度か書き直して見たが、思ふやうにはゆかなかつた。

今日に於て良き公民教育讀本の編纂が第一の必要であることはよく承知してゐるが、それには他

に人もあらうし、自分としても、公民教育の中心としての憲法講話について、別に纏めて見度いとも考へてゐる。併し乍ら本講座では公民教育の目的、方法、内容に亘つて説いてゐる間に、自ら公民教育が何であるかを、讀者に知らせるに止めてをく外はなかつたのである。

三百頁に足らぬ小冊で出来るだけは廣い範圍の問題に觸れてをいた。本書がまだ固まらない公民教育に問題を提起することによつて、多少の貢献をなし得れば幸である。

昭和五年五月一日

關 口 泰

目 次

第一章 公民教育の目的	一	第二章 公民教育の内容	七四
第一節 公民教育の必要	一	第一節 公民科教授要旨	七四
從來の教育の缺陷	一	公民教育の最少限度	七八
教科書の公民教育的教材	二	團體の尊貴と立憲政體	八二
公民教育と實業補習學校	三	官僚 憲法教育を爲る	八四
「私」から「我々」へ	五	公民教育に於ける憲法教授	八六
公民教育は庶民教育である	七	立憲政治の要點	八七
公民教育は實學である	九	臣民の權利と自由	八七
一般修養と職業教育	一七	第二章 自由平等とデモクラシー	九一
第二節 公民教育の意義	二二	自由と平等	九一
普通選挙と陪審制度	二二	デモクラシーの意味	九一
普通選挙と選挙民の教育	二二	デモクラシーに對する懷疑	九六
投票による國民の参政權	二六	政治的デモクラシーと社會的デモクラシー	九八
陪審制度の求むるもの	三〇	デモクラシーと自由主義	一〇〇
第三節 國際聯盟と不戰條約	三三		
國際聯盟と永久平和	三三		
戰爭放棄の條約	三三		
國民外交の時代	三八		
時代の變化と教育の變化	四〇		
第二章 公民教育の方法	四二		
第一節 學校に於ける公民教授と公民訓練	四二		
公民教育運動と理制改革	四三		
公民科教師の問題	四五		
小學校に於ける公民教育	四六		

デモクラシーと教育

第四節 愛國心と國際心……………一〇五

國際間の連徳……………一〇七

戰時的愛國心からの轉換……………一〇八

恒久平和の憧憬……………一一〇

國際關係の規律……………一一二

戰爭と國家形態の關係……………一一三

國際紛争の平和的解決……………一一五

仲裁の判の權威……………一一七

法律的紛争と政治的紛争……………一二一

國際心の滲透……………一二八

國際聯盟精神の普及……………一三一

第四章 社會思想の變遷……………一二三

第一節 思想善導の意味……………一二五

政治家の思想善導……………一二八

宗教利用の意味……………一三一

資本主義と思想の自由……………一三三

社會思想の取締……………一三三

社會思想の制限……………一三七

社會科學の發生……………一四〇

第三節 國家から社會へ……………一四三

國家觀念の變化……………一四三

社會生活と經濟生活……………一四五

社會生活に於ける労働の價値……………一四七

國家の社會からの分離……………一四八

國家から社會へ……………一五〇

第五章 教育の改造……………一五三

第一節 社會への教育……………一五三

社會と教育……………一五三

教育思潮の發展……………一五五

社會的教育と作業學校……………一五九

職業指導の問題……………一六一

労働者教育の施設……………一六四

第二節 教育の行詰りと打開……………一六六

教育の行詰り……………一六六

開したる解決……………一六六

文政審議會と經濟審議會……………一六八

ドイツに於ける公民教育運動……………一七〇

第三節 教育制度の建て直し……………一七八

文政の建て替へ……………一七八

教育費は過大か……………一八〇

大學の過度的擴張と根本的整理……………一八三

女子教育の向上……………一八五

實業補習教育と師範教育の改善……………一八七

實業補習教育の振興……………一八八

青年訓練所の併合……………一九一

公民教育に於ける教員の問題……………一九四

師範教育の改善……………一九七

恩給受給者の教育義務……………一九八

公民教育の話



第一章 公民教育の目的

公民教育の必要が、世間に叫ばれて來たのは、これを無視、或は看却し來つた從來の教育が、社會事情を顧みず、その態度をそのままに繼續してゆけなくなつたことを示すものである。近因としては、政治的變遷の頻發が、政界淨化と選舉革正の急を感ぜしめ、結局は選舉民の公民教育を建て直すといふことが根本對策だと悟つたのである。

一方、共産黨事件に最も鋭き尖端を露はした社會思想の革命的變化に對して、國民思想の善導、殊に學生の思想善導を企てた政府が、警察的取締によつてその目的を達することが出來ないこと、共に、全くその根柢を異にしてゐる諸々の思想をもつてする説教が、何等效のないことを、遺憾な

がら、又遅延ながら発見したのである。そして思想對策としては、穩健なる社會思想を育成するべく、公民教育により、これをよく理解せしむるの外道無きを悟つたので、高等學校長會議でも中等學校長會議でも、文部省でも文政審議會でも、しかしてまた選舉革正審議會でも公民教育の必要を説き、これを諮問し、これを答申するに至つたのである。

しかしながら時勢は、すでにこれより前に十分その必要を感じてゐたのである。國家の制度の變革が、これに應ずる公民教育の變革を必要としてゐたのである。即ち大正十二年普通選舉制度が布かれ、昭和二年普選による最初の總選舉が行はれ、又大正十二年に法律が制定され昭和三年からその實施を見た陪審制度が實行された時に、國民の國家に對する關係が、すつかりその前後に於て變つてゐるのであつて、當然にこれに伴ふ公民教育の變化がなければならなかつたのである。或は從來無視されてゐたとしても、この機會に公民教育の普及徹底が企てられなければならなかつたのである。

それは國內的の大なる變化であるが、これに優るとも劣らざる變化が、國際關係の上にもあつたのである。それは大正八年、第一次世界大戰が終り、ドイツその他の同盟國と英米佛伊日白等聯合國との間の媾和條約は、その最初に國際聯盟規約を掲げて、將來の國際關係を、永久平和の理想の下に、國際法による規律と、これが實行と維持を確保すべき國際機關を創設することになつたのである。我が國がこの國際聯盟の締盟國、しかも主要なる一員となつたことは、これを外にしては國

際的に他の聯盟國に對し、これを内にしてはその國民に對する義務として、國際教育の變化、國民の國際人としての教育を十分にしなければならぬ責任が生じてゐたのである。それが更に不戰條約の締結により、戰爭は國家の權利ではなくて、國際惡と認めらるに至つては、國家がその國民に對する公民教育に於ても、これに順應し、これに準備するの變化を來さざるを得ないのである。

新しき社會に對しては新しき教育が必要である。新しき制度には新しき準備が必要である。新しき制度を運用するには國民は新しき公民教育を受けねばならぬことは當然の事理であり、結論でなければならぬ。

しかしながら從來我が國に於ては、制度を新しくしながら、これに伴ふ教育はしなかつた。それは憲法發布に於てもさうであり、自治制度の實施の場合もさうであつた。これが積り積つて、我が國の自治不振となり、政治腐敗となり、更に政治疑獄の頻發に結果したといつてもよいのである。

從來の教育の缺陷

公民教育の必要が叫ばれる聲が高ければ高い程、それは從來の教育が、公民教育に於てもつてゐた缺陷の深さを意味するのである。

明治初年、自由民權論の勢奔放、薩長藩閥政府の心膽を寒からしめ、民選議院設立の運動が、明治十四年の國會開設の大詔を拜するに至つては、藩閥政府は却つて反動政策を執つて、その勢を止

めんとし、一方言論の自由を拘束して、政務に關する事項の講演を禁止し、現在政務に關する事項の可否を討論するを禁じ、學生生徒が政事的集合をなし、又は結社に加入することを禁ずるは勿論、學校教員が政論に干與し、政事上の競争を幫助誘導するを禁じて、只管政事と學事とを分離せしめんと努めたのである。

その後明治三十一年に至つて、これ等の禁令は廢止された。それには治安警察法の制定によつてその必要が無くなつたのであるが、決してこれらを許すの意味ではないことは、廢止理由の説明中にも

凡そ學校長教員たる者は其の重大なる職務と高尚なる地位とを顧念し、生徒の熏陶に専心なるべきは勿論、叨りに上司に反抗し公衆を挑發し其の本務を忘れて政事に狂奔する等の舉動あるべからざるは言はずして明かなり

とある通りであつて、むしろ教育界の實狀は、これらの禁令の存続を必要としない位に、その効果を發揮して、政治と教育との分離隔絶に成功してゐたことを物語るものと見てよいのである。即ち、この藥がきゝすぎて、公民教育は我が國の教育界からは影を没し、ために自治制も立憲制も形式だけ備つて、その内容、その精神が、實施以來四十年を経た今日に至るまで充實するに至らざる現狀を結果してゐるのである。

しかしながら、それは一方に於ては、明治維新から間もない、自由民権時代の青年の意氣と政治

教育勅語の内に『我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス』と仰せられてあるのであつて、その我が國體の精華は『我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル』ことを指されるのである。この道義國家の建設とこの君臣關係の歴史的事實と、國民的確信が我が國體なのであつて、これは立憲君主政體以前のものであり、以上のものといつてもよい。

各國の歴史的事實こそ各國毎に異なるのが當然であり、國民的確信が各國相違することは必然であるから、これを以て世界の國家間に我が國のみ特異なる國體を有し、他國は君主國の名あつて實なく、イギリスもベルギーも人民主權國にして、君主國にあらずとし、日本を特殊國なるが故に世界に完絶したる使命を有するものと考へ、八紘一字を以て世界征覇の標語であるかに誤解せしむるに至つたのである。

なほこのことは、明治時代に制定された刑法には、皇室に對する罪が内亂、外患に關する罪の外に定められてゐるが、國體を紊す罪といふやうなものは考へられず、大正末期の治安維持法によつて、始めて『國體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス』ることとし、昭和三年にこれが罪を加重して、結社を組織したる者等指導者を死刑に處することを得しめ、私有財産制度否認の結社とは分けて規定したことによつても、國體明徴運動的風潮の力と方向とが示されてゐるといつてよい。

かくの如くして天皇機關説の名の下に、貴族院議員であり帝國學士院會員である憲法學者は社會から葬られ、法制局長官であつた憲法の著者は官を奪はれ、多くの思想家言論人は自由主義者の名の下に抑壓されたのであるが、その結果は治安は維持される代りに、五・一五、二・二六事件に見らるゝ如き直接行動による混亂に導かれ、國體を明徴することなく、國體を擁護する代りに、國體を千古未曾有の危機に陥れてしまつたのである。

一面には我が國民に議會中心の民主政治を行ふ資格が、まだ出來てゐないことを示すともいへるが、昭和の御代の平和的民主的出發を、早くも曲げてしまつた時勢の力を、本に戻して再出發し、その方向を正しく進めば、それでよかつたのだとも考へられる。事實は我が國民にその力が無かつたから、或は我が國民がその力を示さなかつたから、外部から聯合國によつて國際平和を強ひられ民主政治を與へられたのだとも言へるのである。

民主政治は日本にとつて全然新しいものではない。明治初年の五箇條の御誓文と、帝國憲法の告文、憲法發布勅語を拜すれば、欽定憲法の意味はよくわかるのであつて、天皇制の下に議會政治が行はれ、國體を護持して民主政治を行ひ得ることは、何の疑ひもない筈である。

それが兩者相容れざるが如く考へるのは、全く國體明徴運動によつて、我が國體を窮屈に狹隘に解釋し、民主政治と相容れざるものとし、帝國憲法をも否認せんとする思想を培養した結果に外ならない。我が國民が皇室を尊崇して他意なきに拘らず、皇室中心主義などと稱して、對立を豫想す

る一つの主義とし、自ら護る看板、他を傷ける武器としたのも彼等である。尊皇愛國を彼等の專賣特許とするために、他の國民を國體に反するかの如く、陛下の赤子をして無實の罪に泣かしめたのである。そしてその結果が日本の民主政治の存在を疑はしめるに至つたに外ならない。

デモクラシーを民主主義と譯したことに問題があるがジェームス・ブライスが近代民主政治にいへる如く、デモクラシーは共和政治を意味せず、イギリス王國が君主制で民主政を行つてゐる如く、我が國も天皇制の下に民主政を行ひ得るのである。我が國の家族制の強調や、家族制國家體制といへるが如き考へ方も疑ひがあり、現人神としての天皇信仰といふことも、實は我が國の神の觀念とも關係するのであつて、カミといふ言葉に神といふ文字をあて、その神といふ文字をゴツドの譯語として用ゐたことによる混亂もある。オカミといふ言葉が、至尊にも朝廷にも政府にも用ゐられることは、古より今に至るまでかはらず、川上や氏の上のカミと共通してゐることによつても、日本のカミは超在神の如きものを意味しないことを知り得る。神社が宗教でないといはれるのも、あなたがち索強附會ではなく、神社信仰に宗教的性質よりも敬神崇祖の道徳的な色が濃いことを認めなければならぬのであつて、『すめらぎはかみにしませば』と歌つた萬葉歌人の天皇を神とする考へ方は、天皇を基督教的神と見たものでないことは明かである。それ故に國體明徴運動的天皇信仰は我國の歴史的事實にも反するのであつて、これによつて神聖と神秘を加へんとした事は、却て天皇冒瀆ともいへないことはない。少くも天皇制を内外國人に誤解させる原因ともなつてゐるの

である。

我國は由來大和の國といはれた如く平和國家なのである。八紘爲宇も平和的意味に解すべきことは、神武天皇紀のあの箇所を讀めば明かなことであつて、しかも平和國家の建設の前提としての養正道義の問題も忘れてはならないのである。

平和國家の確立、日本再建といつても、別の處へ滿洲國の如き新しい國を建てるのではなくて、この國をそのまま建て替へるのである。國民の心の中に平和國家を建設する事に外ならない。根本から破壊して建て替へないでも、十數年前に引戻して、議會政治を正しく運営し發展してゆけば、日本の民主政治は行はれるのである。國體明徴運動や軍國主義的政治によつて歪められた國家の進路を、明治維新の正しき方向に向け直して、我が國本來の、仁徳天皇の如き民を本とする政治、醍醐天皇の民の爲にする政治、御歴代の民の心を心としたまふ、天皇の大御心を通して民による民意政治は、日本の歴史と決して相反するものではないのである。

教育勅語による教育が「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」といふ點のみを強調して、しかもそれを軍國主義的方向に於てしたことは、却つて教育勅語の「之ヲ古今ニ通シテ膠ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」といふ主旨に違ひ、天壤無窮の皇運に御迷惑をかけたことにもなつたのである。國憲尊重、國法遵守も忘れてはならず、智能の啓發と徳器の成就こそ、凡てを奪はれた現在の我が國が、よつてもつて立ち上る力の凡てをななければならぬ。

實業補習學校は、明治二十三年の小學校令にすでに現はれてはゐるのであるが、「徒弟學校及び實業補習學校も亦小學校の種類とす」となし、その教科目と修業年限は文部大臣これを定むとあるが、何等實際的に規定を見なかつたことは、明治二十四年に至つて文部省令を以て「小學校令中専修科徒弟學校及び補習學校の教科目修業年限其の他諸學校等に關する事項は追つて其規程を定むるまでの間必要な場合あるときは府縣知事に於て便宜取調べ文部大臣の指揮を請ふべし」といつてゐる所を見ても、その方針すら未だ立つてゐなかつたことがわかるのである。

實業補習學校規定が制定されたのは、明治二十六年であつて「實業補習學校は諸般の實業に従事し又は従事せんとする兒童に小學校教育の補習と同時に簡易なる方法を以て其の職業に要する知識技能を授くる所とす」と定め、實業補習教育の目的を小學教育の補習と職業教育となしたが、翌明治二十七年には十九校、五年たつて明治三十二年には百七校の實業補習學校が設置せられたるに過ぎなかつた。文部省で力を入れなかつたから、學校の實質も悪く、社會の要求にも合しなかつたのであらう。

それで明治三十五年に至つて、實業補習學校規程を改正し、前記實業補習學校の目的の條項を削除して、實業補習學校の趣旨及び施設順序方法なる訓令を發しその内に「實業補習學校は各種の實業に従事し又は従事せんとする者に簡易なる方法に依り其の職業に要する知識技能を授けると同時に普通教育の補習を爲すを以て目的とす」となし、前の「一、小學教育の補習、二、職業教育」と

いふ順序を顛倒した。しかしてなほ「即ち實業の教科を主腦とし併せて普通教育の補習を爲し兩者共に其の目的を達するを以て實業補習學校の本旨となすべきこと専ら普通教育又は實業教育を施すが爲に設けらるゝものとはるかに其の趣旨を異にする所なり」といつて、その嫡子である普通教育や實業教育との間に差別待遇なきを恐るゝの情を言外に溢れさせてゐる。

しかしながら、その劃一主義からの差別待遇は、却つて詰込的煩鎖主義からのがれて、その教科目は修身、國語、算術及び實業に關する科目とし、土地の情況に依りては、國語算術は之を闕き又は他の教科目を加ふるを得しむると共に、普通科目は全部隨意科目と爲すことを得と定められた。かくの如き選擇の自由あつてこそ初めて土地の情況に應じ、社會の事情に適した教育も生れるのである。公民教育はこの自由の天地から生れたのである。前述の訓令中に「德育は教育の基礎にして特に實業に従事する子弟に對しては専ら私利に馳するの弊を避け信用を重んじ公益を尙ぶの氣風を養成するの要最も切なり。宜しく生徒各自の性情に應じ總ての教科目に通じて徳性を涵養し實踐躬行を勸奨せしむる事を期せしむべし」といつてゐるが、公民教育を生む發芽を育てるべき肥料がこれの中に包含されてゐたとは考へられない。

○文部當局が、老婆心から世話をやくことをせず放任したところへ、社會の要求が自由な形で現はれて來たのである。この明治三十五年の規定改正後抛り出され放しの實業補習學校に、明治四十四年文部省編纂、「各府縣實業補習教育調査報告」に依れば、公民教育に留意した跡が諸地方に現

れ出してゐたのである。鳥取縣箕蚊屋實業補習學校に於ては、國語科に附帶して明瞭に「公民科として現行法規の概要を授け町村と社會とを理解せしむ」べき旨を述べ、大阪育英商工學校の修身科、愛媛縣難波村立農業補習學校の國語科の教授要目は公民教育的色彩顯著なるものを示してゐたのである。

しかもなほ眼覺めたのは地方だけであつて中央の文部當局ではなかつた。憲法政治が布かれ自治制度行はれて、既に二十年、いまだその成果の輝きもなきのみならず、却つてその弊漸く繁からんとしてゐるので、地方行政に當る者又は地方有識の士は、公民教育の振興の缺くべからざるを感じてゐたのである。然るに、社會と完全に分離せられて自己の小天地に籠城した教育者と伴食大臣の下にある文部當局は、制度の末に走り、教授細目や教案の整備を追うて、國民教育の本旨と背馳してゐるのに氣づかないでゐたのである。

然るに、時代は進むべき方向に進み、地方教育當局は追ふべきを追うてゐた。大正八年文部省編纂「實業補習教育に關する施設情況」を見ると、修身及び公民、公民科又は法制經濟等公民教育を授くる施設を爲せしもの全國に十六府縣を數へ、翌大正九年、文部省に於て優良青年團を表彰したが、その二十二縣中十四縣の實業補習學校には皆公民教育を施してゐるといふ實情を見るに及んで、初めて文部省は同年十二月に至つて、實業補習教育制度に一大刷新を斷行して職業教育と公民教育とを實業補習教育の二大眼目としたのである。即ち

第一條 實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ從事スル者ニ對シ職業ニ對スル知識技能ヲ授クルト
共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ本旨トス

第八條 實業補習學校ニ於テハ適當ナル學科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民公民トシ心得ヘキ事項ヲ
授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムルヲ要ス

かくて公民教育がはじめて實業補習學校法規の上に姿を現はし、順次他の學校教育にその影響を及ぼすの端を開いたのである。

文部省實業學務局は、その新に出來た勢に乗じつゝ、實業補習教育に力を入れた。そして公民教育に就て講演してまはり、實業補習學校に於ける公民教育を普及徹底せしむるの方策如何を諮問して公民教育の宣傳普及に努め、大正十一年には公民教育調査委員會を作つて、公民科教授要綱の調査を開始するに至つて、一般社會の注目をひいたが、斯くの如き文部當局の努力も、その努力の成功も、畢竟當時普通選舉と陪審法案の論議喧しき際であり、爲に世間は最もこの公民教育の必要に着目し、言論機關がこの運動に共鳴以上の援助を與へたことによることを無視出來ない。

第二節 公民教育の意義

「私」から「我々」へ

公民教育は、わが國に於て、まづ地方自治振興の聲に伴ひ、地方的に自治教育として叫ばれた關係もあり、一方市制町村制に

帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來市(町村)住民タル者ハソノ市(町村)公民トス

とあるがために、公民をば自治體の公民とし、國家に對する國民と並べることが多い。例へば實業補習學校規定に於て「其の他國民公民とし心得べき事項を授け」といひ、青年團に關する訓令に於て「其の本旨とする所は青年をして健全なる國民善良なる公民たるの要素を得しむるに在り」といつてる如きこれである。

しかしながら、公民教育といふのは、通常もつと廣い意味に用ゐられてゐる。公民教育は市制町村制に所謂「公民」を教育することを意味しない。自治教育も公民教育の主要なる一部ではあるが、その全體ではない。こゝにいふ公民は地方自治體の一員たる資格のみならず、國家の一員、社會の一員たる資格をも包含するのである。その資格への教育が公民教育であつて、まだ市町村公民たる資格を備へない、その準備としても餘りに距離の遠い小學校生徒に對しても、公民教育が行はれるのは、小學校兒童がそのままに社會の一員として公民であるから、この幼き公民としての教育があり得るわけである。

兒童も將來の公民として、その準備期にあるばかりでなく、兒童として既に幼き公民、若き公民である。しかして少年期に至ればすでに、無論多くの錯誤をも混へたまま、秩序も系統もなく社會的

事實に關する知識をもつてゐるのである。これに秩序を與へ、系統を立て、誤謬を正して、若き公民をして自己の觀察と經驗に基いて、その社會生活の意義、並にこれと關聯して政治の意義をも諒解させることは可能であり、又しなくてはならぬことでもある。これが即ち公民教育の使命であり目的である。

イギリスのロード・アベリーが一九〇八年ロンドンに開かれた國際道德教育協會で演説した中に『兒童をして「私」といふことを考へるよりは「我々」といふ事を考へるやうにする』といふことをいつたが、これが取りも直さず公民教育である。そして、この「我々」の範圍を家庭から郷土へ、郷土から國家へ、國家から世界へと擴げてゆくのである。兒童をして自己の環境に關する興味を起させ、環境と自己との關係を理解させ、そしてその範圍を擴張させてゆくことによつて、世界類の全體と自己との關係にまで及ぼし「我々」の意味を人類全體にまで上せるのである。空な人類愛とか人類の爲とかいふことは、空な愛國とか國家の爲めとかいふのと同じく、兒童に何の具體的の刺戟を與へぬのである。凡ての教科は兒童に近き環境から擴げてゆき、郷土的基礎の上に立つて、これから發して世界一周して、再びその出發點たる郷土に歸つてくることによつて、より具體的に、「私」より大なる「我々」との關係を理解せしめ得るのである。

教育の目的は社會生活に有效なる準備を與ふることである。それには社會生活を知らしめなければならぬ。ドイツやフランスでは、日本と同じやうに、國家觀念の養成の方に力を入れ、イギリス

やアメリカでは市民資格の教養に重きを置くといふ相違はあるとしても、公民教育の目指す處は、畢竟、國家意識への教育であり、社會意識への教育である。國家の任務の理解と共に、社會生活の意義を悟らしめ、自己と社會との關係を諒解せしめて、社會共同の福祉のために、協力の必要を感じしめなければならぬ。それは佛敎的にいへば、衆生の恩を感じしめることであり、近頃の言葉でいへば、社會聯帶相互依存を知らしむることである。そして、それを實行へまでの熱意に育てるのである。アリストテレスのいひ方によれば、實行力ある公民を養成することが公民教育の目的である。

公民教育は庶民教育である

公民教育が庶民教育であるといふことは一つの特徴である。それ故に、大學に於ける憲法學や、専門學校に於ける政治學は公民教育の中にはいらぬ。我が國に於て公民科が一番先に實業補習學校に設けられたと同じく、ヨーロッパに於ても、公民教育は大學に聯絡してゐるギムナジウムではなくて、實業學校に起つたのである。それは公民教育が農工商の職業教育を伴ふ庶民教育たる性質を持つてゐるからである。

ギリシヤのプラトーンやアリストテレスの教育も、國家的色彩が強かつたし、孔孟の教は治國平天下の教であつたが、それが今日の公民教育と根本的に異なるのは、彼にあつてはそれが支配階級に對する政治教育であるのに對して、これは庶民階級に對する政治教育である點である。プラトー

ンの理想國に於てすら總人口の二十分の十九、即ち九割五分を占める生産階級は國有奴隸と共に、政治的活動の權利の外にあつたのである。即ち、それは古代ギリシヤに於ける政治的事實と共に政治的信念であつたのである。フランス革命以來、政治的自由は信念と共に事實を産みつゝある。國民は國家に於て單に治められてゐるのではなくて治める者になつたのである。被治者ではなくていはゞ自治者になつたのである。これは國家理論に於ける變化を持ち來すと共に國民教育の實際に變化を生ぜしめないではおかないのである。

明治五年の學制頒布の際太政官の出した仰被出書中にも

學問ハ士人以上ノ事トシ農工商及ビ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニオキ學問ノ何タルヲ辯ゼズ又士人以上ノ稀ニ學ブモノモ動モスレバ國家ノ爲ニスト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ズシテ或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥リ其論高尚ニ似タリト雖モ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハザルモノ少カラズ是即チ沿襲ノ習弊ニシテ文明普ネカラズ才藝ノ長ゼズシテ貧乏破産家ノ徒多キ所以ナリ

とある。これは明治政府が、結局に於ては政治と道德の教育であつた前代の教育を、職業教育知識教育へ方向轉換させようといふのである。しかし、まだそれは士人の教育を庶民に與らしめたに過ぎないことは、太政官の仰被出書でも士人以上の學問を農工商及び婦女子に與へんとする跡が残つてゐる。それが立憲政治になつても壓服されてゐたのが、普選時代となつてはどうしても抑壓しきれずに、本當の四民平等の公民教育の叫びが上つたのである。

公民教育は實學である

公民教育は庶民教育であるから實學でなければならぬ。現實の社會生活に適應させる教育でなければならぬ。しかしして社會生活の實際は、現實に於て、職業を離れてこれを認識することは出来ないから、公民教育が職業教育に伴ひ、作業教授を通じて行はるゝ所以もそこにあるのである。

職業教育といふことを職業を得させるための技術的準備教育の意味に解するならば、公民教育は職業の精神を與へ、職業により社會の一員として奉仕する素養を與へるのである。作業教授を通じて人格的陶冶を行はんとするのである。公民たる爲には労働者でなければならぬ。勞農ロシアに於て、教育と職業とは分ち得られないことは勿論であつて、ロシアに於ては産業生活は社會的教育の理想的な學校であり、教育即職業の理想が徹底的に行はれ、教育法は生活の現實に即した問題に直面しつゝ考へ、考へつゝ直面する方法を採用してゐるのである。

實踐なき道德は無價値である。實行を離れた人格教育といふものは、偽善と無力とを教へる以外の何ものでもない。修身の授業が感激も興味もないものになるのは、道德を抽象的な訓話によつて教へようとするからである。それかといつて、教育を寺小屋式の昔に返し、教師の人格薫化によつて教育を改造しようとする試みは、現代社會に於ては、制度としては實行不可能であると斷言して憚らなう。

これに反して、大量生産的の學校教育に於ても、作業教授によつて、作業そのものゝ力と、作業を共同にする被教育者相互の關係から、有效なる社會的陶冶をすることが出来るのである。勤勞とか忍耐とか協同とか秩序とか規律とか責任とかいふ諸徳目は、秩序ある正式の職業教育的訓練に依つて得られるのである。

現代の美が機械や軍艦や自動車や飛行機に向つて、無關心的な美の要素としたのとは反對に實用と活動と、或は速力が美の要素となりつゝある。又兒童にとつても、模型的作物よりも役に立つ物を作ることに、より以上惹きつけられる心理は、遊び半分の手工科をもつと職業的訓練に高めることが出来、スポーツ愛好の精神は勤勞愛好の精神と同じく、活力に溢れる青年時代の精力放出と、その溢るゝ精神に方向と規律を與へるべきなのである。

かくて筋肉運動を要求する青年時代は職業的訓練を習得すべき最もよき時代であると共に、作業は學校と社會とを連結する紐帯である。實社會實生活と没交渉に陥るといふ非難の高い從來の教育に對する改革としては、作業教授は最も有効であり、實業學科尊重の聲の高いのも當然である。徳川時代の支配階級教育をそのまま、庶民階級に解放したに過ぎない明治の教育は、一部支配階級を養成するに適當した教育制度を立て、多數庶民階級の教育を犠牲にした。それが文部省の力の一番薄い實業補習教育から公民教育の芽を出し、公民教育が育ち上ることによつて從來の教育に改革が行はれんとすることは、意味深いといはなければならぬ。

一般修養と職業教育

從來教育といへば、一般修養を目的とするものであつて、職業教育といふものは特殊の職業に對する準備であつて、眞の教育の中には入れられなかつたのである。しかしながらこの一般修養を目的とする眞の「教育」もよく考へて見ると、或意味からいつての職業教育であつたのである。それは産業勞働を奴隸の仕事にしてゐたギリシヤの自由民の職業教育であり、印度や日本の佛教の盛んな時代の特權階級であつた僧侶や貴族の職業教育であり、武家時代の士人の職業教育としては、英國の紳士教育と同じく、いはゆる一般修養を目的とするところの人格教育精神教育が、その特殊の職業に對する準備として必要だつたのである。

平安朝の貴族は、詩歌管絃に遊ぶことがその職業であつたから、文學や音樂や繪畫がその教育の全部であり、この教養によつて、大臣にも納言にも、又女御中官を奉つて、政治的權威を振ふことも出来たのである。又武家時代になつてからも、徳川幕府の三百年の平和が、町人階級に教育の餘裕と必要とを見出さしめたまでは、武士のみが武藝と共に士太夫の道としての儒教を以て教育されこゝればよかつたのである。

それが明治維新によつて、士農工商四民平等になつて見ると、兵役の義務は同時に兵權に參與する權利であつて、國民皆兵と同時に國民義務教育の制度が布かれなければならなかつた。しかしな

がら、教育思想の内容はまだ士人の教育であつて庶民の教育ではなく、國民義務教育即ち被教育權の解放は、士人教育への均霑であつた。それが明治時代の急速度的泰西文明追従の必要からの中央集權、全國劃一の手段と結び付いて、官僚養成機關であつた大學をピラミッドの尖端とする所の教育制度を建設してしまつたのである。そして、凡ては頂上である大學を目標として、小學教育は下積みの底に押しひしがれてゐるのである。

武士が國民教育の對象であつた時代、紳士が教育の對象であつた時代と、一般庶民を均しく國民教育の對象としなければならぬ時代とは、教育の内容が相違すべきことは當然以上の當然である。
 一般修養が貴族紳士武士としての階級に必要であつたやうに、職業教育が一般庶民階級には必要なのである。農奴から捧げられるにしても、主君より授けられるにしても、或は又父祖の遺勳と遺産によつて生活してゐるにしても、労働によつて國の生産と自分の生活のために準備する必要がない階級にあつては、先づ第一に要求されるものは一般修養であり、藝術やスポーツによつて紳士道を磨くことであつたらうが、學校を出ればすぐに働かなければならぬ人々——それは國民の大部分、殆ど全部といつてもいい位の大部分を占めてゐるのである——そして職業を通じて人類の社會生活に奉仕し、一生を職業の内に生活しなければならぬ一般庶民階級に對する教育は、教養尊重の代りに労働神聖を目標としての職業教育がなされねばならぬのである。
 さらばといつて職業教育は一般修養を無視し、人格の陶冶を蔑視するが如く誤解してはならぬ。

否々、職業教育は却つて、人格が職業を低く見て、社會から浮いた世界で涼しい顔をしてゐるものやうに思ふ教育を打破するのである。職業教育、作業科、労働を通じて人格を陶冶するのである。一般修養が白い手と細い腕によつてのみ獲得されるが如き考へ方を打破して、黒く逞しき腕で職業教育を打ち建てるのである。

貴族や僧侶や武士のやうに自分で生産に従事しないで、人から與へられることによつて生活してゐる者の道徳は、節儉質素が第一でなければならぬ。又金錢を尊重する觀念は、斯くの如き非生産的階級に於ては、當然に貪慾を伴ふわけだから、これを教育しないどころか極端に金錢を卑しむの教育の結果したのである。かういふ教育を受けて來た者が、金錢尊重を目標とする實業に携はれば「士族の商法」として失敗するのは當然であるから、明治時代が産業上の自由競争の時代であり、教育機會均等が實現すると同時に、教育が金錢を卑しむの思想から脱却しなければならなかつたのではあるが、同時に學校教師は待遇菲薄で幕末武士の立場と同じであつたから、學校教師自身の思想善導のためには依然として金錢蔑視の觀念を殖えつけなければならぬので、この事が一方には資本主義經濟爛熟時代において、或程度には教育を拜金思想の奴隸にすることから防いだであらうことと共に、職業と教育、社會と教育との間の需要供給の調子を合さなくした原因ともなつてゐるのである。今日の職業教育は黄金獲得を目標とした教育であつてはならぬ、労働と奉仕と柳帯と協同の教育でなければならぬ。そして、別の意味で金錢を卑しむの教育が必要となつた。即ち、それは

金錢の奴隷とならぬこと、その意味から物質萬能の思想を排撃して、金錢以上に人間を人格を尊重することを意味するのである。

職業が物質的利益獲得を唯一の目的とするものではなくて、社會に奉仕し、社會の共同生活の責任分擔をするといふ所に職業の社會的意義があることを明かにしなければならぬ。この自覺を與へて、肉體的運動を伴ふ作業、労働、訓練により、社會生活の真相を體驗的に知るに於て、はじめて現時代における一般修養も完成されるわけである。職業教育は、斯くの如くして教育思想の社會化的發展の當然の歸結でなければならぬのである。

第三節 普通選舉と陪審制度

普通選舉と選舉民の教育

一八六八年英國が事實上の普選ともいふべき選舉權の大擴張を行ふまでは、その初等教育は読み書き算術に過ぎなかつたのを、この年に選舉權の大擴張に向つての第一步を踏み出すと同時に、公立小學校設置に關する英國最初の法律案が通つた。一九一八年、女子參政權が行はれ、選舉權が擴張された同じ年に、フイツシャー文相の有名なる教育改革が行はれたのである。

我が國に於ても普通選舉論は國民の教育を一つの中心として戦はされた。明治十九年の小學校令により四年の義務教育制を布いてから、明治四十年に至り、これを六年に延長し、その就學歩合が大正十二年には九十九パーセントを超え、もはやその點からいつても、選舉權を普選に迄擴張して差支へないといふ議論と、選舉權を與へる前に先づ國民に公民教育を與へよ。地方自治に慣熟させた後に國政に關する選舉權を與へよ。その準備が整つてゐない時に普通選舉を行ふのは時期尚早であると議論が對立したのである。

選舉權の賦與がこれを行使せんとする意思を創造するのであつて、教育が選舉權賦與の前提だといへないが、しかもなほ教育の賦與は選舉權を正しく行使する能力を與へるものであることは疑ひない。公民教育が徹底すれば、政治はそれだけよくなるといふことはいへるのである。普通選舉に於ては、選舉權者が三百萬人から一躍千二三百萬人に擴張したのである。普通選舉は選舉權の納税制限撤廢を意味するのであつて、教育資格の制限撤廢ではないが、それでもなほ現在の教育制度と經濟事情の下に於ては、大體において教育の菲薄なる方向に選舉權が伸びたと見なければならぬ。少くも公民教育に於て未だ訓練を加へざる方面に選舉權が擴張したのである。

しかしながら、普選運動は、或意味からいへば、從來の納税資格による選舉人の不信任に發してゐるともいへる。經濟事情の變動は、恒産ある者に必ずしも恒心なく、且つ立憲制度採用以來の當局の態度が、選舉民を教育する代りに腐敗せしめたから、寧ろ劃期的大擴張によつて、從來の大體

に於て腐敗菌をもつてゐると見て差支へない選挙人を壓倒するに足る多数を加へることによつて、選挙界を廓清せんとしたのである。或は官憲の干渉も、政黨の買収も到底手の及ばない程度に、選挙人の數を殖やさうといふ試みでもあつたのである。

然るに、いはゆる普通選挙法と唱へらるゝ衆議院議員選挙法は、斯くの如き要望を有する民衆自身の手によつて制定されるのではなくて、制限選挙時代の、腐敗選挙によつて選出されたる代議士から成る衆議院と、民衆に信頼することを知らずして、自ら優越感をもつ貴族と官僚とによつて成る貴族院と樞密院の合作なのである。そこに多くのかくあるべき普選の本然の姿は隠されて、普選の精神を阻害する多くの條項が差し挟まれた。貴族院と樞密院とは出来るだけ擴張の程度を小にして、民衆勢力が政治に代表されることを防ぐに努力し、衆議院は買収しても罪に問はれぬ算段をめぐらした。

これを例に擧げていふならば、被選挙資格の二十五歳を三十歳に引上げたのも同一市町村に六ヶ月以上の住居を選挙人名簿の登録要件としたのを一年以上に延長したのも、又「貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者」を選挙缺格者にしたのも、樞密院と貴族院とが、少しでも選挙権の擴張の程度を少くすべく努力した結果である。これに對して衆議院はこれ等選挙権擴張を犠牲にしても、なほ選挙事務長が投票買収その他の罪を犯し刑に處せられた時はその議員候補者の當選を無効とするの規定に「但し選挙事務長の選任及監督に付相當の注意をなしたるときは此の

限にあらず」といふ但書をつけて骨抜きにしたのである。

かくて曲りなりにも出来上つた普通選挙を最初に實行し、普選第一回の総選挙を行ふたのが、不幸にも田中内閣であつたのである。しかも當時は財界の混亂の最中であり、滅び行く多くの犠牲者と共に、少數の大資本家が太りゆく時代であつた。財界救済のために、政府が國民に數億の負擔をかぶせて、ポロ會社とポロ銀行の始末をした時代であつた。財界混亂收拾の責を果せず退いた憲政會内閣も、その跡を收拾——それは何を主として收拾したのかわかつたものではないが——した政友會の内閣も、この間に普選最初の総選挙のための豊富なる軍資金を造つたであらうことは、一年後の総選挙に於ける未曾有の買収、普選により選挙権者が數倍した以上の割合に於ける選挙運動費の大膨脹と、選挙後における代議士既製品の買収によつて證明されたのである。

斯くの如き政治の何であるかは、早くも鐵道疑獄や賣動事件によつて暴露し、震災手形その他に關する東西財界巨頭の取調によつて想像せられる如くである。田中内閣は國政に何の進歩を與へず、たゞ從來の政治をセツパ詰らせ、行詰りを國民に痛感させたことに於ての貢獻を以て退いた。濱口内閣は第二回目の普選による総選挙を行ふ役割になつたが、田中内閣の鈴木内相がなした露骨なる暴壓と干渉——それは選挙投票の前日、内務大臣の名を以てした議會政治否認の聲明にまでゆかなければ納まらなかつた——の代りに濱口内閣の安達内相は、選挙の公正と言論の自由を宣傳し、敵黨の買収を取締ることに主力を注ぎ、水も洩らさぬ選挙對策によつて壓倒的多数を獲得した

が、いふが如き選挙の公正が果して行はれたかどうかについては國民は疑惑をもつて見てゐるのである。

畢竟、政黨内閣の下に於ては、嚴重煩鎖なる選挙法規による選挙取締りの勵行は官憲の干渉と同一の效果を生ずるのであり、所謂合法的干渉の餘地は十二分にあるのである。それ故に眞の選挙の公正は、選挙民の選挙自由、選挙運動も投票手續もより自由にされなければならないのであつて、それにはもつと選挙民を信頼しその自由を認めたと選挙法規が必要であるといふことになる。問題は再び選挙民の教育に歸つて來るのであつて、選挙民の公民教育の徹底普及こそ、選挙の革正、政界淨化の根本策だといふことになるのである。

投票による國民の参政權

古代ギリシヤの共和國の領土は、その都市を中心とした數十哩平方を超えず、自由民の數アテネの三萬を最大として大方は五千人位に過ぎなかつたから、全市民による民會が最高權をもつてゐて、議會も政府も、行政部も司法部も凡てこの内にあつたのである。斯くの如き市民全部（といつてもアテネにおいては特別の問題は六千名を定足數としたが通常五千名集つたが）一箇所に集合して公共の問題を討議し得る事情の下にあつては、代議政體といふものは必要もなし考へられもしなかつた。そして將軍はこの集會における選挙によつて選ばれたが、文官系統はすべて抽籤によつて

任ぜられたのである。かういふ風に國民集會によつて政治を行つてゐる所は、今もスキスの二三の州にあるが、その他の多くの文明國は選挙投票によつて代表者を選び、それによつて國の政治に参加するのであつて、これが即ち代議政體である。

國民が代表者を選んで國政に参加するといつても、その國民の範圍に大小があり、參與し得る國政の範圍にも亦廣狹がある。この兩者の範圍の廣狹によつて、國民の参政權の大小があるわけである。最初は國民の代表議會といふものは、國王の諮問機關として、國民が租税を納める、その租税の用途についての相談に與るといふ形で召集されたのであるから、選挙權と納税資格とは當然相伴ふものであつた。それも初めは大納税者のみを集めたのが、納税の額を低下して、選挙權の範圍を擴張した。我が國に於ても、憲法發布當時は直接國稅十五圓以上を納める者でなければ選挙權がなかつたのに、だん／＼それが十圓になり三圓になり、それに従つて最初の選挙權の四十五萬人が九十八萬人となり、三百二十萬人となつたのである。

普通選挙になり、この納税制限が撤廢され、二十五歳以上の帝國臣民たる男子は原則として選挙權を有すといふことになつて一躍一千三百萬人に増したのであるが、これは單に選挙人の擴大といふ數量的の問題ではなくて、選挙權の意味について本質的の變化があつたのである。納税する者が、その租税の用途を監督する。納税の對價として選挙權を與へるといふ古い觀念を抛棄して、國民たる資格に於て、國民たるが故に當然に國家の政治に参加する。國民當然の權利として選挙權を

有するといふ建前になつたのである。さうなると選挙権は更に擴張されなければならぬ運命をもつ。今迄は選挙権をもつてゐるものが特別にひきぬかれたのであるが、今度は選挙権の無い人が、特別に除外されるのである。特別に除外されるには、それだけの国民の納得がゆく理由がなければならぬのである。瘋癲白痴、馬鹿や狂人では選挙権を與へられないが、いやしくも法律的行爲能力を認められた成年者は、二十五歳以下でもこれを除外する理由はなく、国民の半数を占むる女子を全然問題外に置く理由も、現在の考へ方、世界の大勢からいつて、納得出来ないものである。かの生活のため公私の救助扶助を受けたからといつて、貧乏が社會的責任で、當人の責任にのみ據せられない今日の状態では、特權階級ではもはやあり得ぬ華族の戸主と一所に、これに選挙権を與へなければならぬことは、當然の成行なのである。

かくて選挙権が能力未成熟の者や、能力に缺陷のある者を除いた国民全般に行互つて、はじめに本當の普通選挙といふことが出来るのである。さうなると初めて國家は全國民のものになり、國家から排除された國民といふものがなくなる。

國民は平等に國家の重きを負擔し、國家の政治に參與する。何故に國民は平等に政治に参加しなければならぬか。萬人は平等に幸福を追求すべき權利をもつて生れて來てゐるのだ。この權利を確保し、社會の一員としての彼の自由を維持せんが爲め、彼は社會の同意によつて設置され保持されてゐる政治に平等に参加し得なければならぬといふのは自明の眞理であらう。それが民主政治に關す

る根本的ドグマであると、ブライスマいつてゐるし、アリストテレスのいふ處によれば、凡てのものが差別無しに統治に參與することが統治そのものゝ實際より見て果して利益なりや否やを知らざるも、とにかく一様に參與の權を有することを要求するが故に、最善なる國家がその最高目標たる眞正の正義を庶幾せんとすれば、一方に於ては教育によつて、他方に於ては社會的立法によつて個人間に於ける不平等を調和することを試みなければならぬのである。

こゝに於てか善くも悪くも、國民が國家の運命を決するのである。國家が進歩するか退歩するか、繁榮するか衰退するかは、名實共に國民の責任となつたのである。こゝに於てか國家がその負擔者である國民を、教育する公民教育の必要が感ぜられたのは當然といはなければならぬ。

〔註〕 第二次世界大戦終結後、全國に澎湃として起つた民主主義的機運のもと、民意に基く清新潑刺たる帝國議會が形成されることを期して政府は選挙法の畫期的改正を行つた。この改正法案は幣原内閣により昭和二十年末の臨時議會に提出されその成立後は直ちに議會を解散し、總選挙を実施することになつた。

選挙法改正の骨子は先づ、多年の懸案たる婦人參政權を實施すると共に、男女の選挙權を二十五歳から二十歳へ、被選挙權を三十歳から二十五歳へと擴大、さらに全國に府縣を單位とする大選區制を採用それに伴ふ投票方法に制限連記制をとり、議員定數三人以下では一人、四人から十人までは二人、十一人から十四人までは三人を連記しうることにしたことである。なほまたこの機會に選挙取締規定の徹底的簡

素化も行はれた。この改正により新舊男女の有権者總數は四千餘萬に上り、國民の政治思想啓培は新時代の要請となり、公民教育も新しい脚光を浴びて登場して來たのである。文部省では、終戦後の機構的措置として社會教育局を新設すると共に、特に總選舉に對する對策として同局内に公民教育課を置き明朗潤達にして公正自由な選舉の實現を期したのである。

陪審制度の求むるもの

我が國に於ては陪審の實施は、普選の實施と殆ど同時であつたが、ヨーロッパに於ては、陪審制度の方が立憲政治よりも前から行はれてゐたのである。それだけヨーロッパに於ける司法上の特權が著しく、裁判に對する不信頼が深く感ぜられてゐたのだともいへるが、人民の權利自由の自覺が、その私法的權利を保護することに先づ眼覺めて、その後この市民的自由を獲得維持するためには、有力に政治に参加するに非ざれば不可能であるといふ所から、政治的自由即ち憲法獲得の闘争が起るのが自然の順序ともいへるのである。

陪審制度は、普通選舉のやうに、少くも四年に一回は、その資格がある者なら、權利が行使出來るといふやうなものではない。同一市町村に引續き二年以上住居し、引續き二年以上直接國稅三圓以上を納めてゐる、読み書きの出來る帝國臣民で三十五歳以上の男子の内から、毎年約十二萬六千人位を各市町村に割當て、抽籤によつて選出され、その陪審員候補者名簿について地方裁判所長

が、一事件に付三十六人に達するまで抽籤で選び、その内から第一回公判開廷前に更に抽籤によつて十二名の陪審員が定まるのであるから、事實上陪審の職務を行ふ人は普選に於ける投票を行ふ人に比べれば、比較にならない程の少數であるが、その職務の方から考へると、選舉の方は議員候補者の政策を検し、適否を見て其の中の一人に投票して帝國議會に送る事に過ぎないが、陪審の方は直接自ら陪審法廷に列して、死刑無期懲役になるべき被告の罪について有罪か無罪かを判斷することに參與するのであるから、その人にとつての職務なり責任なりは非常に重く感ぜられるのである。

しかも、この陪審員の選出が専ら抽籤によつて行はれるといふことは注意を要するので、普通選舉では投票によつてその代議士を選ぶのであるから、普通少くも一萬人位の信望を集めなければ立法院にあつて國政に參與出來ないのに、陪審員の方は抽籤に當れば誰でもそのまゝ天皇の名に於てなされる、國家の司法權に參與しなければならぬのである。故にこれに對する國家の準備としては、誰が抽籤に當つてもいゝやうに全體に對する公民教育をしなければならぬことになるのである。

この抽籤によるといふことが陪審制度の性質をよく現はしてゐるのであつて、何を國家が陪審員に求めてゐるかをよく示してゐるのである。即ち、陪審制度は陪審員によつて、常職裁判官による裁判の缺陷を補はんとするものではあるが、その補ふべきものが法律的知識でないことは勿論、何

等専門的特殊的識見判断ではなくて、國民の常識、平凡人の平凡感である。これによつて、法律的知識で化石し、法律を人生以上に重んじ、法律そのものゝ持つ缺陷を、常職裁判官の職務的化石によつてより以上に深くし大きくすることから、國家の裁判を救はうが爲めである。法律の適用についての知識的援助ではなくて、犯罪事實の認識についての常識的参加を求めらるのである。それ故に法律的知識は無用である以上に寧ろ邪魔物であるから、在職の判檢事、警察監獄官吏は勿論、辯護士、辨理士、公證人、執達吏、代書人に至るまで、皆「陪審員の職務に就かしむるを得ず」である。

一方に於て法律は複雑になり、犯罪も複雑になる。思想檢事が必要である如く、會計檢事も必要であるといふやうに、社會萬般の事が發達し分化してゆくのに、法律の専門家である司法官が完全にこれに追隨してゆくことは到底不可能である。専門の事に鑑定人を以てするとしても、法律を事實に適用する。法律と事實とを連絡するそのつなぎはやはり司法官がしなければならぬ。そこに到底背負ひきれない重荷が司法官に負はされてゐるのである。法律は流動する社會に對して固定的である。それを陪審制度によつて固定した法律と流動する社會とに橋をかけるのである。普通人の常識、平均人の考へによつて兩者をつなぐのである。かくて裁判官の背負ひきれない重荷を分擔すると共に、司法裁判を社會の納得にまで持ち來すことによつて、社會秩序の維持の最も重大なる仕事を陪審員が受持つのである。それ故に陪審員に求むるところは公平であり正義ではあるが、客觀的

な冷靜な法律的なものではないのである。

陪審員は開廷直後、裁判長の讀み上げる

良心ニ從ヒ公平誠實ニソノ職務ヲ行フベキコトヲ誓フ

といふ宣誓書に署名捺印するのであるが、被告が認めないその犯罪を訊問と證據と原被兩告の辯論によつて、判断するのであるから、その良心は曇らされずに、公平誠實にその職務を行はしむるためには、陪審員たるべき公民の教育は、刑法の準備教育でなくて、平常に於て、正義心をはつきりさせ、法といふものを尊重する遵法的精神を養成しなければならぬのである。ここにも公民教育の目指す所があるわけである。

第四節 國際聯盟と不戰條約

國際聯盟と永久平和

普通選舉と陪審制度によつて、國內的に國民の國家に對する關係が變化したばかりでなく、國際的には、國際聯盟の創設と、不戰條約の締結によつて、國民が外國に對する考へ方を全然變更しなければならぬ時代が來たのである。もはや外國は夷狄でも假想敵國でもなく、文字通りの友邦で

あり、世界平和の協力者でなければならぬのである。

国際聯盟は締約國が「戦争に訴へざるの義務を受諾し」て出来たもので「組織ある人民の相互の交渉に於て正義を保持し且嚴に一切の條約上の義務を尊重し、以て國際協力を促進し且各國間の平和安寧を完成せむか爲」國際聯盟規約を協定したことは、同規約の前文に明かに書かれてゐる通りである。

國際聯盟は、この目的を達成せんが爲めに、一方には各國の軍備を縮小して戦争の危険と誘惑とを遠ざけ、他方には國際紛争の平和的解決方法を講じ、戦争勃發の機會を少なからしめんことを期してゐるので、第一條には「其の陸海及空軍の兵力其の他の軍備に關し聯盟の定むることあるべき準則を受諾することを要す」となし、第八條には「聯盟國は平和維持の爲には其の軍備を國の安全及國際義務を協同動作を以てする強制に支障なき最低限度迄縮小するの必要あることを承諾す」と明記してゐる。そして「聯盟國は聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生するときは當該事件を仲裁裁判又は聯盟理事會の審査に付すべく且仲裁裁判官の判決後又は聯盟理事會の報告後三月を経過する迄如何なる場合に於ても戦争に訴へざることを約す」ので、もし、この「約束を無視して戦争に訴へたる聯盟國は當然他の總ての聯盟國に對し戦争行爲を爲したるものと看做す。他の總ての聯盟國は之に對し直に一切の通商上又は金融上の關係を斷絶し自國民と違約國國民との一切の交通を禁止し且聯盟國たるを否とを問はず他の總ての國の國民と違約國國民との間の一切の金融上通商

上又は個人的交通を防遏すべきことを約す」聯盟理事會は前項の場合に於て聯盟の約束擁護の爲使用すべき兵力に對する聯盟各國の陸海又は空軍の分擔程度を關係各國政府に提案するの義務あるものとす」といふやうな制裁を定めてゐて、一方には、一時的昂奮や激情から戦争の勃發するを防ぐべく、三ヶ月以上の猶豫反省の期間を設けてゐるのである。

國際聯盟は世界大戰の悲痛なる經驗から産れて、まだ十年にしかならないが、北米合衆國と勞農ロシアを除いて日英佛獨伊をはじめ世界の五十六ヶ國が加盟して、もはや十回の總會を開き、その間國家間の紛争を平和に解決して、戦争を防止するといふ役目をすでに十分發揮してゐるのである。即ち國際聯盟の出来た大正九年には、フィンランドとスウェーデンとの間に戦争の危険をはらんだアールランド島問題を定め、翌大正十年ドイツとポーランドとの間に上部シレジア問題が起り、イギリスはドイツに同情し、フランスはポーランドの肩をもつて、大國間でこれを解決することが出来なかつたのを、國際聯盟理事會がその争ひを解決し、大正十二年にはイタリアがコルフ島を占領して大國の暴威を振はんとしたのを止め、大正十四年にはブルガリアにギリシヤが侵入せんとしたのを阻止して賠償を課し、各々その儘でおけば戦争になつたのを防止して、事無きを得たのである。これらは小國間の争ひであり、大國と大國との争ひであつたら到底その成功は收められないなどどケチをつける者もあるが、世界大戰の發端が何であつたかを考へれば、小國間の争ひであつても、争ひの火種はたとへ小さくとも、これを戦争にしないで済んだといふことは世界平和の保持の

上に偉大なる貢献をしてゐるものだといはなければならぬ。

この事は、従來の國家が主權の名において、無制限の權力を國の内外に揮へることを強調し、國家の名においてすれば、何事も正義であり、爲さんとして爲し得ざるなしと考へさせられてゐたのに對して、國際聯盟が「各國間に於ける公明正大なる關係を規律し、各國政府間の行爲を律する現實の規準として國際法の原則を確立し」たことに於て非常なる變化があつたことを認めざるを得ないのである。

この外、國際聯盟は「全世界に亘り健康の増進、疾病の豫防及苦痛の軽減を目的とする公認の國民赤十字篤志機關の設立及協力を奨励促進し」「人道的勞働條件を確保するに努め」「婦人兒童の賣買、阿片類の賣買、武器彈藥の取引を監視し、交通及び通過の自由、通商に對する衡平なる待遇を確保し、「疾病の豫防及撲滅の爲國際利害關係事項に付措置を執るに力む」るなど、國際協力機關として活動するのである。

戦争抛棄の條約

不戰條約といふのは、正式には戦争抛棄に關する條約といふので、たゞ三箇條から成る簡單なものである。

第一條 締約國ハ國際紛争解決ノタメ戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且ソノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段

トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲソノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

第二條 締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハソノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニヨルノ外コレガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス

第三條 本條約ハ前文ニ掲ゲラル、締約國ニヨリソノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准セラルベク且各國ノ批准書ガ總テワシントンニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約國間ニ實施セラルベシ

我が國に於ては議會及び樞密院で問題となつて、批准に際し、一つの宣言を付した。

帝國政府ハ千九百二十八年八月二十七日巴里ニ於テ署名セラレタル戦争抛棄ニ關スル條約第一條中「ソノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ條章ヨリ觀テ日本國ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス

昭和四年六月二十七日御批准あつて、米國ワシントンに寄託され、パリに於ける調印後十一月目の一九二九年七月二十四日正午を以てその效力を發生するに至つたのであるが、この條約の原調印國は十五ヶ國で、之に参加國を加へて世界の四十六ヶ國がこの條約に調印してゐる。

従來は國家がその自主權によつて、戦争をする權利を有してゐた。國家主權の重大なる要素として、國際紛争解決の爲めの戦争をなすことが、國際法上認められてゐたのに對して、この條約によつて、戦争權の抛棄を國家間に約束したのである。國家主權自らその權利を制限したのである。

締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議はその性質又は起因の如何を問はず、平

和的手段に依るの外これが處理又は解決を求めざることを約し、國際紛争解決を名として戦争に訴ふることを非とし、國家政策の手段としての戦争を拋棄することを宣言したのである。

我が國に於ては「人民の名に於て」宣言することが、天皇の條約締結権を侵すことになりはしないかといふ疑が起るといふので、これを日本國に限り適用無きものと了解する旨を宣言したのであるが、この「人民の名に於て」なる文句は、千九百二十八年七月十六日の覺書にいつて通り

不戰條約案第一條中ノ「ソノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ「ソノ人民ノ代理者トシテ」ノ意ニアラズ即チ本條約ヲ締結スル者ハ人民自身ニ非ズ又右字句ハ人民ニ對シ戰爭拋棄ノ重要性ヲ印象セシムルノ目的ヲ以テ本條約ニ挿入セラレタルモノナリト了解ス

べきであつて、不戰條約問題なるものは、國內の政治的の意味はあつたらうが、あの宣言は憲法上の問題としては當然の事をいつてるので、むしろ不必要なものなのである。

國民外交の時代

不戰條約も「人民の名に於て」宣言せられ、國際聯盟も「組織ある人民の相互の交渉に於て正義を保持し且嚴に一切の條約上の義務を尊重し」といつてゐるやうに、現在においては、人民は國際條約における主人といふことが誤解の虞があるなら、主要なる人格である。外交はもはや宮廷外交の時代を遠き昔語りにして、今や國民外交の時代であつて、政府や外交官を超えて國民と國民とが

外交せんとする状況に進みつゝあるのである。

それは不戰條約の成立の近き歴史を見てもよくわかるのである。即ち、昭和二年四月六日米國の大戦参加十週年紀念日に際して、佛國外相ブリアン氏は、米國聯合通信社を通じて米國民に對して大要次の如きメッセージを送つた。

佛米兩國が平和問題に關して歩み來れる道は異るとするも目的は一つである。軍備制限は國家間に於る平和に對する意思に依つてのみ達成せらるべきもので、之に關する佛米の意見は互に同情的であり、且全然一致して居る。若し平和に對する熱望の證據として、且他國民に對し範を示さんが爲め、二大共和國間に於てその必要ありとせば、佛國は戰爭を相互に違法と爲す所の協定を米國と取結ぶに躊躇しない。

とて、佛國側に於ては米國との間に不戰協定を締結することを審議するの用意あることを付記して、これを慫慂したのである。

フランスの外相たるブリアン氏が、外交機關を通ぜずして、直接に米國民の前に公開したのは、この問題が輿論に訴へ米國民の道義的勢力に依るに非ざれば不可能であり、之を以て最も適當としたからであらう。

果然、反響は四方に起つたのである。

コロンビア大學總長バトラ博士は、四月二十三日の紐育タイムズに長文の賛成論文を寄稿してこの「劃時代的提議」を激稱し、且つその實現可能なるを説いて米國民の奮起を促したのをはじめ

とし、各種の會合、各種の團體もこれに共鳴して、大同小異の不戰條約私案が續出する有様であつた。

しかして六月十九日紐育タイムスが上院外交委員その他に本問題に關する意見を徴した結果を發表した所によれば、少くともその主義に反對する者は一人もなかつたのである。

かくの如く、米國の輿論は熱し來つた中に、コロンビア大學教授シヨットウエル、チエムバーレン兩氏の起草した不戰條約私案が發表されたが、その内に不戰條約の骨子はあつた。

この米國輿論の好調を見極めてブリアン外相は六月に入つてから、米國政府に向つて非公式に「佛米恒久修好條約案」即ち米佛不戰條約の提議をなしたのである。米國は之に賛成はしたが、更に一步を進めて多數の國との間に一般的の不戰條約を作らうといふことになり、翌昭和三年四月十三日に至つて、米國政府は日英獨伊の四國政府に對して公式に不戰條約案を提議し、同年八月二十七日パリに於て、フランス外務省時計の間において嚴肅に調印された。調印國は佛、米、伊、日、獨、ベルギー、ポーランド、チエツコスロバキア、と英本國、カナダ、アイルランド、南アフリカ、オーストラリア、ニュージーランド及インドの十四ヶ國であり、日本は樞密顧問官内田康哉伯が全權委員として調印したのである。

時代の變化と教育の變化

以上の如く國內にあつては普通選舉により國の立法權に參與するのみならず、行政機關をも左右し、陪審制度によつて直接司法裁判にも參加する國民が、國外に對しては、國際關係の重要な立場をとるのであるから、これを専制政治と、宮廷外交の時代に於ける國民の位置と比べて見たらば、その性質に於て全然異つてゐることを知り得るのである。従つて、その公民教育の内容も方法も異らざるを得ないのは當然の事理といはざるを得ぬ。

それは國民の國家に對する關係が變化したばかりでなく、國家そのもの、性質も變化して來たのである。國家第一の仕事が外國との戦争であり、政府の最も重要な仕事は軍事であつた時代と、政治の要點が、國民生活の安定であり、國民文化の發揚である時代とは、國家の性質も異り、政治の色合ひも變つて來るのであつて、もはや軍國主義的國家觀の下に國民を戦争第一主義に訓練し教養する時代ではなくなつたのである。

國家の名譽も戦勝ではなくて、世界に對する文化貢獻である時代となれば、國家に對する忠誠も、自らまた戦争に出て死ぬことではなくて、平和の内に文化に貢獻するが如き世界的功業になければならぬ。又それは個人的英雄主義ではなくて、國民の共同協力により、謙遜勤勉なる國民の努力こそが、國家に對する最も大なる忠誠となるのである。國家の建設は軍事ではなく教育であり、文化である。或る時代の教育が、前時代のそれと異なるのは當然の事理であつていふをまたざる所である。

第二章 公民教育の方法

第一節 學校における公民教授と公民訓練

文部當局が公民教育の方法として、考へてゐるところは、結局において、現在實業補習學校に置いてあるやうな公民科を各種の學校に設けようといふことに歸着する。成人教育その他の施設による、講演會や講習會もあるだらうが、中心はどこまでも學校教育において公民教授と公民訓練を施すので、その公民教育の内容は實業補習學校の公民教授要綱によつて類推されるから、先づ第一に之を掲げて、公民科で、何を如何に教へんとするのかの大要外廓を明かにしよう。

この要綱は、大正十一年末、實業補習學校學科課程を定めて、後期修身科を公民科とし、公民心得に關する事項を授けて公民生活に必要な知識徳操を與ふべき旨を明かにしたのであつたが、尙その公民科の内容に關しては區々相異つてゐたので、凡て劃一と規定がないと氣が濟まぬ文部省は、これを一定すべく公民教育調査會を設けて、大正十三年に至つて之を決定し、文部省は北海道廳府縣に對して訓令を發して公布したものである。

各地方長官はこの要綱と教授要旨に準據し、實業補習學校をして公民教育に關する教授を行はしめることになつた。しかもその教授にあたつては、できる限り事例を日常生活に於ける經驗の範圍に求め、理論に偏せず道德的情操の陶冶に努めることを要求してゐるが、その内容は「人と社會」にはじまつて「世界と日本」に至るまでその範圍の廣大にして凡てを包括してゐることに驚かしむるのであつて、「事例を日常生活に於ける經驗の範圍に求め」これを教ゆる教師は果して得られるだらうかを疑はしむると同時に、斯くの如く詳細に分析的に規定することが教員の自由活動を制肘し、「理論に偏せず道德的情操の陶冶に努むべし」といつたところで、生徒の頭腦と境遇とに全く無頓着に教へることになつて、畢竟生徒も教師もわからぬことを雜然と詰め込み、たゞさへ教科目の負擔過重なるに、一層の負擔、新しき重さを加へ、再び法制經濟の形骸的教授、無感激形式的なる修身訓話の轍をふむ外なきに至つて、新に公民科を置き、公民教育運動を起したことを、全く無意義にするなきやを恐れしむるのである。

公民教育運動と現制改革

文部省で考へてゐる通りに、高等小學、中學校、高等女學校、師範學校等に公民科を設置して、實業補習學校公民科教授要綱的な教授をされても、果して公民教育の主旨を達成せしめ得るかは深き疑なきを得ない。公民教育運動の最も尊重せらるべき重要點は、社會に公民教育的缺陷のあるこ

とを反省せしめ、社會に公民教育的要求を起さしめて、教育界にこれを注文したところにあるのである。それがたゞ初等教育中等教育に公民科を置くといふことだけで罷事されるかの如く取扱はれたのでは、複雑多岐なる公民科要綱を押しつけて、いやが上にも課目を増して、現在の教育の弊害の上に更に新たな弊害を積み重ねるに過ぎなくなる。それ故に公民教育運動は教育界の現状打開が、これに伴ひ、現制打破に發足しなければ、結局無意味に終つてしまふのである。

學校負擔の過重、學科の過多なことが、學校教育一般の弊である。この上に教材が頗る多く、多岐に亘つてゐる公民科を加へるといふことは、それだけでは害あつて益なき企てである。公民科の設置は同時に教育方法の整理改革を必要としてゐるのであつて、或意味からいへば、公民科の設置により、これを機會として、現在の學制改革をし、教育方針を根本的に改むることに公民教育運動提唱の意味があるといへる。

公民科が出來たために、その他の課目が非公民科になつてしまふといふやうなことはあるまいか。これは從來のやうな教育界の風潮から考へると單に杞憂には止らない。公民教育は各科目の中に滲透して普遍してゐることこそ寧ろ願はしいのである。公民科が法制經濟の名を變へたゞけのものになつてしまつたのでは何にもならぬ。法制經濟が從來無味乾燥で生徒の食慾に適せなかつたのは、教師がこれを消化し得べき状態にこなすことが出來なかつたからである。法制經濟だから知的に偏する。公民科と名をかへればそれだけでさうでなくなるといふわけのものではない。それは畢

竟教師の問題であり、教師の公民教育に對する理解と、態度の問題に歸するのである。

公民科教師の問題

從來の師範學校の教育が、教育學によつて哲學的の素養と興味は多少與へられてゐたやうであるが、法制經濟は明治四十年師範學校規程により男子に課すべき學科目にあつたといふだけで、大正十四年の改正によつて男女生徒を通じてこれを必修課目とし、且つその教授要目を公民教育的見地から大刷新を加へた時以後に於て、初めてこれを重要視するに至つたに過ぎず、未だ全體的にこの方面の素養に於て缺けてゐることは否定出來ないのである。

一體現在の教育が實社會と遮斷されたのは師範教育の制度によるのである。新教育思想は「教師は社會型と結合しなければならぬ、第一に社會的精神を根本的に要求する師範學校は社會型のため學校でなければならぬ」ことを指し示してゐるのは反對に、我が國の師範教育は、給費の制度を本體とし、高等小學二年修了の生徒を收容して、修業年限五年の間、寄宿制度によつて、社會との接觸面を最も少くして「規律を守り秩序を保ち師表たるべき威儀を具ふるは教員たる者に在りては殊に重要とす。故に生徒をして平素長上の命令訓誨に服従し起居言動を正しくせしめんことを要す」といふ要旨によつて教養されるのであるから、文部省の明治以來の教育態度と教育方針は師範教育に於て最もよく徹底し、その弊處缺陷も、師範教育に於て最も著しいのである。

この従來の師範教育によつて養成され來つた教員を主として、公民教授要目に掲げられたるが如き教材多方面に亘る公民教育を行はせようとするのは、百科主義の危険を學校教育の上に更に加ふるものである。體驗せられた價值なくば出來ないのは修身教授のみではない。倫理的價值は行動によつてのみ體驗せられ、價值は體驗の對象に添うて感情的に把握せられなければならないならば、公民教育に於ても、問題は何を教へるかといふ公民科教授要綱ではなくて何人が教へるかといふ公民教育の教師養成、選擇の問題でなくてはならない。

それ故に、生徒に公民科要綱による教授を與へることよりも、先づ教師に公民教育の本旨を諒解せしむることが最初でなければならぬ。何でもさうであらうが、公民教育の根本は教師にある。公民科要綱にある一つ／＼の問題は一々生徒に理解させる必要がないやうに、教師にも必要がない。否要求しても無理だ。問題は全體を貫く公民教育の精神である。これらの問題を理解せんとする興味を引起すことである。收穫ではなくて種蒔きである。その爲めにこそ公民教育が必要なのである。

小學校に於ける公民教育

現在の小學校においても、公民教育的部分を全然缺いてゐるわけではない。小學校令第一條には小學校、兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能

ヲ授クルヲ以テ本旨トス

とあり、小學校令施行規則では修身に於て「國家及社會に對する責務の一斑」を、地理に於て「國勢の大要」を、國史に於て「國體の大要」を知らしめんとしてゐる。

小學校令施行規則

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢啓ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理解セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

これを見て感ずるのは、地理科が地球の表面及び人類生活の狀態に關する知識を得しむる目的の一半は愛國心の養成にあるが故に、従來の初等教育に於ては、我が國の美點を強調するに急であつ

て、外國の事物をそのままに受取らずに風景風俗に至るまで、やゝともすればこれを貶するの嫌ひがあり、國史に於ても、建國の體制、皇統の無窮、歴代天皇の盛業、國民の武勇もとより兒童にその大要を知らしむるの必要はあるのであるが、立憲國民たり、自治市民たる「國民たるの志操を養ふ」には忠良賢哲の事蹟、文化の由來、外國との關係だけを例示したのでは物足りない。從來の歴史が、戦争と武勇譚の連續の傾向があつたとはいへ、今は國民史、社會史、文化史の色が濃くなつて來つゝある。それは當然に小學校の教科にも取り入れられなければならぬのである。

自治教育と自治訓練

小學校に於ける公民教育的教材が如何に形式的に表面的に取扱はれてゐるかには前に一言したが、公民教育の基礎ともいふべき自治教育は、小學校において如何に取扱はれてゐるかを見れば、現在の教育、現在の教師が、そのままでは到底公民教育を任せるには足らず、公民科教授要綱を當てがただけでは、同じ誤りを繰り返す外無いのではないかを憂へしむる。

例へば、自治を教へるのに「自分のことは自分でせよ」といふことによつて、その第一基礎とすることは、自治教育に關する限りは間違つてゐる。自治は寧ろ「共同のことを共同とする」所に本質があるのであつて、自分のことは自分でするのは勿論ではあるが、それは個人道徳で、公民道徳、或は同一共同體の一員たる勤めである自治に關しては、個人的、孤立的、悪くすると排他的に

も響く「自分のことは自分でせよ」は自治標語ではあり得ない。

「己の言葉が示す位小學校の自治訓練は間違つてゐる。それは小學校教師に本當の自治の意味がわかつてゐないからだ。教育學によつて多少は哲學的にされた考へ方はあつても、憲法とか自治とかいふ方の考へ方を教へられてゐない爲に、やゝともすると自治をば道徳的に自律と考へ勝ちなのである。そこで自分のことは自分でせよと考へるのである。

又自治をば官僚的に考へて、お上の世話にならぬやうに、人民が自分で出来ることは自分ですると考へるのである。それは無理もないことで、明治の官僚政治家はさういふつもりで自治制度を布き、さういふやうに人民を教へ導いて行かうとしたのである。府縣は地方自治體とはいふものゝ官吏たる知事を長官とした地方行政區劃たる方が主で、自治體としての仕事は中央官廳からの委任事務が多く、豫算も殆どその方に使はれてゐる。町村の自治權はそれよりは廣いが、そのまま任せてはおけないので、郡といふ從來ない自治體を作つて、その上級團體とし、郡長を任命して、これが指導監督に當らせた。しかしそれは原來拵へものであつたから、先づ郡制廢止が行はれ、郡役所が廢止された。

かういふ自治思想だから自治團體従つて自治民の政府に對する依頼心ばかり強くなつてゆくのである。都合の悪い依頼心は自分のことは自分でせよとはねつけるが、さうかといつて、自分でしたいやうな自分のことは、なか／＼自分でさせないで、干涉をする、無暗に指導監督したがるのであ

る。そして模範自治村などいつて表彰された村を見ると、自覚した村民によるものではなくて、一人の偉い村長なり何なりの指導者の下に村民が柔順に追従していつてるのである。それだから表彰されたあとの模範村はすぐ悪くなり、その一人の村長がなくなれば忽ちに全國並の悪村政になつてしまふ。

小學校の教科書に出て来る自治がやはりこれである。驚くべし、立憲自治の現代における村政自治を教へるのに、封建徳川時代の庄屋名主或は代官の下における例を以てしてゐるのである。教科書編纂員の頭は、時代が變ると教育も變らなければならず、同じ徳目の内容も變つて來なければならず、殊に公民教育は、立憲自治の制度の變革によつて全然變更されなければならぬことに、何等考へついてゐないのである。この教科書を編纂せしめた文部當局の下に公民教育の擧がらざるもよりであるが、同時にこの教科書を全部一擲しなければ、いくら公民科を置いて見たところで、兒童生徒の頭腦は混亂するばかりである。

この教師、この教科書によつて指導される兒童の自治訓練なるものも想像がつくであらう。自治週間は、この頃の親切週間や、何々デーと同じであるが、その自治の内容は例によつて自分のことは自分でせよで、自分のものを整理して先生の厄介にならぬことである。又は級長選舉によつて多少本當の自治訓練を與へる機會をもつにかゝはらず、級長は級各員の代表者ではなくて、教師の代理人である。それは府縣知事と同じである。兒童の要求を教師なり學校なりに傳へる役目でなく

て、教師の命令を兒童に傳へる役目である。代官である間はまだいゝが、スパイの役目までさせるやうな場合を往々見るに至つて、現代小學教育の人の子を害する極まれりといふべきである。しかし、この級長が學校國家の府縣知事であることは、當然に上から與へられた名譽の地位となる。そして選舉をさせることが、何人にもこの名譽を與へるかを決せさせることであつて、自分達のために代表者を選ぶといふ考へに出てゐないから、小學校の級長選舉の時、既に後年の市町村會又は府縣會、衆議院議員選舉、その他の選舉に於ける間違つた考への基を植ゑつけてしまふのである。この事は因となり果となつて再び兒童の公民教育の上に歸つて來る。現に選舉腐敗最も甚しき山梨縣の或村の小學校に於ける級長選舉に當つて、級長候補者が一錢二錢の小遣錢を以て買收を行つた事が問題になつたことすらあるのである。買收を悪いことと教へる前に、選舉は代表を頼む事で投票を頼まれることでないことを教へなければならぬのである。

米國に於けるブルックリン學校の生徒自治は米國最悪の學校の名があつた同校の生徒に對しては、特別の訓練法を必要とし、教師ウエルソン・ギルが、生徒をして自治せしめ、其の責任感に訴へる外ないことに氣がついて考案したもので、學校を市團體と見做し市長その他の役員を生徒の中から選舉せしめ、種々の規則を立て、之を實行するものも凡て生徒の手に委し、自治の習慣を得しめ、早く自己の責任を感じる地位に立たしめ、他日公民として世に立つ上の豫備的訓練を受けしめようとしたものであつた。ギルの考へによれば今日の國民が自治の力に乏しく官公吏の演職者の少

くないのも必ずしも官公金の費消、賄賂の授受が不正なことを知らないからではないのだ。善事を知つて行はないのだ。故に、學校では唯口だけで不正を説くだけでは効果が上らない。夙に實地に選舉させて見て、選舉は如何に行ふか、被選者は如何にその職を行ふべきかを悟らしめなければならぬから、環境を整理し淨化し得る學校といふ團體生活に於てこの團體的自治の習慣を養ふことが最も必要であるとするのである。我が國の公民教育に於ても、この考へがなければ公民訓練の效果は擧らないのである。

〔註〕 文部省では終戦と同時に戦時中等閑に附されてゐた公民教育の振興を意圖して、昭和二十年十月初旬同省内に「公民教育刷新委員會」を設置し、新しい國民學校教育、中等學校教育の基礎として「公民科」を登場させることになつた。昭和十六年四月の學制改革で小學校が國民學校となつて以來公民教育の内容は國民科の名のもとに修身、國語、地理、歴史を包含し戦争中とは言へ、もつぱら日本の視野に限られた方向に進んで來てをり、また中等學校では昭和八年に公民科が設けられたが同十三年に解消し、その教育内容は國民科に吸収されて今日に至つたのである。新しい「公民科」はこれまでの如く法制經濟などの教授内容のみを指すものでなく、國語、地理、歴史等の重要課目を綜合し教育と教養を一本に具現せんとしてをり、新時代に即する政治教育、國際平和、個性の完成、正しい世界狀勢の認識など第二國民として身につくべき諸問題を如何に教材として取上げてゆくかは、今後の委員會の活躍に俟たねばならぬ。

第二節 青少年團と青年訓練所

少年團

青年訓練所は學校のやうなものであるが、青少年團は公民教育殊に公民訓練について重要な學校以外の機關である。しかしながら、次の表でわかるやうに、少年團體の大半は學校關係のもので、且つ年齢は入學期の七歳から高等小學卒業期の十六歳までを含むから、大體凡ての少年團體は小學校教育と終始するものといつてよい。

少年團數千五百五十七の内團長の種類

學校長及び教員を團長とする者	三五二
兒童及び少年を團長とするもの (學友會兒童自治會等)	三九四
基督教牧師、佛教僧侶を團長とするもの (日曜學校、佛教少年團、救世軍少年軍等)	一六三
官公吏篤志家を團長とするもの	三三九
職業不詳	三六一
缺員	三三

少年義勇團(ボーイ・スカウト)の起原が、一千八百九十九年から一千九百年にかけて、南阿戰

争の際、英領マフエング市が、ボア軍の重圍に陥つた時、市中の少年を集めて之を訓練し、制服を與へて少年隊を組織し其の急を助けたことにあつたので、その規律と奉仕との形式において多くの軍事的色彩を帯びてゐるのであるが、現在の各種少年團體中には、軍事教育的團體の数は少く、宗教的團體、體育その他の事業遂行の團體もあるが、大部分は學校の延長的團體と見るべきものである。

しかして、學校關係のものは「自治的訓練、自學自習、共同心養成」などを目的の内に入れてあるし、一般普遍的目的を有する團體に於ても「共同自治及び社會奉仕的精神の養成」を擧げ、その事業としては次のやうなものを行ふ。

會議 規律實行 共同作業(草刈、害虫驅除、薪採、共同實習等) 道路修繕 共同貯金 兒童保護 交通 衛生思想 神社奉仕

その少年團精神の存するは、左の二列を以て見ても公民教育的施設であることがわかる。

少年團日本聯盟健兒聯盟宣誓

私は神聖なる信仰に基き名譽にかけて次の三條を誓ひます

- 一 神明を尊び、皇室を敬ひます
- 一 人の爲、世の爲、國の爲に盡します
- 一 少年團のおきてを守ります

おきて

- 一 健兒は忠孝を勵む。
- 二 健兒は公明正大、名節を生命とする。
- 三 健兒は有爲、世を益することを務とする。
- 四 健兒は互に兄弟、總ての人を友とする。
- 五 健兒は常に親切、動植物を愛する。
- 六 健兒は長上に信頼し、各團長に服従する。
- 七 健兒は快活、笑つて困難に當る。
- 八 健兒は恭謙、禮儀正しい。
- 九 健兒は勤儉質素である。
- 一〇 健兒は心身共に清い。

標語

そなへよ、つねに。

東京聯合少年團附屬少年團々則

綱領

名譽ヲ重ンジ常ニ準備アル人トナル

守則

- 一 皇室ヲ尊ビ國家ヲ愛ス
- 二 常ニ他人ニ親切ヲ盡シ博ク生物ヲ愛ス
- 三 敬虔ニシテ責任ヲ重ンズ
- 四 身體ヲ鍛錬シ勇敢事ニ當ル
- 五 協同自治ヲ旨トシ規律ヲ守ル

青 年 團

青年團は少年團よりも、更に一般的に普及してゐるばかりではなく、現在社會に於る一大勢力として、その事業、その團結の公民訓練上頗る見るべきものがある。先づその團員數を見ても、昭和四年四月現在に於て

	團數	團員數
男子青年團	一七、二二〇	一、一七六、一九一
女子青年團	一五、二八一	一、二六八、六一七

であつて、男女青年團體事業獎勵資金總額は御下賜金七十五萬圓を合して百五十一萬二千數百圓あり、一年の經費は、男子青年團が四百四十五萬九千圓、女子青年團が百二十九萬六千九百圓といふのである。

青年團は法規によつて設立された團體ではないが、大正四年と大正七年に内務省文部省は北海道廳府縣に訓令を發して、これが獎勵指導、或は振興督勵に關してその方針を示し、大正九年には更に「青年團體の發達を助成するに奮勵努力せしむ」る訓令を發してゐることによつて官廳の力の入れ方も、従つてその性質もわかる。大正四年訓令は青年團の性質と職能を左の如く示してゐる。

青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ、隨テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知能ヲ研キ剛健勤克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ事業ニ當リ實務ニ從ヒ以テ練習ヲ積マシムルモノ亦固ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラス

大正七年の訓令は「今や世界戦亂の衝動は汎く精神上並經濟上の各方面を掀盪し殊に國民思想上の刺戟に至りては一層深甚なるものあらんとす」といふ時に出たので「今青年團體の現狀に鑑み之が健全なる發達に資すべき當今の要項を條舉し以て地方の實況に照し參酌其の宜しきを制せしめむことを期す」となしその中には讀書趣味をすゝめ、「體力を増進するは國家の活力の要素たり」などいつてるが、公民教育に關しては

一 青年ヲシテ實地活用ノ智徳ヲ進メシムルハ補習教育ニ待ツモノ多シ之カ施設ニ勉メ相率キテ學ニ就カシメ以テ其ノ普及ト徹底トヲ圖ランコトヲ要ス

一 公共ノ精神ヲ養ヒ公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教養ニ於テ闕クヘカラサル要綱タリ補習教育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講ジ以テ其ノ目的ヲ達成セムコトヲ要ス

大正九年の訓令は

青年團體ノ實績近來漸ク見ルヘキモノアルハ邦家ノ爲洵ニ喜フヘキ所ナリ然レトモ益々其ノ内容ヲ整理シ實質ヲ改善シテ健全ナル發達ヲ遂ケシムルニハ今後尙施設スヘキ事項尠シトセス特ニ自主自立以テ大ニ其ノ力ヲ展ヘシムルハ團體ノ本旨ニ顯ミテ頗ル緊要ノ事ニ屬ス隨テ其ノ組織ハ之ヲ自治的ナラシムルニ努メ團體ノ事ヲ統フル者ハ之ヲ團體員ノ中ヨリ推舉セシムルヲ本則トス其ノ官公署學校等トノ關係ニ至リテハ互ニ氣脈ヲ通シ連絡ヲ圖リ相提携シテ之カ發達ヲ助成セムコトヲ要ス

この大正九年には明治神宮御造營成り造營工事に勞力奉仕した全國青年團代表の參拜に際し皇太子殿下は

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸君能ク内外ノ情勢ニ鑑ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルコトニ勵メムコトヲ望ム

と令旨を賜はつたので、この光榮を機として全國青年の協力を以て、其の精神を表徴するに足るべき青年館建設の議が起り、全國青年團は二百二十三萬餘圓を醸金して、大正十四年會館は明治神宮外苑に完成して、財團法人日本青年館は、青年團中央部の事業を繼承すると共に、同年成立した大日本聯合青年團の事務もこゝに於て執り、全國青年團の中央機關が出来たわけである。しかして大

正十四年五月御大婚滿二十五年祝典を擧げさせらるゝに際し、御内帑金七十五萬圓を全國男女青年團體事業御獎勵の思召を以て下賜せられ、同年十月には日本青年館事業獎勵の思召を以て同館に對し御内帑金十萬圓下賜の殊恩を辱うする等、皇室が青年團體御獎勵の思召は特に深きものがあるのである。

〔註〕 公民教育殊に公民的な訓練に大きな役割を果して來た少年團日本聯盟と大日本聯合青年團が官製的色彩の濃い大日本青少年團に改組されたのが昭和十六年一月、爾來政府の指導下に大戰中を通じ軍國主義への奉仕を強ひられて來た。戰爭末期に戰時教育令が制定され全國の青少年學徒がそのまま學徒隊の中に吸収されることとなり大日本青少年團も同時に接收された。ところが終戦と共に學徒隊が解消し全國の男女青少年は無組織のまま放置される破目に立至つた。文部省では昭和二十年九月末、新しい内容を持つた男女青少年團體の設置ならびに育成に關し「青少年團設置要領」を決定、各地方長官あて通牒した。この通牒により示された青少年團體は、國家の手を離れ、軍國調を一擲し郷土團體としての特色を發揮せしむることを目的としてゐる。郷土的團體であるため、その名稱も自由に呼ばせ、年齢範圍は青年團員は十四歳以上廿五歳まで、女子青年團員は廿五歳以下の未婚者、少年團員は國民學校兒童とし、年齢の該當者で團の設置地區に居住し入團を希望する者は誰でも入團できるのである。これら新構想に基く青少年組織が再び公民的訓練に重要な意義を持つに至ることは明かで、全國青少年の盛り上る熱意により速かなる再生が期待されるのである。

青年訓練所

青年訓練所の制度が創設されたのは、大正十五年であるが、當時兵役年限短縮の問題が世上に喧しく一方に於て国防普遍化の要求もあつて、陸軍側の熱心なる主張と実行力が、文部省を引ずり、或は文部當局がその尻馬に乗つたのである。それ故に、文部關係の經費としては、珍らしい莫大な豫算が一舉に成立して、全国的に大規模に、法律がその設立を強制してゐないのにも拘はらず、全國に普及してしまつた。

昭和三年における訓練所数は一萬五千七百七十八であつて、全國の市町村で未設置のものは僅に十六であり、生徒数は九十三萬六千五百七十七人である。男子青年團員數百十七萬六千餘人と比し、その年齢關係を考慮すると大體その組織員は重複してゐることが察せられるのである。それが爲に文部内務兩省の訓示中にこれを「青年團の修養機關の一として、相互の聯絡を密接ならしめ、以て兩者の圓滿なる調和的發達を期すべし」といつてゐるが、一方實業補習學校との關係を見ても、本施設が突如として横合から出現して、青年の訓練機關となつたものであることを知ることを得やう。

青年訓練所は青年の心身を鍛鍊して、國民たるの資質を向上せしむるを以て目的としてゐるが、その訓練時數を見ると、四年を通じて修身及び公民科、職業科各百時、普通學科二百時に對して、教練に四百時を宛て、をり、「教練は心身を鍛鍊し堅忍剛毅の精神と規律を重んじ協同を尙ぶの習

慣とを養ふを以て要旨とす」るのであるが、その内容は

各個教練 部隊教練 陣中勤務 旗信號 距離測量 軍事講話等

であつて「教練を授くる際には適宜體操を課し尙競技を加ふることを得」とはいへ、その指導員としては「實業補習學校又は小學校の教員と在郷軍人其他適當と認めたる者に地方長官之を囑託す」ることにしてゐる處を見ても、軍事教練を主眼とすることは勿論なのである。

それもその筈で、この青年訓練を完了した者は在營年限を半年短縮されるのであつて、「前年十一月末日に於て十六歳以上十七歳未滿の者を毎年一月青年訓練所に入所せしむるを以て常例」とするの、入營期を願慮してのことであり、これに四年の訓練を加へ、在郷軍人による教練の指導と共に、陸軍大臣は現役將校をして少くも二年内に一回各青年訓練所に於ける教練を査閲せしむることにしてあるのである。

かくの如く、本施設が軍事的目的を主とし、或は軍事訓練を國民に普及徹底せしむることを主たる目的とする施設であることは明かであるが、同時にそれが公民教育施設としての意義も決して見逃すことは出来ないものである。即ち、青年訓練の要旨及び實施上の注意事項なる文部省訓令中にも

青年ノ心身ヲ鍛鍊シテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ資質ヲ涵養スルハ我が國內外ノ情勢ニ鑑ミ頗

ル緊切ナルヲ覺ユ然ルニ現下青年教養ノ施設ハ逐年發達ノ趨勢ニアリト雖尙未ダ十分ナラザルモノアリ、

コレ今回青年訓練ノ制ヲ定メ一般青年ニ對シテ適切ナル訓練ヲ行ハムトスル所以ナリ

とあり、しかしして青年訓練要旨を見ると

修身及公民科ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キテ道德上ノ思想及情操ヲ涵養シ時代ノ趨勢ニ鑑ミテ國
民生活ニ必須ナル心得ヲ授ケ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス
修身及公民科ハ特ニ國家的觀念及立憲ノ本義ヲ明徴ナラシメ公民トシテノ責務ヲ完カラシムルニ必要
ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ

とある。その外普通學科中の

歴史及地理ハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保チ我ガ國體及國勢ヲ知ラシメ國民精神ヲ涵養スルニ必要
ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ

とあるが、これも主事は小學校長であり、教師が主として小學校教員であることによつて、上來述べたるが如く、その公民教育的效果については、公民教師の改良によるに非ざれば、現状のまゝでは不可能である。

〔註〕昭和十年青年學校令が制定され、青年訓練所と實業補習學校は、青年學校に發展的解消を遂げた。思想精神の確立、産業進展、地方更生、體力増強、國防力強化など、當初は實業補習學校の公民教育的意義と青年訓練所の國防的意義と言ふ兩特質を生かすやう運営されて來たが、支那事變から大東亞戰への進展に伴ひ漸時軍事訓練的色彩が濃くなり昭和十四年男子の就學義務制が實施されてからは教育は全く形式に走り教練査閲に優秀な成績をうることに、あるひは徵兵検査に甲種合格者の多數を誇り合ふ

どの末節に墮したのである。終戦により青年學校も面目を一新し公民教育の場として全國五百餘萬の青年男女に道義的平和國家の一員たるの機會を與へうることとなつた。今後は女子の義務制實現を期すると共に、これまで形式的に残つてゐた修身及公民科を擴充強化して再出發をはからねばならぬのである。

第三節 社會に於ける公民教育

明治時代に政治と教育との隔離に努めた事は前に述べたが、根本的にいつて、學校教育の性質上、政治教育は十分に出來得ない所もある。立憲の本義を明かにし、公民としての責務を完からしめるためには、抽象的な國家理論、憲法の字義解釋では、公民教育には不適當であつて、寧ろ時事を捉へて具體的に批判し論議した方が、理解もされ、感興もわくから、教育的効果は遙に有力なのであるが、やはり、これも學校教育の性質と、教師の素養の上から、實際には行はれ得ない。寧ろこの意味からは學校教育に於ては政治教育的公民教育は出來ないので、公民教育の最初の場所は家庭で、最後の學校は社會だといふことになるのである。

汎愛派教育者バールトが、スキスの公民教育狀況を語つて「農閑の退屈な時が最もよくこの目的のために使はれてゐて、冬の夜のストーヴを前にして家庭の者達が寄合ふ時には、父親が國の政治や國會に起つた種々な事柄を語り、若い者は子供の時から、國の憲法や法律、國民の權利と義務に

ついで、知識を得る。それだからスキスの議會に於ては泥のついた破れ服を着た農夫が演壇に登つて滔々とパリの辯護士でもかなはない程に辯論し討議するのを聞くであらう。しかして、それは國會には出ない如何なる男子でもやはり、その位に國政に關する知識もあり興味も持つてゐるのだ。」と書いてゐるが、それだからこそ、スキスに一般國民投票や國民提案が實行出来る基礎があるのである。

この家庭における公民教育は、結局家庭に公民教師を作ることであつて、それには各種の成人教育、大學擴張運動や公民教育的講演等も無意味ではないが、國策としてはやはり一般に女子教育を高めることであり、公民の母を先づ教育することではなければならぬ。

しかし何としても、國民の政治教育に最も影響するのは實際政治であり、實際政治家の言動である。帝國議會における彌次や暴力、議事進行の妨害の如きが、如何に地方議會に傳播することの早きか、そして一般國民の政治教育に悪影響を及ぼしてゐるかは、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあらう。公民教育としての政治教育は、國家理論や政治哲學の教育でなくて、實際政治の動きであり、政治的事實を傳ふる新聞紙であり、政治を評論する言論であり、政黨の力、輿論の力、しかして、選挙の教育的効果が一番大である。

選挙の政治教育的價值

選挙が國民の政治教育に對して最も偉大なる貢獻をなすことは疑なき事實である。普選論時代に尙早論者は先づ國民に政治教育をしてから選挙權を與ふべきだといつたが、理窟の上ではさういふ順序になるかも知れぬが、實際の上からは、その反對である。國民の政治教育が完全とはいはないまでも相當の程度までいつてから選挙權を與へようとその時機を待つてゐたなら、百年黄河の水の清きを待つよりも愚である。選挙權を與へて見れば、必ず選挙民自身が自身を政治教育する。選挙人が一度その投票を自分の意思によつて行つたなら、その投票の行衛を眺めるであらうし、政治に於ける關心は、選挙權のなかつた時と、選挙權を有してから、更にそれを投票によつて具體化してからは劃然と區別がある。普選の法律が出来たといふだけでなく、第一回の總選挙を行つた後、第二回の總選挙を行つた迄の二年間に、民衆の政治教育はどれだけ進歩したかを見れば、それは明らかである。

總選挙における一ヶ月間に八九百名の候補者が立つて、各々八九十回（多い候補者は百回以上に達する）の演説會を開く、中には十數人の聴衆の場合もあらうが、二千人三千人の聴衆を集める場合も珍しくはない。延人員にして八九百萬人以上の人が選挙演説を聞くのである。そして聞いた者同志が批評し討論するであらうし、聞かざるものにも話すであらうからこれによつて如何ばかり多くの政治教育が行き互り、深められるかは測り知り得ざるものがあるといつてよい。

選挙文書は大體讀まれないものとしても、ポスターは廢止されたとしても、立看板により、ピラ

により、どれだけ選挙に、従つて政治に民衆の心を引きつけるか。選挙期の話題は、選挙であり、政黨の批判であり、政策の討論であり、國家への關心である。新聞が餘りにも選挙中心であるともいへようが、その一月の間は、選挙の外天下何ものもなしの觀をさへ呈するのである。この位大規模な政治教育運動は他にあり得ないのである。

そして貴き一票を投票箱に投げ入れて來た人は、その投票した人が當選するか落選するかに開票の結果を待ち、その投票した政黨が多數を制するか少數黨に止るかについて全國を見まはし、全國の政治的狀勢を察知し、或は自己の投票について反省省察し、政黨に對する再吟味をするといふこともあらうし、その投票によつて多數を得た政黨の政策を凝視し、この絶對多數黨が、例へばその軍備縮小を行はんとする時に當つて軍部に對し如何に行動するか、軍部は議會政治と如何に關係するか、又貴族院は衆議院に對して如何なる關係に於て立憲政治の運用に参加するか。貴族院改革とは何を意味するか。又樞密院が條約その他に關して、責任内閣のなす所を、如何に之を補完するか、或は牽制し或は妨害するか。樞密院廢止論までが出るのはどういふわけかといふやうに國政全體への注意が、投票前後によつて著しく異つてゐることを自ら發見するに難くないと思ふ。

政治教育における政黨の力

選挙が、これだけの政治教育的效果を上げるといふのも、畢竟は政黨の活動が無關心の一般人を

刺戟し、或意味に於ては強制教育するからである。現在における政治は、選挙のみならず、すべての政治的爭鬪戦は政黨によつて行はれてゐるのであるから、選挙の時に於て演説や印刷物によつて選挙人を投票場に送り込むべく活躍するばかりではなく、平時に於ても豫め選挙人を黨員にすべく努力し、これを地方的に組織して、その主義政見を徹底せしめ、選挙時に於ける動員の中心となるのである。そのために選挙人の無神經に刺戟を與へ、市民に投票の義務を自覺させるのであつて、政黨嫌ひの人が、政黨の弊害をのべたて、いくら反對した所で、政黨無くして運轉する代議政治の形式は、何人も未だ發見してゐないのである。否寧ろ代議政治の前から存在した政黨は、代議政治を否認するロシアやイタリーに於て見るやうに、政黨即ち國家の、黨國主義にまでなるのである。政黨は斯くの如く避くべからざるものである一方に於いて、如何に黨派心が強くても、國民の間に水も洩らさぬやうな隔壁を築いて黨派別に生活させてゐるわけではないのであるから、反對側の意見も必ず耳に入るのであり、反對側との間に討議爭論も必ず行はれ、斯くの如くして國民の政治的知識も鍛鍊されるのである。故に政黨間の争ひが激しければ激しい程、それが政見を以て立つ公黨である以上は、これによつて、國民の注意を集中し、批判を喚起し、教育を受けんとする意志ある者にとつては、最もよき政治教育となるのである。

かくて、政黨の活動によつて、人心の歸趨は示され、輿論を鮮明有力なるものに育て上げることが出来るのであつて、民衆をして政治に關心をもたせるのは、一時的の選挙運動ではなくて、永續

性ある政黨あるによつて初めて庶幾し得られるといつてよい。

これを逆に見て、政黨が最も熱心にして、最も有效なる政治教育機關であるといふことは、一面からいへば、國家は國民に對して不偏不黨、政黨それ自身、政黨の政治教育そのものを批判する立場に於る政治教育を施さなければならぬことを要求するのである。國民が政黨から、その色づいた教育を受けない前に、公民としての教育を授けておかなければならないといふことになるのである。

地方自治は公民教育の母

古代ギリシヤに於て政治がとにかくに多數自由民の手によつて行はれ、後代に至つて民衆が再び政治的自由を恢復する迄は、その様な文化の華が開かなかつた位に自由と創意の世界が出現したことは、政治的自由と社會的進歩との關係を語るものである。政治が小地域を範圍として行はれたのは古代ギリシヤのみではなく、民主政治は數百乃至數千の自由民を有する農村及び小都市の狭小な地域に發端をもつてゐるのである。その最も古き形態に於て總ての自由民が彼等の共同の問題について協議し發言することによつて、自由の精神が養はれ共同の目的の爲に協力する習慣が與へられたのである。かゝる自主的小政治團體は現今も尚スキスの二三のカントンに保存されてゐるが、かかる小團體が民主政治のさゝやかなる源であり人類の政治的本能の歪められない發現だといつてよ

い。

町村といふやうな小地域に於る自治は、共同の問題に關する共同の利益及び公共的義務並に個人的責任の自覺を公民に與へ、これを公正に處理せんとする關心をもたせる意味において、國民に對してその政治教育を與へる最もよき機會となるのである。地方自治が國政參與の準備としての教育的價值をもつてゐることは、例へば明治二十一年に布かれた市町村制の理由書中にも「蓋人民參政の思想發達するに従ひ之を利用して地方の公務に練習せしめ施設の難易を知らしめ漸く國事に任ずるの實力を養成せんとす」とあるによつても明かである。

後年軍閥官僚の大御所といはれた山縣公も、明治十六年内務卿に就任した當時は、議會開設前に憲政の基礎として町村自治の制度を確立するの要ありとして、熱心に之が實現に努力し、且明治二十年完成した法案に對して町村長公選に關し、元老院邊の反對論が強かつた時、山縣公は「抑々立憲の治を爲すには、眞の自治の精神を養はねばならぬ。自治の制度を施くには公選町村長は動かすべからざる自治の原則である。役場の事務が多少不整理になる位は厭うて居られる時でない」といふので遂に押し切つたといはれてゐる。

地方的制度は他人と一しよになつて働き得るやうな教育を公民に賦與する。それは常識、穩健性、判斷力、社交心等を發達せしめ、讓歩と妥協の必要を學ばせると、ジェームス・ブライスもその名著近代民主政治でいつてゐる。民主的な政治が最も國民の興味を集め、その中から有能な人物

を擧げてゐるのは、スキスと北米合衆國であるが、いづれも農村に於ける自治が最も發達してゐる地方であることを見ても、地方自治が民主政治の最良の學識であることの證據になる。

殊に、政治の實質が力を主とする時代を過ぎて、奉仕を中心とし、権力服従の關係よりも事務經營の色合が多くなつて來た現代に於ては、政治そのものが地方自治的になりつゝあるのであつて、地方自治は政治の内の極めて重要な地位を占めるのである。それは地方自治體のみに限らず、産業組合等の公共團體に於てもさうであるが、總ての人々を公共の事業に参加せしめ、その公共自治體のために考へ、自己の周圍に何等かの奉仕をなし得ることを自覺させ、彼自身に賦與された權力に對しては、公共に對する責任をもつものだといふことを、直接經驗の範圍で觀察せしむることは、公民教育として最も大切な事である。自分一個の直接利益に關せぬことには凡て不關焉といふ態度をとる怠惰心と利己心が自治的團體にとつては最も大なる害毒を流す地盤を作るものであつて、これを征服することが第一番の公民教育なのである。

公民教育機關としての新聞紙

昔の時代に宗教がもつてゐたやうな力を、今の社會では新聞紙がもつてゐる。アントン・メンガーも新國家論に於て「道德助長の有效な手段が新聞紙に於て與へられてゐることは明白である」といつてゐる。それが知識教育に於ても、新聞は映畫とラジオと共に社會の三大教育機關である。殊

に公民教育とか政治教育とかいへば、新聞に優る教育機關もなければ、新聞なくしては、議會も政黨も選舉も輿論もその活動を發揮し表現することが出来ない位のものである。

否政治そのものが、新聞紙の存在によつて成立してゐるのだ。ギリシヤの都市國家に於ては政治を營む市民の團體は音聲の到達し得る以上の大きさのものではあり得なかつた。アリストテレスの如き古代ギリシヤの政治思想家は、討論は辯舌以外の方法で行はれるものとは思はなかつたから、國家の大きさは、たかゞ數十哩平方の領土と三萬以下の人口位が理想的なものとしてゐたのだ。それが印刷術が發達し、電信その他の交通機關が發達し、新聞が出來ると、政治の面目はすつかり變つてしまつた。ギリシヤの都市國家の時代には思ひも及ばない廣い地域の範圍に於て報道を普及し討論を可能ならしめた。政治家は新聞によつて、全民衆に接觸し得、議會も行政官廳も新聞によつて民衆の監視下に置かれる。かくて公共の問題に注意を拂つてゐる多數者の爲には、新聞紙は政治教育の唯一の源泉といつてもよいのである。それ故に、この新聞による事實の傳達と、輿論の構成の過程とは、大國における輿論政治を可能ならしむる基礎である。

そこに、この政治教育の源泉であるところの言論報道を、その源に於て濁し汚すことは、新聞製作者であると、檢閲者であるとを問はず、最も重大なる、民主政治に對する反逆であると共に、檢閲とか、記事差止、發賣頒布の禁止といふが如き制度は、立憲政治そのものと相容れないものたることを知らなければならぬ。

輿論は不斷に發展する教育作用である。社會に利害影響のある問題に就て人々がもつ所の意見は必ずしも一ではない。その意見が互に衝突し影響し、或は融合し、或は一方が他を克服することによつて、そこに輿論は凝結と淨化の過程を経て固有の形態を具備するに至るのである。それだから健全なる輿論の形成のためには、出来るだけ異つた立場に立つた意見、強い反対意見の存在、そして、その討議争論が必要なのである。拘束せられざる思想の交換が、正しい意見を發見し、正しい輿論にまで凝結させるのに不可缺の過程である。そして、それと同時に、民衆の政治教育にとつては最も有效なる手段になる。

或る豫め定められたる國定思想といふものを作つて、これを押しつけても思想善導の効果が上らない以上に、或る定められたる政治的の意見、或る争ふことを許さざる社會的の觀念を民衆に押しつけようとしても、その奴隸的時代を遙か昔に經過してしまつた民衆の政治教育に對しては、たとへ反對の結果はあつても、所期するやうな効果は到底生じないのであつて、氣力のある民衆は却つて反抗的態度を激發されるであらうし、氣力のない民衆は、これによつて萎縮し「さはらぬ神に祟りなし」の態度を以て、公共の問題に對し、民衆は決して積極的に公共の事を考へないやうになるに至るのである。しかしてこの民衆の公共問題に對する冷淡こそは、最も危険であつて、諸々の政治腐敗はこれを原因として生ずるのである。

米國大統領リンカンがいつたやうに「總ての人を不斷に無視することは出来なう」のであつて、

たとへ民衆の判斷が正しくないと思はれ、それが害があると思はるゝものでも、社會は或る時代においては、或る思想を通過しないでは進めないことがある。それは闘はさるべきであつて、押へつけてしまへるものではない。しかして、眞理と明智とは最後の勝利を得るといふ確信をもつて、寛容と忍耐とを以て闘ふこそ、眞の經世家の態度であり、それが最もよき國民に對する政治教育、公民教育である。

立憲政治は國民への信頼の上に立つ。しかして、眞理が本當に眞理であるならば、明敏なる國民の内にあつては眞理が常に誤謬に勝つべきである。この信仰が同時に公民教育の基礎をなす所の教義でなければならぬ。民衆の理智と普通市民の公共の問題に對する關心、積極的態度こそが民衆政治に最も重要なのである。古代ギリシヤにあの様に盛に討論された政治理想が、専制君主政治の下に民衆は全く政治問題に對する興味を喪失して爾後一千年の沈黙があり、自由なる政治にとつての暗黒時代があつたのである。

しかして、その事は民衆から善き世界に關する幻影を奪つてしまふことであり、社會の進歩と向上のために最も忌むべき、痴鈍と無感覺と、明々白々たる惡弊に甘んじて黙止する風を育て、政治を沈滞と混濁と墮落に陥し入るゝ原因となるのである。故に、公民教育の第一義は、自由なる思想と討議と研究でなければならぬ。それは人類の創造力を眼覺めさせると共に、政治を清朗にせしめ社會に活氣を漲らせるのである。

第三章 公民教育の内容

第一節 公民科教授要旨

公民教育の内容については、公民教育の目的及び方法に關して論じた場合、自然その内容自身に觸れたわけであるが、こゝにはこれを纏めて考へ、或は足らざるを補足する。これに先立つて、文部當局は公民科教授要綱に伴つて、公民科教授要旨といふものを作つてゐる。これは勿論實業補習學校の公民科に用ゐるものであるが、これを見て直に感ずることは、その題目が餘りに多様なことである。公民として知つておかなければならぬことは何でも教へておかうといふ、從來の大學以下中學校小學校に於ける課目編成と同じ病弊の下に出來上つてゐる。これでは法制經濟が知的教授に過ぎるから公民科を置いて感情から陶冶するといふ趣旨は全く現はれてゐない。この點について、丁度ミュンヘンの作業學校により、近代教育の改革者ともいふべき公民教育の主張者であるケルシエンスタイナーはいつてゐる。「作業學校は品性陶冶を第一とするやうに組織せられた學校であり、知識的材料の最少量により公民的情操を進めるに役立つ技能、能力及び作業的趣味の最多量を

發動せしめる學校の義である」。しかしてそれは小學校についていつた事ではあるが、注意要件の第一として「教ふる材料を制限することが必要である、雑多の知識を注入することは公民教育の見地から考へても不當である」と明言してゐる。「小學校では唯適當な地理及び歴史の教授により通商交通公益及び國防に於て國家として爲すべき仕事についての觀念を興へることで満足せねばならぬ。或る國に於て既に試みられてゐる所の特別の公民教授が成功してゐるとは認められぬ」といつてゐる。

又補習學校の公民教育についても「國家の任務に關する理論的見解を得しめることはまだ困難であらう。例へば社會倫理を系統的に説くやうなことは生徒の程度から考へて不當である。故に、唯生徒の特別な經濟上及び社會に於ける其の業務上の利害が其の同胞及び祖國の利害に從屬することを直觀的に明かにし、且つ確信せしめることに止まることを要する」。而して又「成るべく理論を避け歴史的發展法により種々の生活範圍に於ける利害の衝突特に生徒の従事するやうになる職業の上に生ずる其の結果及び國家の利害に注意を向けしめることが必要である」と。

公民教育の必要、公民科によつて教へなければならぬことは、個々の事柄ではなくて、これを貫く精神である。戸籍届出の心得や町村會の權限及び議事の心得、町會議員や町村長及び吏員の職責を明かにし、これを知らしめることではなくて、もつと、例へば公民といふ課目に掲げてあるやうな公民の權利義務や公民權尊重の精神について、力をいれ、時間をさいて説くべきである。あの公



民科教授要旨は餘りに分析的であり、餘りに制度の解釋に走つてゐる。

その國家に關する教育としても、憲法に關する部分としても、餘りに大學の憲法學の骨組に従つてゐて、恐らくこの要旨によつてこの順序によつて説明する場合は、法科大學の講義の内容を簡單にし、大要に止めておく外なく、さうすれば大學の講義よりも解り難いものになつてしまふであらう。現在の歴史や地理や理科にしても、簡單にしてわからなくした弊害があるのである。法制經濟が理解に困難にして興味がないのも、この弊害に基いてゐるのである。

公民教育としては、かういふ風に萬遍なく列學的に教へないでも、例へば、臣民と領土とを一つ課にして教へるといふやうな事をしないで、立憲政治の本旨から、立憲國民の本分を悟らしめるやうにし、國務大臣や樞密顧問の憲法上の地位を知らしむるに一課を設けないでもよいから、帝國議會に關することや議員選舉に關することを、他の行政官廳や樞密顧問官の事よりもよく教へるべきなのである。これは一々の課目の構成を非難する意味ではなくて、公民教育における公民科教授の大體の精神が、斯くの如き課目の配置と分類では、全く法制經濟を更に廣汎にして六ヶ敷くしたに過ぎなくなること指摘して、かういふ風な文部當局の考へ方を變へなければ、公民教育の趣旨は決して達成しないことを斷言するのである。國家を制度的に分析し、憲法の重要項目だけを並べて大學の講義を簡單にしたやうなものを教へることは決して公民教育の要求する公民科の教授要目ではないのである。

立憲國民、自治公民を育成する根本は、こんな一これだけは心得置くべし」的なものゝ羅列ではなくて、立憲自治の精神を生徒に打ち込むことである。國家に關する抽象的な教育例へば國家法人論や天皇主權説を教へたからといつて、それで忠君愛國の情は起らぬ。具體的事實を知らしめることによつて初めて感情にまで届くのである。屈從的臣民が公民にまで發達するには、單に服從する生徒、受動的な生徒でなくて、意志ある生徒として教育をしなければならぬ。

ケルシェンスタイナーは一九〇七年「中學校の組織についての五根本原則中」に

國家に盡すといふことは口で教へ得べきものでない、進んで一身を捧げる精神は言葉で養ふことは出來ぬ、行動により學ばしめねばならぬ。故に、中學校では他に奉仕することを行動により學ばしめる組織を立てることが必要である。而して、これについては學校の全教育を從來のやうに生徒に對する不信用の上に打立てないで信用の上に置き生徒をして一層多く自治する機會を得しめることを要する。これまでは多く生徒を信することなく、彼等が悪に傾く自然性を有つてゐると豫定して教育の方法を立てたから、何事をも生徒に委任することを危険と認め、總ての事を教育者の方で決定し、生徒をして唯之に服從せしめたのである。斯かる教育の下で生徒は到底責任の精神・犧牲心・獨立心・勇氣等を發展するやうにはならぬ。常に上からの命令により一定の行動を強制せられる者はその強制を遁れようとして努力し、一旦其の壓迫を離れると却つて極端に自由な行動に傾く虞れがあるけれども、自ら教師と共に働き、一定の結果を生ずるについて自己の働が關與することを知る者は、之を尊重し、進んで之に服從するやうになるものである」

といつてゐる。これが公民教育の本體である。

第二節 憲法教育の必要

公民教育の最少限度

生徒の身近からはじめてゆくのが順序であるから、先づ家より始めて、親族に及び、町村から國家に及ぶのがよいといふ考へは正しいが、しかし事實は、家の一員であると同時に、町村の住民であり、國家を構成する國民である。そして國家がすべての社會的團結の内に於て最も強力に働き、その組織と活動において明確である。町村自治よりも、國家の政治に於て、政治の特長は明瞭であつて、公民の特質を顯著に示す。その意味からも國家と憲法をまづ教へる事が適當ではないかと考へる。

それは、國家理論や憲法各條項の解釋を意味するのではない。國家と天皇と臣民と、議會と政府と、立法と行政と司法とがその特質に於て具體的にはつきりと頭に浮ぶことは、地方自治體の、どうしても線が細くなり粒が小さくなる事務的事項よりも、公民的觀念を印象せしむるに有效である。それは親族法、相続法や、市町村の財政や府縣の行政を抽象的に説くよりも、生徒にとつて生

き生きした感情を伴はせることが出来る。そして市町村に關することは、寧ろ我が市、我が町村、我が府縣に於て、大要ではなく、具體的に詳しく教へる方が、有効の結果を伴ふのである。

政治教育は生きた政治により、或は生きた政治に伴うてなされなければならないから、選挙とか新聞とか、又は政治的講演等によつて有効になされるのであつて、この意味における政治教育を學校教育に待つことは不適當でもあるし、無理でもある。學校の教師によつてこれを期待するのは、弊害はあつても効果はあがるまいと思はれる。この意味においては學校と政治との分離はやむを得ないことゝいはなければならぬ。

それ故に、學校教育における政治教育、公民教育は直接に動く政治ではなくて、むしろ動かない憲法、動く政治の心樞軸となるところの憲法制度についての深い理解と強き信念を與へることになければならぬ。ドイツの新憲法に於て「各生徒が就學義務を終了するに臨み之に憲法の印刷物を附與す」と規定したことは意味深いことである。我が國に於ても「教育勅語」を如何なる兒童もが暗記してゐるやうに、帝國憲法の條章の大體、その精神をいやくも國民義務教育を終つた者は知つてゐなければならぬ。高等小學でも實業補習學校でも、その他の中等學校を卒業した者は勿論、その理解の程度は、それ相應のものであつて差支へないから、帝國憲法の文字はすべて讀み得てその大意を知つてゐるやうに教育されなければならぬ。それには教師たるものは、教育勅語を理解する程度には帝國憲法を知つてゐなければならぬ。これが公民教育における最小限度の要求である。

國體の尊貴と立憲政體

帝國憲法に於ても國體に關する部分は、小學校以來反復これを教へてゐる。餘りにそれは反復しすぎて、形式的になり、教へる方も教はる方にも何等の感激を起さないやうに迄繰り返してゐるのに反して、憲法發布の意味即ち立憲政治の意義をなす所の部分に關して十分の教育がされてをらぬのである。これ無くしては、永久にかはらざる國體を仰ぐのみであつて、明治天皇の御偉績はわからないのである。公民教育は力を最もこの點に盡さなければならぬ。

金甌無缺の國體の誘りはよいが、萬世一系の皇統の御威靈を仰ぐことのみによつて、自らが此の日本國家を負擔することの責任を忘れては、立憲國民としての光榮もなければ感激も生じない。國家に對する忠義も、封建時代の奴隸的服従ではなく武斷時代の君の御馬前に討死することのみを最高の忠義とするが如きとは遙に異なるのである。忠君愛國は一旦緩急の戦時の道徳ではなくて、平和なる平時の道徳にその基調が置かれなければならぬ。立憲國家と國民との關係を理解するに非ざれば、天皇對臣民の眞關係もわからないし、國家對國民の關係もわからない。公民教育の目的は、この關係を眞に理解せしめ、納得せしめるにあるのである。今日に於てなほ封建大名と武士との間の君臣關係を以て忠君となし、専制政治の國家と、被治者にして自治者に非ざる國民との關係を以て愛國を強ひれば、その效果の擧がらざるは素より、忠君愛國そのものへの疑惑を生ぜしむる原因

が却つてこの邊から生ずるのである。

國體は歴史であつて、理窟でない。理窟を超越した儼然たる歴史の成果である。國體を教へるには日本歴史を忠實に、飾る所なく、偽る所なく、正直に兒童に教へることによつて、その信念を植ゑつけ、その尊嚴を信仰に迄持ち來すことが出來ようが、立憲政體は、我國の歴史が成育させたものではなくて、政治理論により、歐米の政治的實驗を経たる政治體系を、明治維新の四民平等の思想と、國民的自覺による國民的要求に察せられて、明治天皇が斷乎として、しかも慎重なる準備の下に採用せられたものである。

それは明治二十二年の憲法發布の日を俟たずして、明治維新の洪圖の内に此の精神の發芽が既にあつたことは、かの明治元年國是を定められた五箇條の御誓文を拜讀すればわかる。

- 一 廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スベシ
- 二 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
- 三 官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ゲ人心ヲシテ他マザラシメンコトヲ要ス
- 四 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 五 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

その後内外の治亂と、政權の推移は、この若き天皇の大御心を顯現するに至らなかつたが、自由民權論と民選議院設立の運動は、遂に明治二十三年を以て國會を開設すべき旨の大詔を明治十四年

に拜するに至つた。その準備としては直接に憲法草案の調査の爲に歐米に憲法取調への使を派せられ、内には元老院地方官會議を開き市町村自治の制度を布かれたのである。

官僚 憲法教育を怠る

然るに、自己の政權を守るに急にして立憲自治の制度を布くことにすらも心進まざりし藩閥官僚の徒は、制度の表面に於て幾多の制動機をかけておいたと同時に、その運用を官僚の一手に残さん爲に運用の精神を民衆に與へることを恐れたかに見える。それは凡て悪意ではなくとも、官僚的自己優越意識と、老婆心的世話役根性と、民衆を衆愚と見、衆愚として止めおくことの利益についての潜在的意識によるのである。それは當時の過激思想自由民權の政治思想に對する反動でもあつたが、これが根本的に教育制度の上にも現はれて、既に國會開設の大詔も發せられ、あと二三年で帝國議會も開かれ、市制町村制は目前の事實と迫つてゐる明治十九年の學校令、森文部大臣によつて今日の教育制度の基礎が置かれたといふ教育制度大改革大刷新に於て、從來小學校中學校師範學校等に於て存した法制や經濟の科目を削除してしまつたのである。明治五年の學制に於ては小學校の教科目中に國體政體大意等の獨立の科目を設けた程に公民教育に關する教科は豊富であつたのに、政體大意がいよゝ必要になつて來た時に、これを學校教育から一掃してしまつたのである。これは官僚政府が如何に自由民權論を恐れたかを示すものでなくて何であらう。國會開設の大詔が發せ

られた明治十四年から、學校教育に於ては、その立憲政治に對する精神的準備を初める代りに、専ら教育だけは立憲政治から害を受けまいと努力して、これが隔離に努力したところが、次の如き文部卿内達、文部省達、訓令、内訓が東京大學直轄學校府縣に對して發せられてゐることによく残つてゐる。

- 一 公衆ヲ集メテ爲ス學術演説ノ禁令
- 一 學校生徒ニシテ政事的集合又ハ結社ニ加入スルコトノ禁令
- 一 政務ニ關スル事項ノ講演禁止
- 一 現在政務ニ關スル事項ノ可否討論ノ禁止
- 一 學校教員ノ政論ニ干與シ政治上ノ競争ヲ幫助誘導スルコトノ禁令

しかしして、これらの禁令は明治三十一年文部省訓令第八號で廢止されたが、明治三十三年の治安警察法は、官立公立私立學校の教員學生生徒は政事上の結社に加入することを禁止、普選法が實行されるまでは、官立公立私立學校の學生生徒は、年齢納稅資格に於ては選舉權を有し得ても、學生生徒たる身分を有するによつて選舉權も被選舉權もなく、小學校教員はこれを罷めた後もなほ三箇月を経過せざれば被選舉權がなかつたのである。この精神は普選後も文部省内だけに残存してゐたと見えて、地方議會議員選舉に際し、小學校長教員の立候補を好ましくせずとし、當選の際に於ても、地方長官よりの伺に對し、普通學務局はこれを望ましくせずとして、當選辭退を慫慂したが

如き事實もあつたのである。この精神にして克服されてしまはなければ、文部省は公民教育を語る資格が無いといはなければならぬ。

公民教育に於る憲法教授

公民教育における憲法教授に、最も大切なのは、國體の尊嚴よりも、大權の神聖よりも、臣民の權利義務に就てである。憲法教育なり公民教育なりをするに際して、問題をいきなり悠久の古にもつてゆき、天壤無窮の皇運を語らんとするが故に、兒童の環境とは縁遠きものと考へてしまふのである。皇室の尊貴と神聖を仰ぐが故に、太陽をみつむる者の眼くらむが如くにして、その他の條章の影は薄くなり、立憲制度の色相も、各條章の線の太さ細さも濃淡もわからなくなつてしまふのである。

併し乍ら、帝國憲法そのものが、他の歐米諸國の憲法に於けると同じ目的を以て出來てゐることは、憲法上論に、

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

と宣はせられてゐることによつてもわかるのであつて、而して國家統治の大權も此の憲法の條章に循うて之を行ひ、大臣は此の憲法を施行するの責に任じ、臣民は憲法に對し永遠に従順の義務を負

うべきことを命じさせ給ふのである。

それ故に、公民教育が常に自己に近き環境に發して、世界をまはつて來て再びそこへ戻るやうに、憲法教育に於ても、近きより發して臣民の權利と義務から説いてゆかなければならぬ。抽象的な國家論や臣民の服從義務などから説かず、現實に納税し兵役に服する、それらの義務、目に兵隊を見、常に耳にする納税について語つて、それを國家にまで持ちあげるのである。選挙投票から發して、それを帝國議會と、内閣と、樞密院と、その他から、はじめて天皇に及び、國家そのものを見るのである。

公民教育に於ては、國家が法人であるかどうかの理論はわかりもしないし必要でもない。むしろ國家はどう構成され、どう動くか、國家々々といふのは何か、何が代表するか、如何に活動するか、國家の活動は如何なる機關によつて現はれるか、裁判所は、文部省は、又何よりも帝國議會は、衆議院と貴族院との關係は、政府と樞密院、或は政府と帝國議會とは如何なる關係にあつて、各々國家の活動を代表する機關であるのかを知らしめなければならぬ。

田中大將が如何に軍人的忠誠に燃えてゐたとしても、憲法政治の理解がなければ、優待問題を起して、輕卒不謹慎にして内閣總理大臣の職責に缺くる所あることを、貴族院の多數によつて議決されなければならぬことになる。山梨大將も小川平吉氏も、法律を知らず、或はこれを知るも尊重することなければ、やはり、刑法上の嫌疑を受け、或は刑務所に入れられなければならぬ。國憲を重

んじ國法に違ひ」と教育勅語にもある。その國憲と國法とを先づ知らなければ公民教育はあり得ないわけである。

立憲政治の要點

立憲政治の要點は、國民が如何にして國政に參與するかこの點にあるのであつて、國民の國家に對する忠誠といふが如きは、特に立憲國たるを要しないのである。君主と人民の道德的關係に於ては專制國も立憲國も異らないが、大臣と議會との制度上の關係に於ては、立憲政治と專制政治は勿論、超然内閣時代と政黨内閣時代とで異なるのであつて、公民教育に於ける憲法教育は此の點を明かにしなければ立憲國民、又普選時代の公民としての教育完きを得ないのである。

それ故に、公民教育における憲法の教育は、選舉權からはじめられなければならない。選舉權者は一千二三百萬人、恐らく何れの家庭に於ても選舉權者のゐない家はないであらうし、小學上級、或は中等學校にある者にして、選舉について見聞きしないものはないといつてよいであらう。衆議院選舉は制度の原則として四年に一度でも、實際はもつと多いし、又市町村會なり府縣會なり、又水利組合とか、産業組合とか、各學年においてその實地教材に苦しむやうなことはあるまい。

この選舉の實際からはじめて、選舉權の意義、代議政治の意味を説き、帝國憲法が、人民公選によつて衆議院を組織せしめ、貴族院と合して帝國議會を構成し、國の法律と歳計豫算に協賛するこ

とによつて、國民が國家生活を營む基準となる法律規則を定め、司法裁判所はこの法律規則が實地に行はれるべく、違反者を刑罰に處し、或は損害賠償を命じ、強制執行をし、又この歳計豫算の施行によつて初めて政府はその行政機關を活動せしむることが出来る所以を明かにしなければならぬ。

即ち、選舉において投ずる一票の力は、かういふ順序を経て國の政治に參與するのである。かういふ経路によつて國政を動かすのである。それ故に貴き一票があり、清き一票でなければならぬのである。といふことを心の底に留めさせ得れば、そこに初めて公正なる選舉の基礎工事が出來上り、選舉革新の根本策としての公民教育の意義が生ずるのである。

しかして、この人民公選による議會の参加によつて國政を行ふことが、立憲政治の本質的部分なのである。この議會が國政の樞軸に参加し、少くも人民の權利自由に關する事項はこの議會の同意を経ざれば規律せず、人民に負擔をかけることは、それが租税であつても、兵役義務であつても、やはり法律によつて、議會協賛の下になされなければならないといふ建前の上に立つのである。

臣民の權利と自由

大日本帝國は萬世一系の天皇これを統治す

天皇は國の元首にして統治權を總攬す

これは我國の歴史が確乎として定めた天壤無窮の國體であつて、明治天皇が下し賜ひし帝國憲法によつて初めて定まりし制度ではない。それ故に、憲法は國體に對しては少しの増減を與へなかつたので、憲法發布によつて定まつた立憲政治は、臣民の權利義務の保障にその中心があるのである。

公民教育が第一に教育しなければならぬ立憲思想なり、立憲國民の本分なりは、この點を出發點とし、これを歸着點としなければならぬのである。帝國憲法々典でいへば、點二章の「臣民權利義務」と、第三章の「帝國議會」を中心にして説明されなければならぬのである。第四章の國務大臣も、大臣責任について憲法政治の本質に觸れ、第五章の司法に於ても、裁判官の獨立と保障、裁判の對審判決公開について明かにしなければならぬが、それも立憲政治の本質が何であるかを説明するに役立つ範圍でよいのである。それは臣民の權利義務と、憲法に與へられ保障された自由、公選による衆議院を含む帝國議會の權能と活動とが、どこまでも中心であることを妨げるものではない。

國民の二大義務であるところの、兵役と納税の義務については最もよく教へられなければならぬ。そして國防と軍備と財政と豫算はこゝから出發して説かるべきである。國民が國家を負擔する所以の最も大なるものは、國民が國防に任じ、國の財政を背負つて立つてゐることである。殊に、今のやうに軍器が改良され、基礎たる工業能力を必要とし軍費に國費の大きな部分を費消しなければ

ならぬ時代には國防は單に軍事のみでないことを知らせ、科學の發達、工業の振興、財政經濟の整理、國民の負擔能力の凡てが、國防力を決する所以も教へられなければならぬ。これらは一般的抽象的に臣民の服從義務といふやうな事を教へるよりも大事である。

憲法第二章に掲ぐるところの臣民の權利と自由の保障は何であるかといへば、

- 一 法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其次ノ他ノ公務ニ就ク權利
- 二 法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由
- 三 法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナキ權利
- 四 法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權利
- 五 許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナキ權利
- 六 信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナキ權利
- 七 所有權ヲ侵サル、コトナキ權利
- 八 安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由
- 九 法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由
- 十 相當ノ敬禮ヲ守リ請願ヲ爲ス權利

これらの自由と權利の保障は「戦時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐるることなき」は勿論、又議會の協賛を經、法律を以て制限を加ふることを得ることは明記してあるし「天皇

は公共の安全を保持し又はその災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す」ることも出来るのであるが、しかもなほ斯の如きは凡て例外であつて、原則としては、憲法は之等臣民の權利と自由を保障して、容易にこれを侵すことなきを定めるのが本旨である。

それ故に、立憲思想の中心は、國民の權利自由を尊重することにある。立憲制度の本質は國家權力の絶對性と無制限を認めず、政治が憲法と法律によつて行はれることにあり、臣民が絶對無限に國權に服従するのではなくて、憲法に基本的權利と自由を保障され、法律の範圍内に於て規律されるところにある。公民教育は此の中心思想を把持し、この憲法の精神に於てなされなければならぬのであつて、從來の教育が國權の絶對性と臣民の無限の服従を説くに急にして、例へば、憲法の保障する權利自由の如きも、法律を以てすれば勝手に制限し得るといふ方向から教へてゐるのは、專制國の屈從的臣民に對する政治教育であつて立憲國における自覺せる國民に對する公民教育ではあり得ないのである。

憲法第四條には

天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

と規定し、憲法發布勅語には

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民

ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
と宣ひ、憲法上諭には

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章
ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愼ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完
全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ實ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對
シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

と仰せられてある。教育勅語に「國憲を重んじ國法に遵ふ」とあつて、これが公民教育の大本であるといふべきである。

第三節 自由平等とデモクラシー

自由と平等

自由が果して積極的概念であるか、消極的概念であるか、或は又自由それ自身が目的なのか、他

のより大なる目的のための手段なのか。よいふうなことは各時代各國に於て論ぜられたことであるが、いはゞそれは學者の閑問題であつて、自由を求めて闘つた民衆は、常に具體的に、自明にして確然たる闘争の目標を感じて、專制的権力と不當なる法律制度に對して反抗し、その市民的自由なり、宗教的自由なりを獲得すべく努力したのである。

市民的自由或は個人的自由は支配干渉の排除を本質とする消極的の意味と共に、それは人間性の尊貴に根ざす積極的な一面を前提するのである。個人的自由は、それが思想の自由にせよ行動の自由にせよ、「空氣中の酸素の如く社會に生命を賦與する生氣である」。

しかし、この市民的自由、宗教的自由を獲得し維持する爲めには、民衆は有力に政治に参加するに非ざれば不可能なることを發見して、こゝに專制的権力に制限を加ふる憲法を獲得せんとする政治的自由への闘争が起り、こゝに於てか、自由は自治を意味するやうになつたのである。

個人的自由の保障が國家の法律によつてなされる以上、法律的支配への参加を意味する政治的自由が要求されるのは必然の成行である。それ故に、本來からいへば個人的自由が目的であつて、政治的自由は手段であり、そこへ赴く道路であつたのが、後には政治的自由が目的となつて、個人的自由はその結果として獲得されると考へられるやうになつたのである。即ち多數者の支配を意味する政治的自由によつて、はじめて市民の諸權利は安全に自由であると考へたのである。

しかしながら多數者は國民全部と同一ではなかつた。そして國家は投票權以外には何一つ共通す

るところなき二つの種類の市民、階級が對立してゐる事實を發見した。この自然的不平等は事實として儼存するが、自然的不平等の事實を以て政治的平等を覆すことが出来ないことは認めざるを得ない。と同時に單に投票の平等を意味する政治的平等だけでは、この自然的不平等も經濟的不平等も何ともすることが出来ないこともまた認めざるを得ないのである。

フランス革命を支配したものは平等の理念であつたが、これは法律上の平等以上に出でず、しかもそれは、納税及び裁判上の特權を廢止し、官吏に任命せらるゝ權利を一般に與へるいはゞ公法上の權利に過ぎないので、私法上の制度殊に所有權についても平等にしなければ平等の理念は一貫せぬことは考へてもゐなかつたのである。そしてこの不具な形式で諸文明國の憲法はそのまま市民の自由平等についての制度を繼受してゐるのであるから、必然的に次の時代は自由と平等とのデレンマに陥つたのである。

フランス革命の當時、ローラン夫人は「自由よ、汝の名に於て、如何に多くの惡がなされたか」と叫んだが、その後もこの耳ざはりのいゝ自由といふ言葉でもつて、屢々社會的に有力な階級がその同胞を政治的に擯取することを可能ならしめた。

專制政治は、常にその警察力に依頼し、言論の自由なる發表を怖れ、強力なる官僚政治によつて運轉されてをり、自らその活動を私的生活の拘束及び個人的な創意の抑壓に擴げようとしたから、これに對して民衆は反抗して自由と平等とを要求したのであるが、立憲政治となつて大衆が政

治を完全に自己の爲めに左右出来るやうになると、政治に對する考へ方が全く變つて来る。かうなると、同じ國家といふ名を以て呼ばれてゐるものが、その内容と性質とを、前後に於て全然變化してゐるのであつて、それは國民と國家との關係が全然異つて來て、對立は消えて同一物になつたからである。こゝではもはや國民の政府に對する反抗と警戒は消滅し、その代りに行政をも彼等自身のものとして、政府をその利益の爲に用ひて、自ら要求する所を獲得するの具としようとするから、立法と行政は、民衆の自由を外部から抑壓するためではなく、民衆自らその自由を互に制限する意味から、國家の行政的行爲の範圍を擴げて、個人の意思と行動が從來は何の拘束をも加へられずして働いてゐた範圍にまで、國家の活動が侵入する傾向を生じて來るのである。

こゝに於てか、國家が民衆的になると却つて國民の權利自由は制限されるといふ説も出て來る。即ち經濟的自由に關しては民衆的國家生活は監獄や兵營の如くなるといふ者もあるが、誤りであつて、それは結局富める者にとつては、現在の富者の爲めに自由なる社會状態を標準として見れば、自由は制限を受けようが、多數國民にとつて經濟的自由の増進を見るのは疑ひ無き事實である。

國民が政治的には壓制と束縛とを加へられてゐたが、それでもまだ經濟的には明日の生命を思ひ煩はさないでも濟んでゐた時代には、各人は恰も鳥が枝から枝に飛びまはり、或は歌ひつゝ大空を翔けるやうな状態を考へながら、かういふ假定的な權利をば個人的自由として要求こそすれ、今や、或點までは政治的自由は得たが、經濟的には苦痛の加はつて來た民衆にとつては、生産に働く

ことが喜びであり、社會の團體行動とその優越性に關する原理が力を得つゝある時代の色相を映して、その幸福の理想を、空に飛び枝に戯むる鳥の幸福から、共有の巢に蜜を運ぶに忙しい蜜蜂の幸福に變へるのである。

それだからといつて、そこに自由が無くなつたのではない。自由のない時代にこそ、奔放無制限なる自由への憧れはあつたが、自由の時代になると、それは社會を構成する人間の當然の制限をそこに見出し、自發的に社會の部分として、大なる全體を構成することに自由を見出すのである。ここに個人的自由から社會的自由への變化が行はれるのである。

デモクラシーの意味

デモクラシーを意味する民主政治なる語は決して人民主權と同一ではない。君主專制主義の熱心なる主張者であり、近世の主權論を魁したフランスのジャン・ボウダンが「政治の精神は君主國に於ても極めて共和的であり得るが如く、共和國にあつても極めて專制的であること絶無でない。制度の形式より直に政治の精神を遡及斷定することは出来ぬ」といつてゐるが、こゝにいふ共和的といふのは民主的の意味に用ゐられてゐることは、カントが永久平和論において「各國の國權は之を共和制とすべし」といつた言葉が、廣く代議政治を意味するのと同様である。ジェームス・ブライスも、その大著近代民主政治に於て「民主政治は共和政治を意味しない。一人が國家の名目上又は永

久的な元首になつてゐる政治も民主政治であり得る。今日の多數の共和國は民主政治でなくて、イギリス、ノールウェイの如き王國が民主政治である」といつてゐるのである。

ブライスはデモクラシーなる語は國家支配權が法律的に一個或は數個の特定の階級でなく、大體に於てその社會の成員の手に收められてゐる政治形態を意味し、意見の不一致の場合はその意志と認むべきものを平和的合法的に投票によつて示し、支配の形式が多數者に歸屬する政治であるとすし、若しあらゆる重大問題に際して國民全體の意志が行はれるなら、多少は反對勢力を屈服せねばならぬとしても、それは民主政治たるを失はないといつてゐる。

プラトン、アリストテレス時代のギリシヤ共和國においては、政治團體は貧者の政黨と富者の政黨に分れてゐた。そして、數に於て優勢なる貧民階級が事實上支配するのでデモスなる語は國民全體を意味せず、デモクラシーも悪い意味に用ゐられて來たのである。しかしながら、今では反對にデモクラチツクなる語は親しみ深いよい意味に用ゐられ、社會的な或は道徳的な性質を帯びて來てゐる。友情的とか隣人達と平等な關係に立たうとする調和的人物をば、デモクラチツクの語を以て呼び、デモクラチツクの皇帝もあり得るし、秩父宮殿下に對し奉つて、米國の新聞紙がデモクラチツクの形容詞を用ゐても不思議はないのである。

デモクラシーに對する懷疑

民主政治は單に政治の形式であつて、政治が如何なる目的のために行はれるかは問題でないから、政治的自由は財産上の平等と一緒になつても離れてもその存在を可能にするのであつて、デモクラシーが必然に經濟上の平等の實現の敵であるとするのは當らない。とブライスはいつてゐるが、經濟的不平等に於て、自然的不平等の事實は最も強く、自然的平等の原理又は感情と抵觸するのである。デモクラシーは形式上たゞ政治的平等權にのみ拘はるものであるから、經濟的不平等はデモクラシーに對する何等の反證でないといふのは、尤もらしく聞えはするが、餘りに形式的概念に捉はれてゐる。デモクラシーが民衆の支配、國民の自決を意味する以上、「純粹な若しくは完全なデモクラシーの概念は、その經濟的社會學的構造に於て、はじめて確立せらるべきところの、一定の前提の下に於ける一國家形態の觀念に外ならない。たゞそれが資本主義國家に於ては、國民支配云はゞ統一的國民といふ基礎的前提條件が存在しないから、極めて民主主義的國家にあつても、デモクラシーが不可能なのである。經濟的不平等は、最も急進的な政治的平等權の内部に於て、デモクラシーのあらゆる意味が、いひ換へれば統一的、一般的國民意志の形成が必然的に失はれざるを得ないやうな對立を創造するからである」と、哲學、經濟學、社會學に造詣深き奧國派社會主義の代表的理論家マックス・アドラーのいふのは正しい。

デモクラシーが、今日に於て殆ど絶望的といつてもよい位の懷疑の對象となつてゐるのは、デモクラシーに適應しない國家の社會状態にそれを適用するところから生ずる矛盾である。デモクラシ

1がその直接的實施が尙可能であつた原始的自治體の狭小なる形態から、それ以上に成長すると、何等かの代表形態を必要とし、此の團體の中から指導者を確定せねばならぬから、その協同體の内部に、その成員の平等と連帶を廢棄するところの、對立を自ら造り出す傾向を内包するのである。さうなるとワルト・ホイットマンのいふ「選ばれたる人々の永久に絶ゆるなき專斷」が生じ、マックス・ウエーバーのいふやうな「集團がその全力を盡して、たゞその支配者だけを代へて満足することを、人は悲喜劇と呼ぼうとするのであらう」といふことになる。ルソーはデモクラシーが代議政體によつて行はれ得ないことを早くも喝破してゐるのである。

政治的デモクラシーと社會的デモクラシー

ルソーは、投票はその國家の^{ヴォロンテ・チエチオーレ}總意を確定するところの手段に過ぎないのであつて、多數決によつて破れたものが、その投票の結果に服従せねばならぬのは、彼等がより少數であるが爲ではなく、投票によつて發見された國家の^{ヴォロンテ・チエチオーレ}總意に、彼等が違つてゐたことを示すからである。それ故に、多數決に破れた者も何等多數者によつて壓制されたとは感じないのである。そこでは連帶的な國民的統一が確立し、國民が一つの連帶的協同體を構成するからである。ルソーが「あらゆる者が何物かを有つか、何人も何物をも有たざる時」に於てのみ民主主義的法律は役立つといつたのも、やはりデモクラシーの原理が、階級社會に於ては矛盾に陥らざるを得ないことを夙くも感じて

ゐたことを現はす。

階級意志の對立する社會にあつては、共通意志の觀念は實現の如何なる可能性も見出せないのであつて、多數決の原則は、投票が多種多様な相互に對立する根本的利害關係の下に於ては、利害關係の均等性を基礎として採用される場合に於てのみ可能である。多數決は階級對立社會に於ては、一方的支配を意味する外ないから、國家内に利害關係の對立が存在する限りは、一方的支配がある外、全國民の支配を意味するデモクラシーは不可能だといふことになるのである。

それ故に、階級社會内のデモクラシーはいはゆる政治的デモクラシーに止つて、眞のデモクラシーではない。たゞ如何なる特殊の並に階級的利害關係も、一般的利害關係の代表者たるの形態に於ける以外には、國家的支配に達し得ないから、國家の意志が國民の意志であるとすのであつて、實質に於ては一方的支配に過ぎないのである。ニイチエの言葉によれば、國家は國民であるといふ主張は虚偽なのである。民主主義の多數者も、決して少數者を政治的に認めるのではなく、寧ろ此の少數者を壓迫する爲に、その多數者を利用するのである。

然るに、階級無き社會にあつては、多數決は協同的行政を意味するのである。アドラーが前掲書に於て批評の對象となしたウィーン^の國法學者ケルゼンも、經濟的平等の理想は民主主義的理想であるから、社會的デモクラシーのみが完全なるデモクラシーであることは、認めざるを得ないのであつて、デモクラシーが社會的集合體の自決に基礎を置かねばならぬといふ。その社會的集合體

は、階級對立的のものではなくて、經濟的に連帶的のものでなければならぬのである。以上の如く、社會的デモクラシーのみが、連帶的協同體を基礎づけ得るが故に、眞のデモクラシーなのである。自由主義は、協同體一般の觀念を有しないが故に、デモクラシーから區別されなければならずして、寧ろこれに反するものである。自由主義はたゞ個々人の活動の相互的併存、並に對立のみを認め、その活動から結局個々人が國家によつて調和することを期待するのであつて、自由主義は支配組織としての國家を肯定するの對して、社會的デモクラシーは階級支配を否定する所に互に相容れ得ざる所以がある。

デモクラシーと自由主義

個人的自由は自由主義の理想であり、平等はデモクラシーの理想である。個人的自由の觀念は社會を個人に歸屬せしめ、デモクラシーの觀念は個人を彼が平等者として平等に相結合してゐるところの無數に多くの個人と併存せしめる。それは自由の原則を包含してはゐるが、「個人の自由」ではなくて、その自由が各個人にも亦その平等の分け前を與へるところの「全體の自由」の原則である。アドラーの言によれば

「自由並に平等が自由主義の領域から、即ち個人主義的見解から超脱して、人間的生存の社會化の、それらに固有な領域に組み入れられるときにはじめて、デモクラシーの平等的成素がその自由的成素と全然

矛盾してはならないことが明かになる。この立場からのみ、自由と平等は同種の屬性となり、社會化そのもの、兩側面として、個々別々な状態を少しも示さなくなり、同一物の本來たゞ異なる表現に過ぎないものとなる。この社會化が、その秩序の連帶的形成的段階に於て、その成員の合意によつてのみ保持されると看做される限り、彼等は自由なるものとして現はれる。そして他方に於て、此の生活秩序が、個々人が凡て平等の人間の労働機能によつて打ち建てる連帶的社會化の産物としてのみ認められる限り、假令社會内に於けるその機能も亦非常に異つてゐようとも、彼等は平等なるものとして現はれる。」

こゝに於てか自由と平等との對立が克服されるわけである。此の立場では、國家と經濟が、もはや個人の立場からではなくて、社會的全體の立場から見られる。國家と經濟とがその全體の中で發達し、國家と經濟とが、その全體の機能作用として存在するのである。それ故に此の社會的全體は、嘗て國家を神祕的な有機體として人民の上に、人民の外に作つたのとは異つて、個々の人間それ自身が、その思惟に於て他の無數の同類との關係無くしては、何ものをも思惟することを得ないところの社會化された實體として現はれるのである。

「社會的全體」はその部分の、即ち個々の、人間相互の、止揚し得られざる意識關係に於ける以外には何處にも存しないものであるから、全體の意識は、此の相互關係に於て、凡てのその部分をも亦充たし得なければならぬ。社會の凡ての成員におけるかゝる平等の意識は、此の全體の秩序に關係する生活利害關係の平等即ち經濟的平等に於てのみ可能である。

社會生活の此の經濟的構造は、もはやそこでは多數決が採決に敗れたるものにとつて自由の制限とは感じられなくなるところの觀念的環境をはじめて創り出すのである。社會的デモクラシーに於ても意見の相異や黨派の對立はあらうが、少數者は、その服従を支配行爲の下に於ける隸屬とは見ないで、願はれざるには違ひないが、而もなほ根本的には自ら欲する行政處分と見、多數決の原則は、事務遂行上の全目的々規範に外ならぬことを示すのである。茲に、自由主義とデモクラシーとの歴史的融合の基礎がある。

デモクラシーと教育

デモクラシーがその目的を達成するために造らねばならぬ凡ての組織形態は、いはゞ直に錆びついで、一つの單なる機械になる。即ちデモクラシーの機關は直に官僚政治を作り、それ自身の身分的並に支配的利害關係を有つ一つの階級に變ずる。官僚政治は唯單に國家若しくは都市行政の産物のみならず、政黨の内部に於ても、又プロレタリアの労働運動の内部に於てさへも發生するのである。これが大衆の意識に感ぜらるゝやうになると、無政府主義の反權力的傾向及び後期サンヂカリズムが、社會主義運動の官僚化と戦ひ、大衆により大なる直接的權威を與へんとする努力となつて現はれて来るやうなことになるのである。

デモクラシーの内部に於ける官僚化、機械化、即ち大衆と指導者階級の離隔に對しては、大衆が

直接的デモクラシーを求めることによつて、自然に救済されるやうになるのであつて、それには下から上への社會組織の建設がなされ、地域的に、職業的に、又は自足經濟的結合によつて與へられるやうな、小さな、狭い、更に活々とした社會的關係からの、社會的連帶的生活が建設されなければならぬ。それは原始的社會への逆戻りでも、空想的な小ブルジョアの觀念でもなくて、單にデモクラシーが、地方自治體や自治的團體の自治の原則に於てのみ擴張され得るといふことに過ぎないのである。

マルクスは巴里・コムミュンの中に、生産者の自治の區域は、最小村落の政治的形態そのものとなるべきであつた、そして之等の自治體の上に、州代表及び最後に國民會議が建設されるべきであつたといつたが、マルクスが單に領土的に考へたに過ぎなかつたところを、ソヴェエツト制度に於て職業的秩序の上に基礎づけられ、ギルド社會主義に於て各種の機能的組織の全制度の上に建てられたところの、かくの如き自治團體に於て、ホツプスが考へたやうな巨人レヴィアサンの舊國家は、再び統一的目的及び利害間によつて結合される諸團體の多様性に分割される。

ブルジョア・デモクラシーの觀念では、恰も社會的デモクラシーの組織的任務が何人によつても、更に兼職によつてさへ遂行され得る程簡單な限定されたものであるかの如く考へるのであるが、大經營の管理及び近代自治體の公行政の職務の取扱は、かゝる實務についても亦職業的訓練を必要とすることを教へた。レーニンも各種の部門に於ける知識、技術、經驗上の専門家の指導を必要とし

た。それだから、ミツヘルズがいふデモクラシーの内部に於ける寡頭政治の鐵則といふものは全然否定することは出来ないとしても、しかしマックス・ウェーバーが、この同じ問題を捉へて、デモクラシーが官僚的機關に固定化するのを防止する唯一の可能性は、力強き、而も大衆に對して責任をもち、且つそれ自身また責任感を有する指導者の人格を養成するにあるとなしたのは正しい。

それだから、大衆が完全な政治教育を獲得すれば、公職に携はる職業的階級が発生してデモクラシーの内部に寡頭政治が出来、官僚化によつてデモクラシーが退化するといふやうなことは、決定的に防止せられ得るわけである。さうなれば國民自決組織であるべきものが、國民に對する支配機關に變質するといふやうなことはなくなる。大衆の政治教育が進めば、上にあるものも、中にあるものも、彼等によつてのみ、上に置かれ、中に置き換えられ、更に彼等によつて再び取り去られ得るといふことを知るが故に、各人自身その決定をなし得る一切の公共機關が、逆に彼等を支配する機關に變質するといふやうなことは許容し得なくなるのである。

それ故に、將來のデモクラシーの重要點は、事實上政治ではなく、包括的な意味における教育である。社會的であると共に倫理的である政治教育を行ふことである。人間を内部的に新しく組織するところの、共同決定並に責任の精神の附與である。そして近代的技术及び教育手段に基いた連帶的社會の、未曾有に變化した經濟が、その社會内で成長した人々の精神及び意向に對して全く何等の反射作用を及ぼさない筈がないのであるから、それは同時に經濟的教育的意味を認めることである。

ある。

如何なる場合に於ても教育及び道德は、その強大なる分野をもつてゐる。殆ど世界を新たに形成すべき程の教育の魔力を信じた十八世紀の偉大なる精神、ルソーもカントもフイヒテもベスタロツチも、彼等の時代の社會に於てはそれは出来なかつたにしても、教育の社會的、創造的力及び意義に關して有した思想それ自身は正しい。それ故に社會的教育が、社會生活の自治化と共に、デモクラシーの内部に於ける今日の中央集權化と官僚化の障害に對する完全なる治療であるといふのである。

第四節 愛國心と國際心

國際間の道德

國內的には國民と國家との關係がかはつて來たと共に、國家と國家との關係も變化を見つゝあり、従つて、此の方面からも、國民の國家に對する關係に變化が來つゝあるのである。

一體、國家は最高の道德である、國家によつて初めて國民はその道德生活を完成することが出來ると教へながら、國家と他の國家との間に於ては道德が無視され、文明世界になつてもなほ社會關係最悪の暗黒面を國際間の状態に見出すのは、道德觀念に於て相容れざる矛盾である。即ち、戰時

には暴力手段により人を殺傷するのを國民的義務としなければならず、平時に於ては國利民福の爲めに外交にあれ商業にあれ、誑詐手段をも是認しようといふ國家と國家との關係を、そのまゝ國民の感情に反射したものを以て愛國心とするならば、それは道徳的に説明するのにどうしても無理を生ずる。個人の良心、道徳心は國家の名を以てしても二三にさるべきではないのである。

「四方の海みな同胞」といふ明治天皇御製に大御心は現れてゐる。「汝の敵を愛せよ」といふ基督教にしても、衆生に佛性を認め殺生を切に禁する佛敎にしても、戦争は是認さるべくもない。戦争は無法なる攻撃に對する防衛としてののみ、又友國が無法に征略されることから防禦するためには是認される。防衛戦は勿論、その他の場合も義戦でなければならず、破邪の劍を揮ふのでなければならぬ。こゝに於てか、戦争を道徳的に是認する爲には相手國を惡者にする必要が起る。

第一次世界大戦中、ドイツが如何に惡虐無道であることが宣傳されたかを考へればよくわかるやうに、戦時の愛國心を鼓舞することの爲には、敵國が惡魔であることが絶対に必要なのである。それだから戦時を豫想する國家の國民教育に於ては、假想敵國に對する兵器軍艦常備軍の準備と同時に、敵愾心の準備をも必要とするのである。それは國民に對して巨額の軍費を負擔せしむると同時に、精神的軍備を負擔せしむるのである。この精神的軍備が國際間の親和を害し、國民の道徳を損することは如何ばかり大であるか。それは戦争前の準備に止らずして、戦争後の禍害として長く消えないことは、日清戦争前後の國民的感情が、今に至つてなほ對支關係に於て、幾多の日支交渉を

不圓滑にし、日支親善の懸聲を裏切つてゐるかを見れば明かにわかるのであつて、それは日支間のみでなく、獨佛間に於ても同じである。

戰時的愛國心からの轉換

それは國際關係の上げかりではなく、國民道徳の上に於ても、戰時的愛國心、誤れる愛國心の教養は大害をなすのである。愛國心は斯くの如き刺戟を借りることによつて畸形に發達させることをしないでも、本當にその國の歴史と國土と國民とを愛することによつて、美しくして健かなる發達をなし得るものである。殊に我が國の如き國體に於ては、一般道徳心と何等の矛盾無くして教養し得るのである。

他民族の征服によつて建國したヨーロッパ諸國に於ては「愛國心は支配者の一身上及び政治上の目的の爲めに一身を獻げることであるから、支配の喪失と共に愛國心も消失して、新しき支配者への歸依が之に代る」であらう。又中流階級に於ては主として國土と國民とに對する同情が結びつくことによつて、愛國心が存在し得るけれども、貧民階級では、大體に於て支配者との個人的關係はもとより無いし、國土國民との文化の共通も共に存しない上に、この階級が犠牲を捧げねばならぬ國家自身は、幾千年來彼等から求めるのみで何物をも與へなかつたのだから、無産階級の愛國心が薄弱であるとアドラーがいふのも尤もである。そして近代ヨーロッパ諸國に於て「軍事的要求の不

斷の増大と之と相携へて並び進む警察の壓迫とは全ヨーロッパの下層階級を漸次革命化することに於て、革命的社會主義の主要原因と認める資本主義的生産方法より更に有力である」と斷じてゐるのである。

我が國に於ては、これとは反對に、愛國心はいはゆる下層階級に強いのであつて、貴族と富豪を意味する上流階級に於ては、特に下層階級に比して忠君愛國の心が強い實例は擧げられてゐない。それはイギリスの貴族が歐洲大戰に際して示したやうなものを我が國の所謂上流階級に於て發見することは出来ないのである。従來の戰爭に於ては農民と労働者はその身を國の爲めに捧げて、しかも一將功成りて萬骨枯るゝもいとほなかつたのである。

しかしながら、今迄さうだからだといつて將來もそのままに持續するとは考へられない。ヨーロッパに於て宗教心は下層階級に強く残つて、上流階級からは消えてゐる。しかし上流階級は下層階級の宗教心を利用せんとして、自ら信ぜざる宗教を以て下層階級の思想善導に資せんとしてゐるのである。同一の事情が、我が國の忠君愛國には無いと誰か斷言し得る。公民教育は忠君愛國を安價に民衆の興奮に利用せしむることなく、戰時的愛國でない眞の愛國を民衆の心に育てるにある。

恒久平和の憧憬

戰時的愛國心の鼓舞は當然に軍國主義、武斷外交を結果し、國際間の不安の原因となる。大なる

軍備をもつてゐることが、自衛のためでなくて、やゝともすれば戰爭の誘惑となり、戰爭の脅威となるのは、軍備が排他的國際精神を刺戟する爲めに、國民の心に戰爭の種を蒔き、これを育てるからである。往時は君主が宣戰講和の權を握つて、その私領國家の利益の爲めに戰爭をした。しかし今は國民が凡ての戰爭についての負擔と共に責任を持つ。しかも民衆の腦裡には、長い間育てられて來た前時代からの遺傳した排外的思想と戰爭的氣分を多量にもつてゐるのである。

しかしながら、文化の發達と共に同一道徳が支配する範圍が擴がつてゆく。野蕃人の間に於ては同一團體に屬せざるものは凡て敵であつて、敵に對する道徳は、味方同志の間の道徳とは全然異なるのである。例を無智蒙昧の時代にとらないでも、例へば徳川幕府の時代でも、敵討は許され獎勵された道徳的行爲であつたのが、明治維新になつて、これを禁止したのは、敵討によらざるも、國家が制裁を加へて、被害者及び社會の道徳心を満足せしめ、秩序を維持するに足る法律とこれを實現する裁判が確立したからである。この個人間の敵討が、より高き同一社會の規律によつて止め得ると同様に、國家間の戰爭もより高き社會の規律、國際間の法律關係によつて廢止することが出來なければならぬはずである。さういふ考へは、十四五世紀以來歐洲に起り、十七世紀の歐洲の引つゞく長期戰爭を経て不戰論永久平和論の流行を來した。

遠くギリシャの昔にも、アテネを盟主とする十二都市國が、宗盟會議を組織して、デルフィの神殿を護り、兼ねて締盟都市の獨立を保障して、その侵犯者に對しては、他の締盟國相聯合して之を

討伐するの約を結んだ。それは恒久平和の確立を希望する今日の國際聯盟的のものではなくて、宗教同盟であり、神聖戦争をも屢々起したところの攻守同盟である。

一體、古代から平和への憧れはあつた。上古の世界がすでにその最初の状態に於て恒久不斷の戦争であればある程、人々はその戦争状態から反對の恒久平和を願つたには違ひない。併し乍ら、恒久平和は當時の民衆の力では到底呼び來す目當がなかつたから、不斷の戦争をば、墮落の罪の重荷を負うた人類の宿命と感じて之に忍従し、未來に呼び來すことは出來ないと觀念して、これを最も遠い過去「ありしよき日」に、夢想せらるゝ樂園に、恒久平和の理想状態を求めたのである。かくて、往古より人類に平和の憧れはあつたが、たゞその樂園に通ずるの途が見出せなかつたのである。

國際關係の規律

國際法が法となつて、國際關係が今日の状態になる迄には長い歴史があり苦闘がある。その内でも世界大戦の経験は、少くもその當時に於ては各種の戦争で成金の外の、世界の文明國人をして再び戦はざるの決心をせしめた。資本主義經濟組織が自らの内に、その崩壊の原因をもつやうに、大戦争は戦争否定の思想をその胎中に育て、産んだのである。三十年戦役後にはグロチウスがでて、ナポレオン戦争後には神聖國盟が出來た。しかしてカントが永久平和論を書いたのはフランス革命戦

争の六年後であつた。

中世を通じて各國家の上に二つの大きな權威として存在したキリスト教會とローマ帝國とがあつて、國家間の關係を規律してゐたのが、その權威は失墜して、もはや世界的な帝國の理想も、世界的な教會の理想も消えてしまつた時代に於て、國際間の關係を規律すべき從來とは異つた基礎を見出すことを必要とした時にグロウチウスが出來た。グロウチウスは人類の本性は社交的であるとするアリストテレスに歸つて、人間は政治的社會を形成する運命を擔つてゐる、法律は人の社交性に合致するものであり、神意天啓によらずして合理的に基礎づけられなければならぬといふので、法律論の基礎を神學から獨立させた。それで契約の不可侵から國際條約の不可侵性を派生せしめ、國家間の關係に法律的理念を移入して、戦争も事實状態に放任すべきではなく、不完全ではあつても、法律的制度でなければならぬといふ意味で交戦慣行に改革を加へ、戦争の殘虐を緩和する策を講じ、平戦法規論三卷によつて平時及び戦時に於る特定の國際法規を提議し、「國際法の開祖」となつたわけである。

カントは人類の任務は單一國家を形成するにありとし、國際法の形式は國內法の形式に均しかるべしとなした。現在の國家は争闘時代の要因の綜合的結果であるが、個人が永い間の相互争闘を克服して統一的權力を設定したやうに、國家もまた無上命令に依つて支配され、現在の状態を克服せねばならぬ時代が來るべきだとなし、戦争は存在すべからずといふ無上命令に従ひ世界國家を構成

せねばならぬとしたのである。そして、この永遠の理想を指示するだけでなく之を達成し得べき方法を永久平和論に於て示してゐる。そして人類の進歩を信じて、人類の最高善に向つて協力するの義務を訴へてゐるのである。

戦争と國家形態の關係

世界の永遠なる闘争形式は天國或は極樂と地獄、神或は佛と惡魔といふ形式で昔から流布してゐた。しかし、その闘争は武器を以て互に殺傷し合ふ戦争を意味しない。階級闘争に於ても然りである。又適者生存の生存競争は、適者選擇の方法としての戦争を意味しない。國際的争議が社會の構造の發達を著しく促進したことも事實である。併し、人類の掠奪時代にあつては戦争は教育的効果を有したが、仲裁々判の決定が強權的戦争に代るべき産業制度の時代には、戦争的典型が人間の性情に植ゑつけたものを除去しなければならぬ。

戦争は歴史上の事實として見ても、君主の氣まぐれ、大臣の狼狽、或は妖僧や寵妾の勢力によつて起つたことが多いので、國家生活の必然的生長によるものではない。戦争と戦争の危険は古來國民をして文化目的よりも勢力目的を重んずるやうに運命づけ、軍國の權力を維持し擁護し來つたのである。しかしながら民衆國家となり宣戦が民衆の手に歸すれば戦敗の結果が多數民衆の上に全重壓を以て落ち來るは勿論、勝利に充ちた戦争も最大多數の階級には呪ふべきであるから、民衆國家

にとつては平和政策が不可欠になるのである。イギリスにおける平和外交が二度とも労働黨内閣のマクドナルドの手によつて成功したのもそのわけである。實際上異國民間相互の脅威が主として支配者に過度の勢力擴張をなし、これを維持するの根據と口實を與へてゐた。軍國の權力が消滅して民衆の性向に相應した國家が之に代れば、國家は漸次主として經濟的性質を有する文化に向つて、眞の自由なる人間の團體と化するるのである。

國際紛争の平和的解決

戦争を廢棄し平和を招來する爲には、國際間の紛争原因を除外するのが最も望ましいのは勿論であつて、ワシントン會議の米國の招請狀にも軍備問題審議の要を記したる後に

然れども國際誤解の原因を除き、且つ原則及びその適用に關する協定の基礎を發見するの實際的努力の上に平和の希望が表現せらるゝに非ざる限り、軍備縮小の前途は決して有望なりと云ふを得ず。故に、本政府は本會議の與ふる便宜の下に各國間の意見交換を行ひ、依つて以て今日重要問題として定評ある太平洋及び極東問題の解決を發見し得んことを希望す

と述べた。併し乍ら、國際紛争の凡ての原因を除去することは事實上出來ないから、國際紛争が起つても、直に之が解決を武力に訴へずして、平和的處理方法を、國際間に約定しておくことが一層實際的な方法だといはなければならぬ。

一八一五年露獨墮三國皇帝によつて結ばれた神聖同盟は十數年の平和を保つに過ぎなかつたが、その後國際紛争を戦争によらずして平和的に處理する方法は各國の間に企てられ、例へば一八五六年のパリ條約はトルコとの間に「武力に訴ふるに先立て居中調停を求め非常手段を避くるに努むべし」と規定してゐる。しかし、それが國際法規の上に明瞭な地位を占めたのは一八九九年の第一回ヘーグ平和會議で、その國際紛争平和的處理條約には、

締盟國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生ジタル場合ニ於テ兵力ニ訴フルニ先立テ事情ノ許ス限リ其交親國中ノ一國又ハ數國ノ周旋又ハ居中調停ニ依願スルコトヲ約定ス

とし、同條約はその外に特別居中調停と國際審査委員會の制度を採用した。

締盟國ハ名譽又ハ重要ナル利益ニ關係セズ單ニ事實上ノ見解ノ異ナルヨリ生ジタル國際紛争ニ關シ外交上ノ手段ニ依リ妥協ヲ遂グルコト能ハザリシ當事者ガ事情ノ許ス限リ國際審査委員會ヲ設ケ之ヲシテ公平確實ナル審理ニ依リテ事實問題ヲ明ニシ右紛争ノ解決ヲ容易ニスルノ任ニ當ラシムルヲ有益ニシテ且希望スベキコトト認ム

「事情の許す限り」とか「名譽又は重要なる利益に關係せず」とか、從來の國家主權の觀念に遠慮し、各國内の國權論者に氣兼し、且つ豫めいざといふ時に拔道を作つておくやうな條約ではあるが、それも過渡時代としては一步でも踏み出しておくより外なかつたらうし、それでもこれらの國際紛争の平和的處理方法は、それ相應な効果を奏して、將來の爲に道を平坦にしてゐたのである。

仲裁々判の權威

併し國際紛争平和處理方法中で最も權威を示したのは仲裁々判であつた。一九〇七年の第二回ヘーグ會議々定の條約には

國際仲裁々判ハ國家間ノ紛争ヲ其ノ選定シタル裁判官ヲシテ法ノ尊重ヲ基礎トシテ處理セシムルコトヲ目的トス

といつてゐるやうに、裁判官の資格に於て「法の尊重を基礎として」國際紛争を處理するといふことは、既に國際間の關係がはつきり法律關係に入つたことを示すものである。

仲裁々判といふべきものは古代ギリシヤにも行はれ、ローマでも自國に關する紛争は仲裁々判にかけなかつたが、他國間の紛争は自ら之によつて解決し、中世には歴代の法王が進んでこれに當つたが、これらはその權威に服従する諸國が上からの命令に聽従するのであつて、今日に於ける平等國間に於て互に約して國際紛争の武力解決から平和處理に向つたのは、諸國民の間に平和運動が勢を得、野心ある帝王宰相も戦争をしても得のいかなことがわかつて來た、十九世紀末から二十世紀にかけてのことである。これは歐洲戦争前百年間の毎二十年における仲裁々判件數の増加割合を見れば明かである。

年次	一八三〇	一八四一	一八六一	一八八一	一九〇一
件數	八	三〇	四三	六〇	二〇〇

それと同時に仲裁々判は紛争當事國間に平和に解決せんとする意思さへあるならば、所謂國の名譽や重大な利益に關する問題でも解決し得ることを示して來た。

例へば、一八七一年のアラバマ號事件、一八九三年のペーリング海峡に於けるオットセイ保護問題の如きは、英米兩國間に干戈を交へんとするまでに切迫した感情を起した事件であつたに拘らず、前者は英國の損害賠償の支拂により、後者は米國側の不利に於て、仲裁々判の決定に服したのである。勿論兩國共自國の方に不利に解決した場合、國民の一部が憤激して、國家の威嚴や體面を名として仲裁々判を呪ひ反對したが、政府は之を抑へて忠實にその決定に服し仲裁々判は名譽又は重大利益に關する問題でも解決し得る、殊に英米の如き大國も忠實に之に服するといふことを示して、仲裁々判の發達を刺戟すること大であつた。

英米兩國が仲裁々判を重視し尊重するのは、法を尊重し裁判官の判決に信頼して服従する習慣が國民或はその社會に養はれてゐることが大なる原因である。その爲に百年間における仲裁々判中半ば以上は英米兩國を當事者としてゐる。これに反して、我が國が、戦前の舊帝國ドイツ、オーストリア等と共に、ヘーグ平和會議における義務的仲裁々判に反對し、後には一九一三年のブライアン提案の平和促進條約に調印しなかつたのは、義務的仲裁々判所が國家主權の觀念に矛盾し、且軍事

行動に掣肘を加ふるものなるが故に賛成出來ないといふ理由に出でたのである。斯くの如きは、日本がワシントン會議前までは第二のドイツといはれ、とかく軍國的色彩を以て疑はれる原因であつて、今日に於ては、義務的仲裁々判と矛盾する國家主權の觀念の方を改める必要があるのである。

法律的紛争と政治的紛争

國の名譽に關する紛争は平和的處理をしないと云ふなら、抑々國際紛争に敗けることが國の名譽に關することであるから、それは結局において國際紛争の平和的處理の不可能といふのに異ならぬ。

英米間の實例を挙げた如く、國の名譽にも關し重大利害にも關する事件でも、その國に平和解決の意思だにあれば平和に解決されるのである。又仲裁々判は法律的紛争にはよいが、政治的紛争には適用し得ないといふならば、既往國際間の紛争にして戦争の原因をなしたものは、悉く政治的紛争だといつてよいから、さうすると仲裁々判も戦争廢棄には何の役にも立たぬことになる。しかしながら一體、戦争して敗けたらやむを得ず服従する、腕力暴力になら屈するが、理性の判斷、判決には服従し得られぬといふことは理窟に合はぬ。國際紛争が戦争によつて解決出来るなら、平和的にも解決出來ないはずがない。戦争に勝つより道理に勝つ方を尊べばよいのである。即ち、戦争しようと思へば、如何なる小國際紛争も戦因になるし、平和に解決しようといふ氣があれば、如何な

る重大紛争も戦争を要しないのである。

又、國際紛争が化して戦争になるのは皆法律問題ではなくて政治問題だといふものゝ、例へば世界大戦に於ける英國の開戦理由は國際條約の尊重であり、米國の參戰理由は中立國の權利問題であつた。本當の理由は他にあつたらうが、口には冷靜な國際法規違反、條約解釋上の問題の如き法律的紛争を以て理由として、政治上經濟上の利害衝突や、國家の名譽に關する問題を表に持ち出さないところを見ても、考へ方さへかへれば國際紛争を司法的方法によつて戦争に訴へずして解決することが出来るわけである。即ちさうお互に無鐵砲なことはしない今日の文明國間では、殆ど凡ての戦争は「しないでも済む戦争」なのである。

そこで、國家の名譽や重大利害の除外例も、從來考へてゐたやうに仲裁々判その他にかけられないものではなくなつて來た。そこで一歩進んで、國際紛争は國家の名譽若しくは重大利害に關するものと否とを問はず總て之を仲裁々判に依つて解決しようといふことになつて來たのである。總括的仲裁々判條約がそれであり、義務的仲裁々判がそれである。

國際心の涵養

國際紛争の平和的處理方法について比較的長く説いたのは、結局從來の國家觀念が、戦争の上に立つて來たのが、だん／＼に平和の上に築き直されて來てゐる世界歴史の大勢を示さんが爲であ

る。そして、それが當然に公民教育の上に、大變革を起さなければならぬことを明かにせんがためである。

世界の歴史を顧みると如何にも戦争の連続である。戦争は人間に負はされた罪の重荷のやうにも見える。しかし、その多い戦争の歴史にもかゝらず、人類が平和を待ち望んだことは如何に大に、如何に長かつたか。幾度か企てゝは破れ、期待しては失望した恒久平和の理想が、戦争の暗雲の蔭に常に輝いてゐたことか。平和を望む事切なる國民を、戦争に奮起せしめるにはそれだけの國民教育が必要だつた。平和を望む事切なれば、それだけ戦争への教育は困難でもあり、努力も多かつた。國家の名に於て、愛國の名に於て、その困難に打克ち努力して來たのであつたが、それはもはや過去の國家の事であり、過去の國際關係に於て必要であつたのである。今は却つて、その過去を拭ひ去りその過去から生れ更らなければならぬ時代である。國家が戦争を權利と認めず犯罪と認めんとする時代に於ては、公民教育は違つた立場に立たなければならず、愛國心は戦争的愛國心から平和的愛國心に方向轉換されなければならぬのである。それを一方からいへば、國際心の涵養である。四海同胞主義の心からなる禮賛である。デュウイはその著「デモクラシーと教育」中に次の如くいつてゐる。

「各國がその權利を伸張し利益範圍を擴張することに努力する現状に於ては社會の意味を曖昧にし、動もすると之を國家と同一視し、他國及び他國民を排斥する傾向を生ずる虞がある。故に總て人類が相互に

現在に於けるよりも一層十分に且一層有利に聯合し交際することの重要であることを少年に吹込め、此のことが確信となつて其の精神的活動となることに力を用ひ、個人的能力が断えず生育して自由に發動し、而も能く社會的目的に適ふやうになるといふ理想の實現に近づかねばならぬ。」と。

ワシントン會議の招請狀において米國大統領ハーディングがいつた通り「軍備競争に費消せられる巨額の支出は企業並に國民の繁榮に對する負擔の大部分を構成するものであつて、此冗費は世界平和の保障たらずして寧ろ之に對する不斷の脅威である。軍事費の不生産的支出の爲め生産の努力に對する正當なる報酬は奪はれ、進歩の當然なる期待は破壊せらる」るのである。一九二二年に成立したワシントンの軍縮協定が、八八艦隊計畫遂行の爲めに極度に行詰つた日本の財政を救ひ、加藤友内閣の財政整理を可能ならしめ、一九三〇年のロンドン會議が年額八千萬圓の財政餘力を、不景氣と緊縮で二進も三進もゆかぬ我が行政財政に光明を與へたことは、現に見るが如く然りである。軍備は今や「已むを得ざる惡」ではなくて、國際協定によつて滅減し得、或點までは廢止し得るものである。そしてその不生産的支出を轉じて、生産の發展と國家の繁榮と國民の幸福を増進し得るのである。

この希望こそ、この希望に對する實現の努力こそ、各國民の心に植ゑ付けなければならぬ國際心の種である。しかして、常設的國際機關たる國際聯盟はたえずこの心を育てる組織でなければならぬ。國際聯盟が各國の小學校の教科書に國際聯盟に關する教材が掲げらるべきことを要求し、しか

して各國が既に之を實行してゐるのは、今後の公民教育が國際協調の精神を尊重するところの國家觀念に基礎を置かなければならぬことを證するのである。

國際聯盟精神の普及

國際聯盟が諸國家の聯盟ではなくて、諸國民の聯盟であることは意味深いことである。

それは國家を代表せずして、直接國民を代表する、各國代表は各國政府の代表ではなくして、各國民の代表である。そこに國際聯盟の道德性があるのである。不戰條約が人民の名に於て戰爭拋棄を宣言するやうに、諸國民が世界平和のために、戰爭に訴へざるの義務を盟ふのである。それ故に國際聯盟に對しては外務省が國民を代表せずして、政府の外交機關以外の本體を必要とする。各國にある國際聯盟協會の如きはその重要な機關でなければならぬ。そして世界平和のことが、國民の國際心、國際道德の確立に根據するに非れば、その基礎を築く能はざるべきを以て、國際聯盟協會の如きが、國際聯盟精神の宣傳機關、教育機關の意味に於ての重要なことはいふをまたぬのである。我が國の國際聯盟協會が國庫より年額拾萬圓の補助を仰ぐのはよいとしても、外務省の監督下にあつて、事實上政府の手先以外の何ものでもなく、ロンドン軍縮會議の機會に於てすら無爲無能に過してゐるやうでは、その存在價值は頗る乏しいといはなければならぬ。

諸國家間の傳統は、國際聯盟の精神の達成が一方ならざる努力を必要とすることを語つてゐる。

一九二八年ジュネーブに開かれた國際聯盟の軍備縮小準備委員會で、露國代表リドヴィノフが軍備全廢案を提出してその説明演説中に、國際聯盟がすでに百二十回の軍縮問題に關する會同を催し百十一の決議を採擇してをるに拘らず一步もその實現の階梯に進んでゐないことを嘲笑したが、之に對しては國際聯盟も、いはゆるブルジョア諸國家も一言の辯解の辭もないのである。各國とも軍部はある。ブライアンがその平和促進條約提案に關しうた如く「各國は戰爭の機關は有してゐる。各國は開戦せんと欲すれば一週間を出でずしてこれを能くする。然るに、不思議にも各國には外交手段の解決し能はざる紛争を調理すべき機關を一つも有しないのである」。國防の事に任ずる各國軍部が有力なる國家機關であり、軍部の職務上軍備第一なのは當然の事理であつてこれに加へて従來の國家の傳統的觀念が強くこれを支持し、一方國民間に養はれたる愛國心はやくもすればジンゴ化して、下らない小問題でも誇大に吹聴して、國家の重大なる利害問題なりと大聲叱呼すれば國民を鼓舞狂亂せしめて、冷靜の判斷を失はしむるに足るのである。こゝに於てか、國際心の涵養の事の重大にして、しかも困難なる事情がある。故に、これは差し當つての國際紛争がない平常に於て國際平和の感情を諸國民の間に養ひ、煽動によつて容易に燃え上らないやうな用意が肝要である。毎年開く國際聯盟の如き機關、しかも直接軍縮等を取扱はず、人道的衛生的學藝的諸問題を、これらの諸機關を通じて國際協力の實を示してゐることが、國際教育の有効なる手段となるのである。

第四章 社會思想の變遷

社會狀態の變遷に伴つて社會思想が變化することは、疑ふべからざる事實であつて、何人もこれを否認することは出来ないのである。

然るに、河流の速度は常に表面に浮ぶ泡沫や塵埃よりも早いのであつて、常に流れに取残される殘留物に存在するのである。その様に世界の大勢、時勢の變遷に連れて、社會狀態が、殊に固定されるが爲に、いつでも社會狀態よりは一步遅れる所の社會制度が、既に變化してゐるにも拘はらず依然として舊時代の社會思想がそのままに變化しないでゐると信じ、或は信ぜんとし、又は爲にする所あつて信じたふりをしてゐる者が多いのである。そして、社會と共に變化した新しき社會思想を呪ひ、或は壓迫するといふことは、何時の時代、又何れの國にも、大なり小なり、あることは否めない。

それが社會狀態の變遷が急激であり、社會思想の變化もまた急である場合には、その舊時代の社會狀態に止ることによつて利益する階級或は個人が、社會思想の變化に眼を閉さんとして、これを無理にも壓迫し去らんことが恐しいのである。今の我が國の狀態はそれである。

國體は古來國民の確信であり信仰であり、しかして事實である以上は、これは天壤無窮更ることはないのであるから、これを法律によつて擁護せんとすること自身に疑ひがあるとしても、國體擁護その事に反對すべくもなく、治安維持法が國體變革を目的とする結社に對して極刑を以て臨むことは批評の餘地はあるが、國體變革その事が許すべからずして、法が之を禁止するのはもとより當然である。併し乍ら、國體變革とならべて私有財産制度の否認を處罰せんとすることは、一方國體の尊嚴が、私有財産制度の維持と關係あるかの如き誤解を伴ひ、我が國體觀を汚すと共に、むしろ思想上好ましからざる影響を及ぼすなきを保し得ない。天安河原に神集ひました神々の内には一柱の資本家代表の神がましましたわけではない。現在の所有權過重の私有財産制度は却つて所謂外來思想であつて、國體と同一法規によつて保護する必要がないのみか、現代に於ける社會思想は、私有財産制の疑惑をめぐつて變化しつつあるのである。私有財産制度を否認しないとしても、これを嚴密に研究することこそ、現代社會科學の重大なる義務である。私有財産制を廢止しないまでも、大なる更正を必要と認めることは、萬人の一致する所でなければならぬ。

制度の上に於ても、既に私有財産に對する制限は、時と共に大になつてゐる。所有權が私法の支配から公法の支配に移りつゝありといつてもよいのである。この社會制度の變化を見乍ら、此の上立つ社會思想を制限せんとする所に凡ての無理がある。明治維新は王政復古したが、社會事情は未曾有の大變化をした。社會思想のみを、高天原の雲の中に浮かせておかうとするのは無理であ

る。西洋文明を凡て取り入れて變革した社會事情に反して、思想のみを東洋古代に歸さうとするのは亂暴である。大東文化の研究もよい、東洋思想研究の獎勵もよい、しかしながら社會事情と社會事實と社會制度がすっかり違つてゐる時代に、これを以て現代社會思想を指導し、變化せしめんとすることは、愚にあらざれば狂である。現在及び將來の社會への教育を意味する公民教育に於て、社會思想が最も大なる注意を拂ふことは當然といはなければならぬ。

第一節 思想善導の意味

政治家の思想善導

政治家が國民思想を善導することをよくいふのであるが、國民思想を善い方へ導くといふこと、それ自身が悪いはずはないのかゝはらず、世間の識者がこれに反對するのはどういふわけかといへば、政治的權力によつて、國民思想を左右することの出来るといふことの誤想であることゝ、その誤りを犯す結果が、却つて所期の目的と反對の結果を來すからでもあり、政治家が思想善導を高唱する動機及びその意味に、甚だ疑はしいものを包含するからである。

例へば、思想善導をやかましくいつたのは田中内閣であつたが、御即位大典を無事に奉行するこ

とを名として、治安維持法を緊急勅令によつて一層その罰を重くし、奉拜者の警察取締を非常識に嚴重にした一方に於て、その陰に議員買収の政治的策動をしたのはまだしも、未曾有の賣動事件が行はれてゐたことを考へると、かくの如き政治腐敗は共産黨事件の原因にこそなれば本塞源の途として國民思想善導をなすと廣告したゞけ、一層それとは全然反對の結果を來たすことになるのである。

又、鐵道大臣ではあつたが田中内閣の思想善導の張本人であり、國粹思想の主張者であつた人が大臣をやめて間もなく鐵道疑獄で刑務所に收容され、次の内閣の國民教化總動員の元締であつた文部大臣が、やはり同じ演職問題で大臣を辭さなければならなかつたといふことを見せられれば、それが思想善導の聲が大であつたゞけに、善導されなければならぬ國民思想を却つて惡化するの因とならざるを得ない。

即ち、政治家は、原則として國民の師表たり得べき人ではない。殊に現今の如き政界において大臣になるまでには、國民の道德觀念とは相反したる行動を繼續的に執つてゆかなければならぬので、一旦破綻し暴露したら、今回の事は今回の人へのみ止まる特例とは考へられないのである。それだから、國民思想善導などと自分等が善導するやうな顔をしなないがよいし、又自分等の政策の破綻や行爲の結果を國民思想の惡化にかこつけて、これが善導を叫ぶが如きことがあつてはならぬわけである。

それよりも更に根本的に國家の性質が、思想取締をゆるさぬものがあるのかゝはらず、政治家が國家の名に於て、國民思想を善導せんとする所に凡ての誤解と困難があるのである。カントによれば法律が道德と異なる最も重要にして根本の點は法律が強制可能の點である。そして國家は法律的法則に依て生活する多數人である、國家は法律的共同體であるから、國家の任務はその人民の自由を保護することに盡きるので、それ以上に個人の活動をば指導してはならない。それが道德的指導であつても、經濟的指導であつても、殊に宗教的信仰に對する干渉において、最もその危險を認めないのであつて、自由を倫理的最高價值とするカントが、國家の機能を最小限度に止めんとするのは元より當然である。

民衆がたゞ服従してゐた時代には、政治は生活の全部を支配したが、民衆に政治意識が目覺め批判が生じて來ると、政治は社會生活に於ける廣大ではあるが、或限られたる機能を果しつゝある作用に過ぎないといふ觀念が發達して來る。そして政治が有する機能は、國體の統一と治安とを維持すべき職能と共に、現代國家に於ては社會における經濟的生存の可能及び充實がその中心的な職能となつて來たのである。それは政治が權力統制行爲である結果であつて、これが更に文化的に足を踏みこんで、國民各個の精神生活の範圍に迄侵入すると、そこに覺醒したる個人に堪へ難き壓迫を感じしむるものならず、政治の機能と從つてその効果の及ぶ範圍を超えることによる無理と弊害が生ずるのである。

ファシズムが、現代文化人にとつて堪へ難き憤りを與へるのは、鐵鎖に四肢を縛するよりも辛い人生觀を一定型の内に監禁せんと企つるからである。人生それ自身の意義目的は各人各個に持つべきであつて、少くも政治家によつて指導されるべきではない。信仰が抑壓され強制されぬやうに、藝術が政治により一定の型を與へられないやうに、或政府が國家の思想を造つて之を國民に強ひんとしても、それは不可能であると共に、國民はその強壓に堪へ忍び得ないのである。

宗教利用の意味

思想善導が問題となると、宗教には最も縁の遠い軍人政治家や實業家連中までが、宗教を利用して國民思想を善導せんとした。彼等に宗教心がないのに、宗教によつて國民思想をどつちへ向けようとするのであるか。頻りに西洋物質文明の弊を叫んで東洋精神文明を高唱する。彼等の戦争と産業を育て上げた科學文明を呪つて、早く捨て去つたことによつて成功し地位と富とを得たところの東洋精神を、何故に物質文明の弊どころか、その利得にすら預つたことのない、階級に強ひんとするか。

それはすでに百數十年前ジャン・ジャック・ルソーが反對したその理由によるものである。ルソーは人々を現世の生活から引き離しその希望を來世に轉じて彼等を市民的義務に怠慢ならしめる反社會的勢力であるが爲に、宗教を危險なる麻醉藥として排斥してゐるのである。その後も引つゞい

てヨーロッパ大陸に於ける革命運動が、著しき反宗教的、或は反キリスト教的性質を有するのは、腐敗しきつた舊政治組織の一部分となつた俗臭紛々たる國教に對する憎惡に起因すると共に、宗教の麻醉藥的效果に反對するのである。

今日自然科學的教養の下に育てられた大部分の知識階級において、せいぜい見出し得るのは理性宗教といつてもよいやうな状況であるのに、多數民衆が今なほ宗教的觀念によつて社會生活に於ける自由なる行動、妨げられてゐることは、有産知識階級より遙に大きいのである。然るに、この保守的な階級が、彼等自身には早くから教義信仰の何等の痕跡を止めてゐないにも拘らず、民衆の間には宗教を保有せねばならないと主張する意見が、歐米に於て各國に瀰漫してゐるのは何故であるかといへば、彼等が民衆に與へたいのは宗教そのものではなくて、來世の希望だけを與へておいて現世の幸福を要求する聲を撃退しようといふのである。これが無産階級に對しても現代文明を、現世的生活を物質的にも精神的にも、より豊富な、より満足な形に於て享有せしめんと努力する側に於て、宗教反對の聲が擧る所以である。

人はパンのみにて生きる者にあらずとは、パンで生きる事だけは保障されてゐる時代であることを示してゐる。明日のことを思ひ煩はないでも、神様が小鳥を飢えさせないやうに人の子も飢えさせずにゐてくれた時代の話である。今の思想善導はパンの代りに神を與へようといふのだ。パンを奪つて、その代りに、ラクダが針の穴に入れぬやうに、天國に入ることが出来ない富める者が、捨

てた神を、貧しき者に與へようといふのだから、社會運動者は宗教強要に反對するのである。

民衆の求むるものは、智慧の果實である。又先づ物質的生活であり、人間らしい生活である。これに對して政治家が宗教を與へんとするのは、空腹なる民衆が「パン」と卵とを求めぬのを聞かぬ振りして、石や「さそり」と共に、彼等の捨て去つて用のない「神」を投げ與へるのに過ぎない。政治家の企てる思想善導や教化總動員と宗教の關係が、斯くの如しとするならば、之によつて民衆の公民教育を望み得ないことは明かである。

且つ資本主義經濟社會の浪は宗教團體にも打込んでゐる。宗教團體の政治的進出も、宗教家の現世的地位獲得も、かの宗教團體法の運動に現はれるやうな、既成宗教團體の内部的腐敗と腐敗したる既成政治組織へ結び付かうとする努力とによつてもわかる。政府の思想善導や、國民精神作興の總動員に應じて、利用され利用せんとする宗教團體が、民衆に與へんとする教化の何ものたるかは、寧ろ餘りに明瞭であるといはなければならぬ。宗教は超人間的存在と或人間との心的關係には止らずして、社會的現象として、團體的行爲であるが、それは同一信仰を有する者の團體であつて、その方向は神なり佛なりに向けらるべくして、その團體の力を、宣傳なり事業なりのために、一般世間に向けることを主とする場合に、権力と金力とに結付き、宗教が墮落する。そして、宗教を否定する社會運動の殉教的な實踐が、却つて、口舌の宗教宣傳にまさつて、人心を捉へる結果になるのである。

資本主義と思想の自由

近代社會が宗教團體の専制から脱却することによつて生れたことはいふまでもない。第十八世紀におけるフランスのカトリック教會は有力且つ富裕なる一大團體であつて、その収入はフランス國の収入の半ばに當り、その内の五分の二は國民から取り上げた税であり、五分の三はフランス全國土の五分の一を占むる寺領からの收穫であつた。斯くの如き富と権力に集まる者は敬虔なる信仰ではなくて、革命を導く所の腐敗と墮落とであつた。

自由、平等、博愛の旗印の下に、フランス革命が舊政治を破壊した。その敷地の上に建てられた資本主義國家が、封建的武斷政治と戦ふためには、自由は最も強い武器であつた。そしてこの戰鬥に無産民衆と共に知識階級を味方に引きつけておくには、資本主義は思想上の自由主義を採つてゆかなければならなかつた。その上に彼等はむしろ恒産を有し、自己と僅少な他人の勞力によつて商品を生産し、之を互に交換して、その經濟的獨立を保ちつゝ生活した小市民であつたから、従つて思想上の自由もあつた。

この傳統を繼承した資本主義の前期においては、勞働者の搾取の自由をも伴つてゝはあるが、資本家相互の間に於ける競争の自由が、事實上存在してゐたから、眞實の意味に於ける自由競争の時代であり、従つて、思想的自由はこの經濟的基礎の上に、矛盾なく立つてゐたものである。然る

に、資本主義が自由競争の時代から獨占時代に入ると、資本が獨占されると共に、民衆はその生活の爲に直接又は間接にこの獨占統一された資本の下に依存しなければならず、階級の對立がけはしなくなるから、一方に於て思想特に社會思想の獨立の代りに獨占が行はれ、社會思想は、資本主義の側からは放任出来ないことになるのである。こゝに於てか、後期資本主義は、封建國家の專制と強壓と闘ふべく永らく共に手を携へて來た思想的自由と手をきつて、却つてこれを壓迫する立場に立至つたのである。しかして獨占資本主義の下に於ける社會思想の壓迫はそれが表面には自由の皮を着てゐるために、露骨なる封建的壓迫よりもその弊害は更に恐るべきものがあるのである。これが社會運動者の側に於て、田中暴壓内閣よりも濱口金融資本内閣が警戒される所以でもある。武斷的國家に於ては、思想は露骨に壓迫されるが、それは個々突發的であるが、資本主義的國家になると、社會思想を組織的に計畫的にそして普遍的に壓迫する爲に教育と法律を動員するのである。

併し乍ら、思想の自由は、政治権力が干渉し得る範圍の外である。之を侵さんとしても出来るものでないばかりでなく、出来ないのを無理に行はうとすることによつて生ずる禍害は恐るべきものがある。政治は制度の改革と、經濟の改善によつて、社會思想を變へることは出来る。例へば「よき制度はその下に生活する人々に反射的に作用して、彼等に誠意と自制と和衷協同の風を與へ、節制を重んじ、法律を遵守し、矛盾の解決には暴力的手段を棄て、平和的處置を擇ぶ所謂健全なる人格を形成せしむる。反對に制度組織が不良だと、その下に在る人々には堅實な調和的な共同生活に

進む事が困難であり、社會は頻々たる變革に遇ふ」とジエームス・ブライスがその近代民主政治論の卷頭に述べてゐるが如くである。

然るに政治が國民思想を善導せんとして、これに抑壓を加へようとする時は、常に社會の制度が既にその社會の生長に伴はずして、これを改めなければならぬ時機に際してゐる時に社會の制度の方を改むることに不利益を感じる權力階級が、制度の方を變更しないで、民心の方を逆轉せしめて、兩者の調和を計らんとする無理な注文に發する場合なのである。政治が直接思想問題に關係するのは教育政策に於てであるが、政治がなし得る範圍は教育の外部施設に止り、政治は或る特定の人生々活を要求し、或は精神内容としての宗教信仰を支配し、又は自然科學に於て社會科學に於て、何が科學に於て正しきか誤れるかを識別し得るものではない。それは政治家に許されてゐることではないばかりではなく、政治そのものゝ機能の外にあるのである。

第二節 社會科學の研究

社會思想の取締

田中大將の下に勝田文部大臣は次のやうな理由を付して責任支出を敢てした。

近時世相ノ推移ニ鑑ミ學生生徒ノ訓育ニ一層留意シ其ノ人格ヲ涵養スルト共ニ國民精神ヲ作興スルハ最モ緊要ノ急務ナリ殊ニ過般ノ共產黨事件ニ學生生徒ノ連繫セルモノアルハ遺ニ遺憾トスルトコロナリ、此ノ如キハ實ニ學生生徒ノ不幸タルノミナラス國家社會全體ノ平安ヲ攪亂スルモノナルヲ以テ概ネ年少ニシテ經驗ニ乏シク思慮亦周密ナラサル學生生徒ヲ保護シ危險ナル宣傳誘惑ヨリ免レシメ以テ有爲ナルベキ前途ヲ誤ラシメサルハ刻下ノ急務ナルニ鑑ミ、文部本省ニ思想調査機關ヲ設ケ、大學及直轄諸學校ニ學生生徒主事ヲ置キテ指導訓育上遺憾ナキヲ期セントスルニ依リ昭和三年度ニ於テ次ノ經費ヲ支出セリ。

といつて十四萬六千五百餘圓を議會の協賛なきに責任支出したのである。

而して、その結果は指導訓育すべき學生生徒主事が新に置かれたにも拘らず、或は却つて之等の職員が新に置かれて、特殊に指導訓育を試みたが爲に、その次の一年間は今迄に見ない位多數の同盟休校その他の學校爭議が発生した。その結果に鑑み、又文部省に置かれた「思想調査機關」が調査した結果であるかどうか、濱口内閣になつてからは、學生生徒に對する強壓的取締は効果なきのみか、反對の効果を生ずるから、公民教育の徹底によつて穩健なる社會思想を養成する、マルクス主義に對しても、正しき理解と正しき批判を與へるべく施設しようといふことになつた。併し乍ら、學校當局にしても、文部當局にしても、マルクス主義等が解する意味に於ける「正しき理解」を與へることに賛成するわけではないから一概ね年少にして經驗に乏しく思慮亦周密ならざる學生生徒「自身が、獨立して同志と共に研究するが如き社會科學研究を獎勵せんとするのではなく、マル

クス主義の公定解釋を施し國定批判を教へんとするものであることは豫想し得られる。

社會科學を以て、社會現象を攻究する科學とすれば、社會學も經濟學も政治學も法律學もその中に含まれるわけで、公民教育は此の意味での社會科學を基礎としてなされなければならぬのである。しかし、我が國現在に於ての用法は、社會科學を斯くの如き精神科學とか人文科學とかいふやうな廣い總括的のものとしてではなく、特殊の社會科學即ちマルクス學の意味に於てしてゐる。社會科學研究とか、社會科學の禁壓とかいふ社會科學は即ちそれである。

マルクス學説は哲學と社會學と經濟學の三つの方面にわたつてゐる。しかも哲學にあらす經濟學にあらす社會學にあらざる三者を綜合したものであるから、社會科學の内に特立して一學科をなしてゐると見てもよいのである。それ故に、社會科學を自然科學に對立する諸科學の總稱として使用する場合一つ、社會學、經濟學、政治學、法律學、哲學にあらすして、これらの基礎であり綜合であるものとしてマルクス學を指すことも誤りとはいへない。

マルクスの主張に賛成するとせざるとを問はず、今日に於ては、社會思想の問題は、マルクス説を中心としてゐることだけは否定が出来ない。マルクスを護符の如く振りまはす者も、マルクスを目の敵にしてゐる者も、わかつてもわからないでもマルクスを問題にしてゐるのである。社會科學といつても、マルクス主義の提唱でなければこれの反對或は批判である外のものではあり得ない現状である。故に教育當局が今日の教育に於てこれを除外し得ざるは勿論、社會への教育を意味する

公民教育が之を無視して進むわけにゆかぬ事はもとよりである。

一體現代文明が主として自然科学の進歩と、その有效なる應用とによつて作り出だされたのに、社会科学の不進歩と、その成果の應用を禁ぜられてゐることが現代文明の社會的病弊を癒し得ない原因だといはなければならぬ。

社会科学の發達が自然科学のやうに目覺しくないのは、その研究の對象が人間社會の複雑なことに原因するのではなくて、自然科学研究に於けるが如き科學的精神が徹底させられてゐないからである。それは社会科学の研究に對する直接間接の壓迫が、社會が社会科学の研究から最も多くの眞理を聞かなければならぬ必要と要求があるに拘らず、彼等が自己の研究の結果に基いて眞實であると確信したことを發表するの自由をゆるしてゐないから、社會は伏字や削除を通して推察し誤解して、暗中に摸索する外ないが爲めに、そこに社会科学の自然科学に於けるが如き發達を見得ない原因がある。それは科學發達の最も重要な條件を缺くことであるのみならず、これによつて自分の眞實であると信ずることを正直に語ることを許さないことによつて公民の徳性をも傷けつゝあるのである。

思想に對するに思想を以てせよといふ標語は、國粹會の創立に骨折つた當時の床次内務大臣もいつた事である。公民教育が社會思想を取扱ふ上に於ては、如何なる思想の宣傳や煽動も禁止されなければならぬが、公正なる態度を以て、眞實であると信ずるところを正直に語ることだけは許され

なければならぬ。そして公民教育が教へ得るところは或社會思想そのものでなくて寧ろ思想に對するさういふ態度であらねばならぬ。

社會思想の制限

地球が太陽のまはりをまはつてゐることは、今日では小學校の兒童も知つて疑はないが、この地動説の創唱者であるコペルニクスが一五四三年その天體運行論を公表した時には、これを法王に獻本し且つ序文の内に、それが單なる假説である旨を書き添へて、教會側の迫害を免れた。コペルニクスの説を繼承したガリレオは勇敢にこれを主張して「研究は聖書の文句によつて妨げられてはならぬ、寧ろ聖書の言ひ表はしを自然科学の確定事實に符合せしめるのが神學者の任務だ」といつて屈しなかつたので、遂に彼は宗教裁判にかけられて、その判決によつて公判廷の拷問臺の上から、公衆に向つて地動説を否認させられた。しかし、ガリレオは拷問臺の上から、飛び降りて、大地を踏みしめながら「でもそれは動くのだ」といつたさうだが、とにかく當時の支配階級は自然科学が何を證明しようが太陽をして地球を回轉させなければ承知しなかつたのである。それを飽く迄地動説を主張したジョルダノ・ブルノーはローマで焚き殺されてしまつた。

しかし、それは三百年前に過ぎ去つてしまつた事實ではない。今日においてもアメリカの或州では、創造者である天父がアダムの代りに、まづアモーバを造

り、神の一人子である所のイエス・キリストが、やはり類人猿か何かから進歩したものでなければならぬとする進化論は、キリスト教の名において、學校で教育されることが禁ぜられてゐるのである。それが自然科学において、今日の文明國でかやうな制限がなされてゐる國は外には少なからうが、社會科學の方面になるとなかくそれはその位のものではないのである。而して、更にそれは科學者自身の側にも、その住んでゐる社會制度の影響から脱け出し得ないものがあることを見逃せない。

最高の倫理的價值としての自由の概念を主張し、自由は生來の自然法であるとしたカントは、國家を以て法律的法則に依て生活する多數人であるとなして、國家が社會契約の理念によつて構成せられねばならぬといふ意味に於て社會契約説をとつた。そして立法權の人民への歸屬に依つてのみ憲法は正當性をもつとして、憲法は「共和主義的」であるとしたカントが、國家の目的は單に法律的保護であつて、個人の活動をば指導してはならぬとなし國家の機能を最小限度に限定せんとしたのは當然である。然るにもかゝらず神の存在に對する理論的證明に凡て反對してゐるカントは臣民が政府の起源に就て餘り理窟をこねることを禁じようとした。

こゝにも社會科學の領域における意識的又は無意識的限界を見るのである。即ち新教國のドイツに於ては教會は弱いのに反して王權が強大であつたから、キリスト教の凡ての神祕を寸斷したシュトラウスも、君主政治の神祕には觸れしめまいとしたのであつた。ドイツの多くの學者の國家觀が

大なり小なり包みかくされた半專制主義以上に出づることは殆ど不可能であるといはれてゐるのもこのためである。

これに反してイギリスにおいては、キリスト教と君主政治との勢力關係は逆であるから、神の攻撃は王の攻撃よりも學者にとつて困難であり、危険である。それは虚偽の事實を主張しない迄も、都合の悪い部分に觸れまいとする態度が明かに示されるのである。

統一的にして譲渡すべからざる人民主權を國法の原理にまで引き上げ、民衆を以て「より高くしてより強き王者なり」とした十六世紀のモナルコマツヘンの文學者の胸に燃えた焰は、十七世紀の英國詩人ミルトンをして、サルマジウスの「シャールマン擁護」に對して「英國民擁護」を叫ばしめて、

吾人の自由は王者より來るものにあらず、又彼等の特徴を具せず、彼等の贈物にあらず、従つて吾人は自由に關して彼等に負ふところなし。自由は天恵にして吾人誕生日の贈物なり。之を王侯の脚下に委ぬるは冒瀆にして神物掠奪に外ならず。

といつたが、この政治上の急進主義は宗教の上では急進主義をとらずして、王權に對して民權を熱心に擁護して、力強く自由を叫ぶミルトン等は、篤信なるキリスト教徒としての宗教的ドグマには些の自由も反抗をも許さなかつたことは、教會の利益の爲には弑逆も敢てすべきを説いたジェスキット教徒なるモナルコマツヘンの徒と同じであつた。

社會國家に關する思想が、當時の社會狀態と無關係に發生しないことは、社會及び國家を超越せる如き偉大なる哲學者や詩人の思想に於ても同じことである。

それは例へばユートピア思想に於ても、現實社會その時代の社會の反映からは脱れられない。それだから古代の社會に於ては、プラトンの理想國に於てさへも、情感を擴げる役をする動物的の第二階級と、榮養を與へるだけの植物的の第三階級の上に、總人口の五パーセントに過ぎない第一階級を置いて、國家そのものを新しき時代の爲の教養機關と認められたプラトーンがこの第一階級に對してのみ極端な精神的貴族主義を以て國家教育を施してゐるのである。そして、此の精神的貴族に無制限の權力を與へて、哲人の政治、叙智の獨裁專權を認めたのである。國家の福祉は正義の實現にありとするから、第一階級自身の幸福を目的とする獨裁專制ではなく社會的福祉が目的とはされてゐるが、プラトーンの理想國は近代の國家觀とは相容れぬもの斯くの如きである。

それはプラトーンのみでなく、近代以前の哲學者は國家をのみ見た、そしてその國家は一人の君主もしくは少數の貴族であつた。共和國に於てすら至入口に對しては少數の貴族といつてもいゝ位の人民の一部しか眼中になかつた。この時代に於ては哲學的國家學と法律哲學とがあつて、社會的問題をも此の觀點からのみ取扱つた。社會學が發生するのは、政治が神に近い雲の上から或は王座

から民衆の中に降りて來てからのことである。國家以外の社會を發見し、國家が社會の中に認識されてからのことである。

服従だけをしてゐた民衆に批判の精神が普及するに及んで、初めて社會哲學發芽の培養土が出来るわけである。輿論が出來た時から、獨立の學としての社會哲學成立の機縁が生じるわけである。

ルネッサンスは「人間」を發見したが、それはいはゞ圓滿無缺の人、非凡人であつて、凡人であり平均人であるところの人間が自分の姿をはつきりと發見したのはフランス革命であつた。一旦平均人がその社會との關係に眼覺めた時に、法律及び政治、國家とその諸制度が、平均人の側から批判されるのは當然であつた。こゝに社會哲學の必要が生じた。社會學の父コムトにとつては、社會學の中心問題は、法律哲學者及び國家哲學者に於けるが如き抽象的な法律や、一層抽象的にして思辯的な國家ではなく、生きた人間の社會そのものであつた。

從來社會的調和化の役目を勤めてゐた教會と國家とが其の權威を失つて來て、超感覺的な支配者といふ催眠術的暗示から醒めて來ると、民衆は自分自らが自己及び社會の運命の支配者であることを發見し、從來認められた國家的若は社會的の至上命令に論理上服従することが出來ない迄に思考力が進み、こゝに科學的至上命令としての社會學の任務があり、科學上正當なりと認めらるゝ原則に従つて社會的施設を形成し得る時初めて社會問題が發生する。

此の世に於て屢々惡人が幸福をうけ、善人が災厄に遭ふのは何故かといふのが、辯信論の根本問

題であるが、現今當面の社會問題としては、額に汗して勞働する者が生産せらるゝ享樂財の總量に於て極僅少な分前を得るに過ぎずして、徒爲遊食の資本家が莫大な分配を私するのは何故かといふ疑問と同じである。異なる所は神の正義が社會的正義に代つてゐるだけであるが、辯論の著者ラ イブニッツは樂觀主義者で豫定調和の世界では大衆の窮苦も亦神慮なりとし、斯くの如き社會的世 界苦を感受すべき器官と感覺には缺けてゐた。

一體宗教的思辯にあつては、時あつてか覺醒する社會的良心も、その都度神の正義の暗示によつて鎮靜せらるゝが爲に、大衆の艱苦を烈々たる苦痛としてその身の感ずるが如き現代社會運動者の如きことを得なかつたのである。即ち社會的世界苦がまだ宗教的世界苦の地位を奪ふに至つてゐなかつたのである。

併し乍ら、死んでから先まで執念深くついてまはる教會的罰則や、平均人にはその意味と成立に對して是非をいふことをゆるされなかつた國法といふやうな至上命令は威力を失つた。法律は社會に對して最早神意或は君主意思の發動として專制的に強要せられず、此の社會の内から自由にして普遍的に、選舉による民衆の代表者によつて作成されるといふことになつては、社會の形相は根本的に一變せざるを得ぬ。

科學の至上命令が教會的のそれに代つた。科學自身が發達するとその科學に與へらるゝ任務もそれだけ増加する。自然にのみ向けられてゐた科學の眼が、自然から人間に、生物である人間から社

會にむけられた。科學的洞察とその經驗的方法が人間に押し及ぼす迄に發達した時に、こゝにはじめて獨立した知識部門としての社會科學が出現するわけである。

第三節 國家から社會へ

國家觀念の變化

かくの如くして社會が発見され、社會科學が発達して來た。社會科學が発達すると共に、從來の國家が何であつたかがよくわかつて來た。そして法律と終始する國家、政治的社會である國家は、全體社會ではなくして、最も重要にして強力なる社會ではあるが、一部社會として全體社會と對立してゐることが否定出來なくなつて來たのである。

近代の大國家が成立すると共に國家の本質に關する學說を要求したが、國王の權力の増大と共に國家學說はその專制的傾向を顯著にした。中世に於て王權は神によつて與へられたるものなるが故に正しいとされたが、教權に對して俗權を確立した近代國家に於ては、王權の正當は道德哲學である所の自然法にその根據を求めて、自然狀態に於ける人間がその個人の有する天賦の權利を拋棄して、社會契約を結ぶことによつて、國權の所有者を現世の神とするのである。

イギリスのホッブスは國家をレヴァイサンと稱する巨人とした。個人は國家に對して、その個々の意を放棄しその結果國家は個人に對して絶對權を有するのである。フランスのボードンもやはり國王の權力は人民によつて國王に讓られたもので、國王は國家の目的を充たすために彼の意思のままに行動することを得る。たゞ此の場合神にのみ責任を有し、自然法に従つて行動すべきであるとされる。ホッブスに於ては自然状態における萬人の萬人に對する鬭争から免れるために、契約によつて國家が成立するのであるが、ボードンに於ては、鬭争の結果、自然によつて與へられた完全なる自由は敗北者から奪はれて奴隸となり、勝利者は國王となつて、こゝに國家が発生したとするのである。

併し乍ら、王權が盛で國權が擴張した時代を経て、商工業が發達して來ると、産業は國家の力を必要としないのみか、その保護干渉は産業の發展を阻害するやうな時代になる。さうなると經濟的自由主義が唱へられると共に、國家と對立する社會を要求するやうになる。人類は原始的契約である社會契約によつて社會を造るのではなくて、人類は初めから社會を形成してゐる。人間は元から社會の中に生活してゐるのだ。孤立人は單なる假定で社會的でない人間の狀態は嘗て存しない。ただ社會の擴大と共に法を必要とし、法の維持執行の爲に政治的社會を構成するに至るのである。ここに國家があるとするのである。

アダム・スミスは國家の成立を私有財産のためと見、政府本來の目的を富を安全にして貧者に對して富者を保護するにあるとなした。即ち私有財産の成立までは國家の必要がなかつたのである。今や國家は社會と區別された。國家は高度の發展に於ける一社會であるが、國家は決して唯一の社會ではない。アダム・スミスの師なるフアグスンによれば社會及び社會生活は常に人間に與へられてゐるが、國家は常に存在するものではない、國家は政治的社會と稱する特殊の社會であつて、國家は經濟關係の必要から發生したものだとするこゝとスミスと同じである。

社會生活と經濟生活

社會學がフランスのコムトによつて獨立の形態を整へると共に、イギリスに於て道徳哲學から産れた經濟學が社會を國家から引離した。「朕は國家」なりといふにふさはしきフランスの專制國家に於ては、國家理論は主權論に盡きるが、産業革命の洗禮を受けて大なる發展を遂げた經濟學からは、國家と對立する市民的社會の存在を無視することが出来なかつたのは當然のことである。

振り返つて社會生活とは一體何かといふ事を考へて見れば、先づ原始的社會集團として家長的家族が、互に相交渉するに至つて社會が生ずる。各家族はその欲望によつて行動し、各々特殊なる目的を追求するので、その欲望充足のために相互依存の組織が成立する。それが社會關係である。しかして社會的欲望の充足方法は勞働である。勞働によつて自然が供給する材料を欲望の目的に適するやうに加工する。欲望が増加し特殊化するので分勞が生じ、その相互の交換が生ずるのである。

即ち社會は欲望と欲望充足のためにする勞働の組織に外ならぬ。これがヘーゲルの見方である。

分勞即ち勞働分業は、生産の全機構並に生産物の分配といふものがあつてはじめて成立し存在し得るのであつて、種々な個人的諸力の相互的結合の上に立つ分業と、之に伴ふ交易は、常に團結を意味するのである。分勞は常に社會的に編成され、分勞に依る連帯は、相互補充の關係に立つ成員相互の間に相依關係を生じて、個人は分立しつゝ相結合するのである。これが即ち社會生活なのである。即ち人類生活の社會的生產といふのは、勞働活動の社會的總體を意味するのであつて、この總體的生産に於て、社會の成員は特定の經濟的交互作用に入りむすぶのである。そして、この交互作用の總體が社會經濟的構造を形づくるのである。政治的社會その他も此の基礎の上に成立つのであつて、マルクス及びエンゲルスの有名な言葉によれば「社會の經濟的構成は、法制的政治的上部構成がその上に建てられる所の眞の基礎である。之を要するに生産様式は廣く社會的政治的知識的生活を決定する」のである。

マルクスもヘーゲルに従つて社會生活をば欲望並にそれを満足させるのに必要な勞働活動の一體系としたのである。マルクスの意味する社會とは或時代において直接に、或に間接に互に特定せる様式の經濟的交互作用の上に立つ、人々のすべてから成る複合體なのである。經濟活動及びそれから生ずる社會成員間の交互關係や相互作用は、社會生活の總體をつくるものではないが、しかし經濟行程は社會的共同生活の重なる内容であり、社會共同生活がよつてもつて立つ土臺だとする

のである。

社會生活に於ける勞働の價值

ロツクは價值形成の實體として人間の勞働を首位に置くことによつて後年のアダム・スミスやマルクスに影響を及ぼしたが、國家を以て貧民に對して富者を護る手段としたスミスも「勞働は凡ての富の父大地はその母なり」とするに躊躇しなかつた。又「既に占有せられた世界に生れて來た者がもしその生存の手段を扶養義務ある親類縁者より得ることが出來ず自分の勞働で見出すことも出來ない時は彼はもはや榮養を要求する權利がないのだ事實上此世に於る過剩者である。自然の大饗宴に於ては彼の爲に席が設けてない。自然は彼に退席を命じ且此命令を遂行するに毫も假借しないだらう」と冷然と云ひ放つたマルサスも「余は吾人の原料や織布の對外販路を少しく増大せんが爲に故意に勞働階級に向つてポロをまとひ陋屋に住むべしとの宣告を下して恥ぢざる程卑しむべき思想を他に知らない」といつてゐる。

社會全體を動かすところの根本動力となるものは、常に發展してやまざるところの社會的生產諸力であるが、生産關係とは社會的勞働行程における人々の經濟的共同活動によつて自ら人々の間に生じて來るところの相互作用をいふのであるから、經濟的生活に於て勞働の意義が中心になることは當然である。フイヒテの語によれば「自然によつて生命を與へられた凡ての人は生活し得るが爲

に平等の要求権を有する。故に財の分配は先づこれによつて生活し得るやうになされなければならぬ。凡ての人を生き、而して生かしめよ」である。

労働は社會の生産物であり社會の財産である。生き得ることはすべての人間の絶対不可侵の権利である。すべての人はその労働によつて生存し得なければならぬ。こゝに生存権と労働権とが生ずる。國家はすべての人に労働と財産とを與へなければならぬと共に、財の生産は國家の監督の下に行はれ各個人の労働を監督する権利がある、こゝに法律的國家觀は厚生國家觀に克服されたのである。

かくて、二十世紀は社會的といふ旗印を立て、出現した。獨逸皇帝でさへが「吾人は悉く社會的ならんことを欲す」といつた位、百年前の「人道的」に對して「社會的」が政治的標語となつたのである。此の社會性は人道主義が單に愛情と憐愍とから恩恵として與へんと欲したものを、労働者が自己の生産せる財貨に於て相當なる分前を占取することを法律的に確立することを要求する。施與慈善ではなく當然の權利として要求する。

國家の社會からの分離

シュタムラーが「一切の社會的活動は、社會生活の實質として見れば經濟であり、社會生活の形式として見れば法律である」といつてゐるのは、或點からはわかりやすく説明してゐる。この形式

である法律から見た社會が國家で、實質から見た社會生活と對立するのである。オツペンハイマーが「法律國家に代つて經濟國家が現出」すべきことを説くのも、國家そのものゝ變遷を指摘してゐるのである。グラアム・ワラスが「政治が經濟にまけてゆく」といつたのもやはり國家から社會へ

の方向を示してゐる。

抽象的に考へられた國家でなくヨーロッパの歴史的存在である國家が、統治し命令し支配する人の一團であつて、常に自ら社會から隔絶して、人類社會から分離された、たゞ統治することのみを仕事とする、強制の特殊装置であつたことは否定出来ない。それで、從來の法律秩序は凡て窮極に於ては勢力關係から發生し、従つて常に多數民衆を犠牲にして少數勢力者の利益を増進することを目的として追求し來つた。しかしてこの事實をカモフラージュするため、國家に獨立の人格ありとして、生きてゐる人民とかけはなれた幽靈を作り、そこに凡ての權威と強力を集めたのである。

それだから本來國家それ自身としては何等の目的も有せず、最も強い利害集團の目的が國家の福利と同意義のものとして掲げられる。そして或る利益集團が強ければ強い程、一層確實に自己の目的を國家の目的と化することが出来る。ただ貴族といふ集團は、その特權の獲得と維持とを利益とするから、少數のため多數を犠牲にすることになるが、無産階級に於ては、その利害は人間一般目的と合致するから、人身の保全と、人間らしい生活を目的とする無産階級國家に於ては、無産階級專制はないわけである。無産階級專制が唱へられるところには、無産階級の名をもつてする他の專

制があるのである。ロシアの現状はロシアの歴史的段階に於ては正しいかもしれぬが、それは他の社會にそのままあてはまる公式ではあり得ない。一切の權威的存在と信仰に對しては、敢然と戦ふ者が、彼等の社會的聖者に對しては、無條件の權威を認めて、批判的態度を否定するのみならず、同一なる盲目的信仰を他人にまで強要しつゝあるが如きは、解し難き矛盾といはなければならぬ。

國家から社會へ

資本家的生産の根本條件たる労働者の生産手段からの隔離は人間の歴史の中へ血と火との消えざる文字をもつて書き込まれてゐる。その現實の歴史においては強力が明かに大なる役割を演じる。國家は社會の經濟的構造を土臺としてその上に生ひ立つものであるに拘らず、かくして成立した國家は、逆に土臺そのものを揺り動かす力を有する、かくて土臺と上層建築との間には有力なる交互作用が働き合ふのである。

國家が租税や國債等の手段によつて、生産の土臺の上に、いはゞ寄生蟲的生活を營むことを以て満足せず、必然的に支配階級のため自ら生産それ自身を經營するに至るのは、ブルジョア國家の場合も無産者獨裁の國家の場合も同じである。プーリンは國家なる上層建築が經濟組織と併合されるやうな一の特種な形態が無産者獨裁のもとに存立する。國家組織が直接に社會の土臺へ・生産へ・接合され、その結合内で經濟的諸組織が國家裝置の構成成分である、といつてゐる。

かくの如く上層建築たるべきものが一部分は土臺の内に割り込み、又は土臺の一部が同時に上層建築の構成部分を形成するのは、無産獨裁の特徴であり、この場合に限るかどうか。社會民主主義によつてはこれがなし得ないかについて議論があるわけであるが、とにかくこの事實は國家的社會から、社會的國家への變遷を示してゐるものといつてよい。

國家を社會と離してみるのには、マルクスその他の社會主義の立場からのみに限らぬ。包圍されたるベルリンにあつて「ドイツ國民に告げ」て國家教育の重大を叫んだ愛國哲學者フイヒテも社會と國家とを區別しこれを混同することを許さない。社會と國家とは空間的に併立的に生活し、相互的關係にあるすべての人間の集團である。國家は社會の特殊的經驗的に條件づけられたものであつて、國家は人類の絶對的目的ではなくて、一の完全なる社會の創設に向つての手段である。故に手段に過ぎないすべての制度と同じく、それ自らを否定するものである。政治無き社會が政治の目的である。ただその國家止揚の時期が幾百千年の後に到達するかわからぬだけであるとす

る。無社會主義といふものは考へ得ぬが、無政府主義は考へ得る。古代ギリシヤのソフィストに於てすでに完全なる無政府主義はあつたが、近代無政府主義の創始者ブルードンは最高なる社會義務として人間の威嚴を力説し、良心を高唱し、人類に於る道德的進歩を熱烈に主張して、絶對正義の理想の實現を以て進化の最高意義となした。由來無政府主義には道德的要素を多量に含むのである。

これを道徳的に非難し盲目的に排斥することは、却つて逆襲される危険がある。無政府主義に對する批判の立場は、それ故に、宗教や道徳ではなくて、國家と社會からの立場である。

法律違反の絶無の社會では、法律の支配は姿を消してしまつて、道徳律だけが支配するのである。力の政治が無くなつて、徳の政治が之に代るわけである。併し乍ら政治といふ言葉が力の支配を意味するとすれば、徳の政治といふのは政治無きと同じであつて、この意味の無政府主義は東洋に於る老莊思想のみならず、凡ての道徳と宗教とに伴ふものである。故に排斥すべき危険は暴力手段を伴ふ特殊の意味に於ける無政府主義にあるのである。

それ故に、公民教育に於ては、政府が國家でないことと共に、國家が凡ての社會的連鎖を包容する全體社會ではなくして、政治といふ一つの機能を目的とする一部社會として考へられて來たといふ觀念の變遷を教へ、國家に人格を與へ、一つの神聖なる存在として考へさせて來た從來の國家觀とは、同一文字を用ゐてはゐるが、内容に於て異つたものを指してゐる國家に關する思想のあることを知らしめて、兩者の觀念の混同による誤解を防がなければならぬのである。

第五章 教育の改造

第一節 社會への教育

社會と教育

人間は人間社會によつてのみ人間たり得る。孤立的な個人といふものは、物理學者の原子の如く抽象に過ぎない。抽象によつてのみ個人が考へ得るのみであつて、人の概念は個人の概念でなくして種々の概念である。

個人は社會の中に、社會により、社會のために構成される。といふことは、ナトルプなどがいふ通りであつて、フイヒテも孤立人としての個人の概念を否定し生命あり創造力ある共同生活體の概念を作り、人間を以て個人としてではなく、多數に於ける精神的相關作用を有する一員として考へたのである。かくて社會の生活と、社會の教育とが相互に成立し發達する基礎があるわけである。

デュウイが、社會組織は個性を創造する。教育とは生活である、環境に對して行はれる自己更新

の過程である。生活の社會的連續の手段である。社會がその存在の爲に、未成熟の成員を教育する作用である。といったのもそれである。即ち、教育は前代が後代に及ぼす影響の傳達である。社會生活の存在の存続がこれによるといふよりも、寧ろ社會は此の讓與傳達から成立つてゐるので、社會がその生活の存続の要件として教育を要求するのみならず、その共同生活の過程そのものが教育なのである。

デイルタイは、教育の目的はたゞ生活の目的より導き得べくして、普遍的概念で決すべきではない。而して、人間の目的の決定は歴史的に示されたものでなければならぬといひ、シュプランガーによれば、教育は國民生活から産れなければならないので、教育學はこの生活への顧慮から生れるのである。といつてゐるやうに、現代の新教育思潮は、凡て社會への教育を目指して流れてゐるのである。

かくてナトルプは、人間への教育は同時に經濟と國家への教育でなければならぬ。こゝに社會的教育を要する。社會的教育は政治的である。國家の公民を教育して、國家をその内部から築くのである。又それは經濟的で、經濟的勞働へと教育するといつてゐる所に、新教育學に於ける公民教育の重大性があるわけである。

たゞ國家の公民を教育して、國家をその内部から築くといつても、その國家の意味が前節に於て述べたやうに變化して來てゐるから、ギリシヤに於ける教育が國家への教育であり、プラトーンの

國家が教育の手段であるといふのとは、自ら異るところがあるのはいふ迄もない。フィヒテは兒童の人格的成分を形成する爲にはドイツ國民を一つの全體に陶冶し、人間の社會的秩序を教へ、貴族のみでなく國民を陶冶し、國家は公民を教育しなければならぬとし、シュライエルマツヘルの教育論も、社會的見解を著しく示してゐたが、ドイツに於てはつきり新しい國家への教育、社會への教育を打ち建てたのは、ナトルプであり、デイルタイであり、シュプランガーであり、これを教育の實際により多く行つたのが、現代のベスタロツチともいふべきミュンヘンのケルシエンシュタイナーだといつてよい。

教育思潮の發展

社會の最終目的はすべての社會成員の完全な平等だといふことは、すべての個人に於て能力が同様に發展するやう社會に於ても凡ての人は平等な社會的教育を受けることを要求する。教育と知識とは正當に分配されなければならぬ。教育上の富豪が民衆的社會によつて危険なることは過度の物質上の富に劣らない。

特權階級と從屬階級とが厳しく區別されて、前者が教化を私し、後者をして機械的作業のみに従はしめ、かゝる作業に適する教育を受けしむるが如きは不當である。閑散階級と勤勞階級とを區別して、之に與へる教育を、修養教育と非修養教育であるところの職業的實際的教育とに分けるとす

れば、その意味における職業教育は教育でないといへる。多數の者をして産業上の單なる機械的熟練を得るに止らしめ、少數者をして單に裝飾としての知識的陶冶を受けしめようとする教育は承認することを得ない。

十九世紀に於て科學が、殊に生物學が進歩し、社會學と心理學とが發達した結果、十九世紀末から二十世紀にかけて、兒童中心、社會中心の特色が、教育思想の上に著しく顯れて來た。ヘルバルトは心理學的基礎を重視して兒童の立場を無視する理想主義、超越論をすて、經驗的に教育を眺めようとしたが、エレン・ケイ女史や、マリア・モンテツソリー女史の教育説も牛物學的基礎の上に立つてゐる。北歐スウェーデンのケイはルソーの自由教育論から出て、生物學心理學的科學的基礎から教育改革を主張したが、これを一層科學的醫學的に主張したのが南歐イタリアのモンテツソリーである。

ケイは教育の最も有力なる要素は家庭の平和と秩序なりとし、教育は先づ父母の改良から始めなければならぬとした。學校と家庭が服従と卑屈とを教へる壓迫を除き、兒童の喜悅と趣味と仕事を尊敬し、二十世紀は兒童の世紀としなければならぬとするのである。兒童の世紀は被教育者を主人とする世紀であり、被治者たる民衆教育の世紀である。浮浪兒の多いイタリアの醫者であつたモンテツソリーは貧民の家庭の狹隘が犯罪の原因であるとし、これが救濟の爲に「兒童の家」を開いた。その科學的教育學の根本原則は生徒の自由であり、自由は活動であり、活動的訓練によつて、兒童

自ら生活を準備させるのである。これは幼稚園の創始者フレーベルが、兒童に生活させるといふのは、兒童に生活をゆるすのでなくてはならぬ、生活のみが生活の準備であるとなしたのと同じ意味である。

一時我が國の教育界にも流行したダルトン・プランも、このモンテツソリーの方法を参考にし、新しき心理的教育思想に基いてなされたので、個人に自己を發展せしめる自由を與へること、協同活動即ち團體生活上の相互關係を進めること、を、根柢としてゐる。これも學校を社會化するもので、創始者ヘレン・パークハルス女史は「ダルトン案は課程表上の學科よりも兒童が其の作業をする際の兒童の生活及び彼が社會成員として働く仕方を重なるものとする」といつてゐる。

ジョン・デュウイも生物學、社會學、心理學を教育學說の基礎としてゐるに變りはないが、社會の職業と平行せしめ、個性の自己活動に訴ふる教育は、兒童の發展に應じて如何に現代心理學を施すべきかを研究して、從來の心理學が個人のこととして見てゐた個人の精神を、現代心理學はこれを社會生活の機能として見るので、個人の精神は夫れ自身で發達するのでなく社會の要素から刺戟を受けて發達するといふ心理學的豫想の下に出立して、教育の最初の第一期の社會的及び個人的興味を支配で、遊戯、作業、談話によつて、初めに家庭的の材料、後には社會的のことを授け、これを教材として、なく、活動により經驗せしめ、最後の第三期に於ては科學及び技術を工業的及び知的に授けるといふことを實驗の結果、確信を以て主張し、我が國教育界に於てもその影響は頗る大

なるものがあつた。

デュウイにあつては、職業は生活々動の指導であり、或目的を有する連続的活動であるが、この學校を一つの胎兒的社會生活とし、藝術歴史科學の凡てを通じて、大なる社會の生活を反映する職業の典型とし、學校の小社會の中に勞働の精神、自己活動を養はねばならぬとするのである。このアメリカ的實際主義、實用主義、行動主義の影響の上に、合理論の哲學から教育を論究するナトルプその他の新カント派、全體觀の哲學に立つて考察するスプランガーなどのドイツの理想主義的色彩を加へて、出現したのがケルシエンシュタイナーである。

ケルシエンシュタイナーは、凡ての教育の最終目的は獨立調和的に發達し道徳的に自由なる人間より成立する一の人間の社會である。從來の教育は、國家の公民教育を中心とした組織でなく、教育は知的及び技能的の陶冶そのもの、經濟的の實用のためであつた。併し乍ら、國家は個人をして國家の目的を理解させ、それによつて個人の業績と能力とを發達させなければならぬ。この職業的堪能にまでの教育が公民教育の必須條件である。この目的のために、作業の喜びと作業の堪能とが得られ、それと共に誠實、勤勉、忍耐、克己、日常生活への献身の念を養ふことが出来る。故に、作業はいはゆる職業教育ではなくして、人間として公民としての教育である。

凡ての公民が、正義の標準による點に於て、公民教育は正義國家の理想であり、凡ての公民が道徳的文化價値に盡す點に於て文化國家の理想である。これに到達する實驗、實習、作業による協同

心の教育に俟つ共同作業による教育が大切であるとするのである。

社會的教育と作業學校

近世教育の父であるペスタロツチが、すでに「生活が陶冶するのである、生活に迄の教育が必要であつて、又生活による教育を行はなければならぬ。言語を去れ、行動が人間を教へ、人間を慰藉する。技能と思考とのみでなく、技能と行動とがなければならぬ。技能は自己陶冶に關する點に於て、知識よりも遙に著しく、技能の陶冶は又吾々の徳の感覺的基礎の存する所である」といつて、ナトルプの社會的教育學と、ケルシエンシュタイナーの作業學校に先驅してゐる。

ナトルプの社會的教育學の中心思想は、「陶冶が社會を條件とし、社會生活が陶冶を條件とする」ところにある。ナトルプは「個々の人及び其の集團は其の存在及び機能を自己自身の爲めではなく、一層大なるもの——最後には人類團體——に適合する爲めに有することに留意せねばならぬが、教育の任務についてかゝる見解を有するものが社會的教育學である。人の教育が其の主要點に於て社會に依ることを原則として承認し、同時に社會生活の構成が之に與るべき個人を此の生活に應じて教育することに依存すること」をも認めるのである。

ケルシエンシュタイナーの作業學校の根本思想は畢竟生徒に彼自身の力で知能を習得せしめようとするのであつて、自力による活動が無ければ眞の陶冶はあり得ないといひ「汝の能ふものたれ」

と主張する。彼が爲し得るものたる時に於てのみ、その人格を完成し得るのであつて、自尊は行動に於て得られるとなすのである。そして作業を人生の發展の結合點なりとし、手工は正しき藝術の基礎たるのみならず、正しき科學の基礎であるといつてゐる。

手工によつて、物理化學は勿論、用器畫も三角も幾何も教へられるだらうし、園藝に於て、植物、昆蟲、土壤、氣候、太陽等に關する知識と共に、美術教育も行ふことが出来るであらう。兒童は抽象の事には飽き易いから、行動に於ける情操の陶冶をなすことがよい上に、知識の收得の場所を、同時にその正しい使用の場所にするといふことは、價値を體驗することであつて、對象との同一化、直接價値の對象を有する活動が眞の興味を興へる。

興味は必ずしも容易であるから起るといふものではなくて、困難なものの方がより興味を起すことも多いのである。兒童に興味があれば、凡ての學修は容易に有效に行はれるのである。それには學校は兒童に能力の自由な餘地を興へなければならぬし、具體的の目的を示さなければならぬ。スペンサーは、個人の教育はその方法に於ても歴史的に見た人類の教育と合致しなければならぬ。人類が長年かゝつて自然から學んだやうに、兒童に學ばしめるのである。即ち、教育は社會の文化を小さく個人に於て繰返すべきであるとなしたが、人類の文化が實行的態度からはじまる如く、個人も亦それからはじまるので、兒童多數の態度は、理論的態度でなくて實際的態度なのである。それ故に行動である作業は讀書を意味するやうな學習よりも、より教育に於て效果的なのである。

殊に、生産的作業は仕事の楽しみ、勇氣、自立、勞働の喜びを感じしめる。そして、作業の際の相互的助力は、學習の際に於るよりも、共同感情を生ぜしむることが多いのは疑ひなく、又共同作業によつて責任感を養ふことも事實である。個人が全體の爲に献身的に働くときに、初めて人間たる價値を感じる。かくて、學校は個人的競争の場所、個人的名譽欲の場所から、社會的貢獻の場所に變化する。社會的情操も祖國的的情操も、抽象的の修身講話ではなくて、この實際的貢獻から成長するのである。

デュウイは現今の學校は社會的精神の發展に必要な條件が餘りに僅かであるとし「學校に於て共同の製作的作業を採用して、學校を眞の活動的共同生活の場所としなければならぬ」と主張し、ケルシエンシュタイナーは、實驗室を特に共同作業の場所として尊重し、種々異なる性情を有する者が、同一目的の爲に協力して働くといふことに於て大なる價値を認める。此處では兒童は利己的動機に従つて働くことを許されず、互に相助け、全體の一部として働かしめ、作業は共同の性質を有し、個々の意識に責任の情を發せしめ、満足の場合にも失望の場合にも共に感ぜねばならぬやうに、學級を組織したのである。

職業指導の問題

以上の如くであつて、現代の作業學校や、職業教育尊重の思潮は、必ずしも職業に對する技術的

準備を意味してゐるのではないが、併し乍ら、學校教育と社會の職業とをつなぐ一つの橋として、職業指導の問題も、學校の任務に一つの新しいものを加へた。

家内工業の時代にあつては、家庭はよき職業教育場であつたし、家庭の職業を通じて兒童は社會と接觸し教育された。然るに、工業の發達は、工場の高き障壁の中に職業を閉鎖し、兒童をしてその障壁の外に隔離したから、そのまゝに放置しておいたのでは、兒童の職業教育も社會に對する教育もなされないことになる。一方、工業が複雑化し、準備教育を必要とするに至つて、學校によつて職業教育を授けなければならぬ必要が生じたのである。この事は職業教育によつて、各人に職業の意義をよく知らせて、作業を通じて一般的技能を練り、勤勞の趣味を養ひ、職業道徳を養ふといふことを要求すると共に、いよ／＼尋常六年を卒へる時分、又は高等小學校位になつたらば、實際に如何なる職業に就くかといふことが問題になつて來る。そこで、職業の選擇、兒童の適性如何の問題が起り、職業指導の必要が起つて來るのである。

今迄の職業の選擇といふものは大體行當りバツタリ主義であつた。昔の様に大體親の職業に子供も入つてゆくといふことも出來なくて、皆殆どその兒童の適性どころか趣味嗜好なんかも考慮する暇もなく、殆ど偶然の機會によつてある職業に就くことが多いのである。その爲に絶えざる轉職の不安も起り、その人の一生は結局何にも熟練するに至らずして、不熟練勞働者の群に投ずるといふやうな事になつてしまふのである。

これは當人の不幸であるばかりでなく、社會の損失でもあるから、この職業に入る前に、その個人の性質を反省せしめ、自己分析をなさしめると同時に、職業の世界はどんなものか、世間にはどういふ職業があるのか、その内にどれが自分に適するかを考へさせ、選擇させなければならぬ。しかしながら、小學校卒業程度の少年少女や、又今日の勞働者階級の父兄にあつても、正しく兒童の性質を見極め、冷靜に世間の職業を選擇して、その性質に適する職業を見出すといふことは、到底期待し得ないことであるから、これに對して學校教師なり、社會施設による職業指導員なりが、少年少女自身から、或はその家庭からの相談に與り、或は教師自ら平常から子供の性質を観察し研究して、如何なる職業にむけるか、その指導をするのである。それについてはかのメンタルテストの如き心理的調査も必要であり、往時の年期奉公のなくなつた現時の職業に對しては相當の技術的準備教育も必要なのである。

しかして、この職業指導が、學校生活と職業社會とを聯絡し、具體的の職業と學校との間に橋を渡すのであるから、雇主使用者側との連絡が必要になり、職業紹介をもなさざれば徹底せず、目的を達しないことになるのであるが、この職業紹介は學校自身やらなくても職業紹介所と連絡して、少年職業紹介を行へばよいわけである。かくてかの能率問題からいへば、個人能率も擧ると共に、適者生存適材適所によつて社會の集合能率も擧るわけになるのである。

労働者教育の施設

職業指導は學校を出して一度職業に就けたら、もういゝといふものではない。就職後も相談相手になつて、指導保護の任に當らなければ、その任務を完うするわけにはゆかない。こゝに於てか、労働者の成人教育の問題とも關聯してくる。又失業問題との關係に於て考察しなければならなくなる。それ故に職業指導は學校よりも、職業紹介所とか、労働組合とかを利用した施設であることを要求する。

國民の大部分が労働者とその家族であり、労働者が生活的に恵まれてない原因であり結果であるところの教育の不均衡は、凡ての社會問題の根本といつてもよい。兒童労働の禁止も、青少年労働の制限も、労働時間の制限と、その生じたる餘暇利用の問題も、そして成人教育施設も、結局に於ては、その対象は労働者を主としなければならないのである。然るに、労働教育に關する國家施設は殆どなく、僅か五萬圓の國庫補助が政友會内閣に於て計上されたが、今はその行衛がわからない。現代政治が労働問題を重要視する意味は、恐れて近づけしめない用意以上に出てゐないのであるが、労働組合との協力といふやうなことをテンデ考へてゐないから、凡ての社會施設労働政策がその效をあげないのである。同時に労働組合に闘争團體以外の意識を興へ得ないのである。この労働組合を教育に近づけるなどといふことは、現在の文部當局や樞密院貴族院などでは以ての外とする

であらうが、この事は現代教育を現代社會に連結する爲には不可缺の要件である。

一體文政當局の社會問題、労働問題に理解なきことは現在の國定教科書を一瞥すればすぐわかることであつて、それは今日の社會思想からは容認出来ない思想の上に建てられてゐる。教育が社會は勿論兒童を導くことを得ないで、學校が時勢に取殘されてゐることは、例へば小學校條例を見ても

工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重ズルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

なんかと書いてある。「工業」によつて「勤勉綿密にして且創作工夫を重んずるの習慣を養」はせようとしても現在の工業は手工業ではなくて大工業組織の工場に於て行はれるから、創作工夫なんて餘地はまづない。それよりも、現在の工業によつて教へられ、之に對する準備をなすものは、多數労働者が共同して同一事をなすについての訓練と統制と、精神的準備が必要になつてくるのである。しかして、この工場が現在の小社會であり、工場労働者の共同作業と共同生活が、現在の社會の典型をなすとするならば、この規律と統制の精神は、絶対服従を基本とする軍事教練の指導者として在郷軍人によつてなされるよりも、むしろ任意的團結である労働組合の幹部事務員によつて教へられた方が、青少年のために明日の社會への準備としては適當なのである。

その事は階級意識の養成を主とする労働者教育を意味しないで、労働問題社會問題の公正なる理

解を進める意味での労働者教育とも關聯して考へられるべきである。現代社會が工業労働者を中心として動き、工業労働者の問題を中心として、社會問題が渦巻き、人口の大部分が、労働者によつて占められてゐる現狀に於ては、好むも好まざるも、社會への教育を意味する公民教育は労働者教育の問題を考慮の基底に置かなければならぬのであつて、それが労働者に對する成人教育の問題としてのみならず、労働生活に入る前の準備教育期に於ける兒童に對して、或程度のこれに對する理解と訓練とを與へる必要は云ふをまたぬのである。

第二節 教育の行詰りと打開

教育の行詰り

我が國社會は、今や諸方面に行詰つてゐる。明治の日本が、大正で更生し損なひ、昭和に持ち越してまだ打開出來ずにゐたのである。その内でも、教育に於て、その行詰りは顯著であり、その對策は他の問題に比較して簡単に制度の上の變更によつて、大部分が解決し得られさうに思はれるに拘らず、たゞ過去の墮力に引ずられて文政の不振を來たしてゐるわけである。

教育の行詰りは制度的にいつても、眼の前に見えてゐるのである。就學を獎勵しながら、小學校

に入學するのにさへ入學難があり、試験地獄がもう口を開いてゐる。試験地獄を救済しようとする情實地獄だといふ。小學校へ入つて、二三年たつと、もう男の子は中學校へ、女の子は女學校への入學準備教育をさせられ、小學教育を終ると、上級學校へはひる前にその試験地獄か内申地獄かを通過しなければならぬ。女學校の方は高等といふ字をつけて、これを女子の最高學府にし、女學校の先生を養成するやむを得ざる必要のために、女子高等師範を置くだけで、女子にはこれ以上の教育を與へないことを原則とし、中學校の方は四年級入學をゆるして、中學本然のいはゆる高等普通教育の責務を犠牲にしても、上級學校へ進むものゝ便宜を考へる位に、高等學校豫備校化し、高等學校も制度の上では獨立した學校だといふ看板に塗り更へたにかゝはらず、之に伴ふて、中學卒業者が判任文官たり、軍隊の幹部候補生たる特權がある以上の何等の特權が與へられたわけではなく、依然として大學に入學しなければ、高等學校三年の教育は形式的にも何にもならぬやうになつてゐるから、それが依然大學豫備門たるに變りはない。しかも大學は之等豫備門たる高等學校卒業生を收容するだけの席を設けてゐないので、ここにも入學難の關所を前にして、いはゆる高等學生遊民を作つてゐるのである。此の人生最重要期に遊民生活を餘儀なくせしむることの、當人にとつては勿論、國家社會に蒙らしむる害毒は大なるものありといはなければならぬ。

しかし、その難關をやつと通過した者も、大學に入つて見ると、官吏養成所から危險思想養成所になつたといふので、大學といつても學問の自由は、國家樞要の名に於て文政當局から制限さ

れ、思想警察によつて學園の自由を侵さるゝに對して自ら護ることすら出来ない。しかも大學教授の實質は必ずしも明治時代に於けるが如く、社會の學問的程度が低くないが爲に、社會的優越がなく、停年制を設けて老教授を退けても、代るべき少壯教授若朽を如何ともすることを得ずして、大學没落の聲を否定するだけの反證を示し得ない。しかし、たゞ一つの學士の肩書も「學士様なら娘をやるか」といふ値打は勿論、就職への通過券ともなり得ない。かくて凡ての教育が、没落と就職難を目掛けてひしめき進んでゐるとするなら、悲惨なる教育の總動員といふべく、それが文政の矛盾でなくて何であらう。

窮したる解決

この事實は、世間に問題となつてからも久しいにかゝはらず、文政當局は全國平均の統計表を眺めながら、學校必ずしも不足ならず、入學志願者が二口三口とかけ持つことが、統計數字上の入學難を甚しくするを悪んで、頻りに入學試験期日の調節によつて、事實上の入學難緩和の抜け道を閉して得たりとしてゐる。しかし、この文政當局の攻勢に對して受験學生は飛行機を利用して、東京と京城の間を駆け持ちする迄に至つてゐる。

此の行詰りの打開は文部當局にも期待出來ず、文政審議會に至つては一層文政の障害以外の何ものでないことを見て、世間はそれとゞのつまりを、子弟を上級學校に入れることを思ひ止り、不景

氣と共に中學校にも實業學校にも、入學志望者が漸減したといふ統計的數字を文部當局に示すに至つたのである。そして、或地方では校長が紡績工女の募集員のやうに、生徒を募集して歩いても遂に得られずして、一學級を閉鎖するの已むなきに至つたものもある。これで入學難が助かつたと喜ぶなら、それは哀れにして悲しむべき解決である。それが教育とその行政の目的を達成せしめたわけでないのは勿論である。かうならない内に、社會と教育とを調節してこそ文部當局の責務も果せるわけであつて、かういふ自然の調節を腕を組んで待つてゐたといふならば文部行政の必要は無いわけである。

時勢の流れは急速度で流れてゐたにも拘らず、文政のみが過去の墮力以上の速度を以て流れなかつた結果取り残されたに過ぎない。この教育の行詰りは、明治時代の教育が、支配階級とその手先のための教育であつて、大學を目掛けて凡ての學校が積上げられてゐた結果である。大學へ進むものは、義務教育を受けた者のほんの一部であるに拘らず、凡ての學校を、上級學校の準備教育化してしまつたのである。學士の肩書が、權門富豪と縁をむすび、出世の門口となり、父祖傳來の田畑を賣つても損の行かない投資であつた時代には、それでもよかつたのであるが、大學の卒業證書が護符の魔力を失つた後までも、同じ制度と同じ組織と同じ方法で教育機關を動かして來た間違ひなのである。それ故に、行詰り打開の根本策は、大學本位の教育制度を小學本位の教育制度に立て換へることになければならぬ。上級學校が下級學校を犠牲に供して、凡ての學校系統を大學への準備

教育化してしまつてゐるのを、國民皆學を意味する義務教育の徹底と充實を基礎としたる小學校教育本位の教育制度を確立しなければならぬ。

それは一方に於ては、義務教育年限を延長し、實業補習教育の義務制を實行し、以て國民一般の教育的水準を高めると共に、他の一方に於ては、國民の生活する権利と、労働する権利と共に、教育を受くるの権利を確立するが爲に、貧困に依る就學義務を免除し、貧困兒童救済の名の下に、姑息なことをする事の代りに、義務教育の無月謝と、學用品の無償給付、學校に於ける晝食の給與を一樣にして、貧困兒童としての差別的取扱を無くさなければならぬ。

庶民教育であるところの公民教育の振興運動の目指す所はこゝである。國民教育の最小限度を保障する意味に於ての公民教育を施すことに於て、義務教育は國家が國民に對して義務を負うてゐるのである。國民は公民としての最小限度の義務を果すに足るだけの教育を受ける権利があるのである。公民教育運動に於けるこの現教育制度改革の原動力たる意味を失つては、公民教育運動の意味と價値とは半減するといはなければならぬ。

文政審議會と經濟審議會

以上の如き教育の行詰りに對して、歴代政府當局は、全く何も考へてゐなかつたわけではない、何かしようとは思つてゐたには違ひないが、これを行ふには力足らず、又從來の教育を打ち建てた

教育界の功勞者や、文部省の屬僚や、教育技術者にとつては、これを爲すのは自分達の苦心して作り上げた物をムザ／＼と打壊すことを意味する。又過去を固定する法律萬能を信ずる事務官系統が更始一新の制度を打建てられないことも元よりであつて、斯くの如き改革の手遅れは過去十數年の歴史を顧れば直にわかるのである。

大正六年寺内内閣の下に内閣直屬の臨時教育會議が設けられて、文部大臣岡田良平氏が中心となり、教育制度改革の事を議した結果が、翌七年の大學令と高等學校令の改正となつて現れた。高等學校は大學の豫備門でなくて、獨立して高等普通教育を完成するを目的とし、年限を七年(高等科三年、尋常科四年)としたので、從來の中學校は五年の儘にしておき乍ら、四年修了者が入學し得ることになつた。大學は官立の外公立私立も認めて單科大學を置いた。その結果は、官立の專門學校の大學昇格運動を起し、一方には專門學校令による從來の私立大學が大學令による大學となり、大正年中に私立大學二十二校に及び、更にこの改正は高等教育機關の増設を促して、翌大正七年原内閣の下に中橋文部大臣によつて高等教育機關の大擴張が企てられた。當時はまだ戰時好況の時代であつたが、この計畫によつて大正八年以降高等學校を新設すること十七、專門學校實業專門學校を新設すること三十一校に及んだ結果は、その過剰なる卒業生を不景氣の眞只中に送り出す運命になつて、今日に於ける未曾有の就職難と、知識階級失業難の原因となつたのである。

それのみならず、この改正は、中橋文相が議會に放言した如く「妥協に名案なし」であつて改正

の精神も一貫せず、例へば中學高等學校の聯絡問題の如きもそれであり、又所謂高等普通教育を完成すべき高等學校が依然大學豫備門であり乍ら、新設高等學校十七に伴ふ大學の擴張が講ぜられな
い爲に、入學難は高等學校から大學に及んで甚しきに至らしめたのもそれである。それ故に、これ
らの問題を更正する義務は歴代文部當局に課せられてゐるのであるが、一方臨時教育會議は文政審
議會となつても、やはり同じやうな種類の人物を集めて審議するのであるし、多くは舊く文政に當
つた者も多いのであるから、いはゞ被告に裁判させ、或は犯罪者に立法させるやうなものであつ
て、その審議は、文政審議會に比べれば多少は進歩的な文部當局の立案を引戻し、答申をしても何
等革新のあとなく、實行の誠意を示さずして、改革の急を思ふ者をして焦慮煩悶せしめるべく十分
に無爲に、十年を過し來つたのである。

そこになると、この無爲無能なる文政審議會よりも、田中内閣の下に出來た經濟審議會が、諮問
された肝心な經濟關係事項に就ては、この方ではやはり被告的立場にある實業關係者はいい加減な
答申しかしないでおきながら、責任外の事には勇敢に、しかしてそれだけ適切なことをいふもの
で、昭和三年十二月末に可決した教育改善に關する建議の方は、時弊に的中し、時勢の要求に合し
たものがあつた。即ち次の如くである。

第一 現在の學制は一面に於て學校に於る教育に過大の希望を囑して社會に於る教育の眞價の重大なる
を輕視するの誹りを免れず、他面に於て實務者の養成機關と學術の研究機關とを混同するの嫌ひなしと

せず、依つて大體左の如き趣旨によりこれが整理を實行するを以て時宜に適せりとす

- 一 一般國民教育の階梯は之を小學及び中學の二とし、その修學年限は之を小學は六年中學は五年とす
ること、但し各階梯に對する適當なる名稱に就き特に考慮すること
- 二 小學の課程を終りて直に實務に就く者に對し實業補習學校を置きその修學年限を概ね二年とする
こと
- 三 中學程度の教育を以て實務に就かんとする者に對し簡易なる専門的職業教育を旨とする實業學校
を置き、その修學年限を概ね三年乃至五年とすること
- 四 一般國民教育の階梯を終りたる者及實業學校の卒業生にして更に専門の教育を受けんとする者に
對し大學を置きその年限を概ね三年又は四年とすること
- 五 大學卒業後更に特別に學術の研究をなさんとする者に對し大學に研究機關を設けることを得しむ
ること

備考 現在の大學及各種専門學校は總て之を大學とし高等學校は地方の事情に應じ中學又は大學に
改め高等小學校は概ね實業補習學校となすべし

第二 教育内容の現状は特に小學及中學に於てその教科の配列及内容劃一に流れその種目又多きに過ぎ
生徒に過重の負擔を課し却て何れの科目に就ても徹底したる教育を期し得ざるの憾あり、之等の弊をた
め必修教科の種目は德育體育の外基礎的學科の少數の範圍に止めその配列内容に付ても成るべく地方
の事情と四圍の環境とに應じて取捨選擇の餘裕を興ふると共に勞務に服するの素質と慣習とを養ふを

旨とし國民の實際生活に適合したる教育を施すべし

第三 實業補習教育の機關は益々之が普及を計るの必要あり、而してその教育に付ては特に地方の實際に適應することを旨とし實務の餘暇を利用することを念として、家事實業に關する知識習慣を興ふると共に、公民訓練に必要な教育を施すを主眼とすることを要す

第四 學校の教師は廣く人材を實社會に求め、實業科目等については實務の經驗を有する者をもつてこれに充つることを奨励すべし

第五 學校の建築及其設備に關しても翻一を避け華美を戒め、これがため徒に地方財政に過重なる負擔を課し生徒に奢侈の風を馴致するが如き弊無からしむべし

第六 圖書館、博物館、動植物園等の施設を普及充實せしめ各種の講演會、講習會の開催等を奨励し學校以外に於て知識技術を十分に習得するの機會を多からしむべし

理由

時運の進展と社會の現状とに鑑み社會政策上乃至經濟政策上の見地に於て、廣く教育の改善をはかるを以て緊急の要務なりと認むるに由る

この建議は大した誠意もなく、政府當局も眞面目にこの答申を尊重したわけではなかつたが、社會の要求を示すに於ては十分であつた。

ドイツに於る公民教育運動

文政に直接關係をもたぬ經濟審議會が「時運の進展と社會の現状とに鑑み」社會政策と經濟政策の見地から教育の改善を緊急の要務と認めたことは意味深いことである。即ち改善の要求は、教育界から出て來るのではなくして、社會の側から出て來るのである。そしてその方が力強く働くのである。公民教育運動に於ても、從來の教育當局者や教育技術者以外に原動力がなければならぬ。

ドイツでも公民教育運動が起つたのは今からやつと二十年程前からに過ぎない。一九〇八年デュッセルドルフ市で開かれた大會で「ドイツ國民に公民教育の缺乏せることを認め、この缺點を補ふために、凡ての種類の中等及び高等の學校に公民科を置き且その教授を行ふに適した教師を養成すること」を決議して、帝國宰相と文相とに送付し、その翌年ハムブルグの大會では更に具體案として

小學校に於ける全教授は、能く國民的精神で貫徹せられてあることを要する。特に祖國に關する教授は後の補習教育及び専門教育に於ける公民的學科に適當な根據を興へるやうに組織されねばならぬ
師範學校卒業試験及び檢定試験に於ては、公民的事項についての成熟の度及び公民教授を行ふ能力を檢することを要する

中等の學校の教課案に於ては、其の卒業の條件として公民的知識の必要なることを特に明記することを要